

令和3年第4回能登町議会6月定例会議 会議日程表

6月7日から6月16日 (10日間)

日 程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第 1 日	6月 7 日	月	午前10時00分	本会議	開 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 請 願 上 程 ・ 朗 読 ・ 委 員 会 付 託
第 2 日	6月 8 日	火		委員会	
第 3 日	6月 9 日	水		委員会	
第 4 日	6月 10 日	木		休 会	
第 5 日	6月 11 日	金		休 会	
第 6 日	6月 12 日	土		休 日	
第 7 日	6月 13 日	日		休 日	
第 8 日	6月 14 日	月	午前10時00分	本会議	一 般 質 問
第 9 日	6月 15 日	火	午前10時00分	本会議	一 般 質 問
第 10 日	6月 16 日	水	午前10時00分	本会議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 会 閉

開会（午前10時00分）

開 議

議長（酒元法子）

ただいまから、令和3年第4回能登町議会6月定例会議を開会いたします。
ただいまの出席議員数は、14人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり本日から6月16日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（酒元法子）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、
7番 市濱 等 議員、
8番 小路政敏 議員を
指名いたします。

諸般の報告

議長（酒元法子）

日程第2、「諸般の報告」を行います。
本定例会議に町長より別冊配付のとおり、議案12件、諮問1件が提出されております。

次に、町長より、地方自治法第180条第1項の規定による「専決処分の報告」が6件、地方自治法施行令第146条第2項の規定による「令和2年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書」、地方自治法施行令第150条第3項の規定による「令和2年度能登町一般会計事故繰越し繰越計算書」、地方公営企業法第26条第3項の規定による「令和2年度能登町病院事業会計予算繰越計算書」、能登町債権管理条例第7条の規定による「債権放棄の報告」がそれぞれ提出されており、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定による、「株式会社能登町ふれ

あい公社」、「有限会社のとクリーンサービス」の経営状況についての報告書の提出があり、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求める者の職、氏名は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、能登町議会申合せ事項第54項の規定により、眞智教育長から新任の挨拶を求めます。

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

4月の議会で皆様方のご同意をいただき、教育長を拝命いたしました眞智富子でございます。能登町全体の教育に関わる仕事の機会を与えてくださいましたことに深く感謝申し上げます。

能登町の教育振興基本計画に掲げられる「「能登」の地と人に学び 未来を拓くたくましい力をはぐくみ “一步前へ進む人づくり”」、この基本理念を大切に、学校教育では、子供たちの命を守り、安心して学ぶことのできる環境づくり、社会教育では、幅広く世代の方々が輝く活動を推進してまいりたいと考えております。

微力ではございますが、大森町長の下、能登町教育発展のために職務に邁進する所存です。皆様方のご指導、ご支援を賜りますことをお願いいたします、新任の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。（拍手）

議長（酒元法子）

これで諸般の報告を終わります。

議案上程

議長（酒元法子）

日程第3、議案第43号「令和3年度能登町一般会計補正予算（第1号）」から、日程第15、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについて」までの13件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（酒元法子）

町長から提案理由の説明を求めます。

大森町長。

町長（大森凡世）

本日ここに、令和3年第4回能登町議会6月定例会議の開会に当たり、ご提案いたしております議案の提案理由をご説明する前に、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、日本航空高等学校石川において、新型コロナウイルス感染症の大規模なクラスターの発生に当たりまして、生徒・学生の方々をはじめ、学校関係者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。特に生徒の皆さんには、不安な気持ちでいっぱいであり、また保護者の方々におかれましても、大変にご心配のことと心中お察しいたしております。当町も、お見舞品として海洋深層水や保存食などの物資を6月1日にお届けし、微力ながら応援をさせていただきました。

航空石川は、能登を代表する高校でありますので、生徒の皆さんには、この苦境を乗り越え、勉学、そしてスポーツなど、逆境をばねに前進をしていただきたいと思っております。一日も早く平穏な学校生活が戻ることを心よりお祈りいたしております。

さて、全国での新型コロナウイルス感染症は、新規陽性者数が依然として高い水準にあること、そして医療提供体制の逼迫も見られることから、9都道府県に対し緊急事態宣言の期間が6月20日までに延長されております。

石川県におきましても、現在、6月13日までとなる県独自の緊急事態宣言を発出しておりまして、町といたしましても県の取組を遵守し、公共施設等の終業時間の短縮や休館、役場研修室等の利用制限などを行っておりまして、町民の皆様にはご不便をおかけしておりますが、いつ、どこで、誰が感染してもおかしくない状況でありますので、感染拡大防止対策にご理解をいただきますようよろしくお願ひいたします。

また、感染された方、医療従事者やそのご家族の方々への誹謗中傷、偏見や差別は決して行わないように。そして、引き続き、ご自身やご家族をはじめ大切な人の安全のためにも新しい生活様式の実践、不要不急の外出の自粛による人の流れの抑制にご協力をいただきますようお願ひいたします。

そして、町のワクチン接種につきましては、5月10日より接種が始まっておりまして、65歳以上の方の接種は、7月末の完了に向けて、6月下旬から7月初旬にかけまして集団接種会場を3か所設けて行う予定としております。65歳未満の方への接種券は、6月中をめどに計画的にお届けする予定しておりますので、何とぞご理解をいただきますようお願ひいたします。

感染防止対策、地域経済活動の両立、そしてこれまでの日常生活を取り戻すためにも、積極的なワクチン接種に議員各位におかれましても引き続きご協力を賜りますようよろしくお願ひをいたします。

それでは、本日提案をいたしております議案12件、諮問1件につきまして、その大要をご説明いたします。

議案第43号「令和3年度能登町一般会計補正予算（第1号）」は、15億9,918万5,000円を追加して、予算の総額を147億3,818万5,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容でございますが、当初予算が骨格予算でありましたことから、政策的な新規事業などを追加したほか、地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策費やワクチン接種に係る所要経費などを追加いたしております。

歳出からご説明をいたします。

第2款「総務費」は、8,380万6,000円の追加であります。

第1項「総務管理費」、第3目「財政管理費」では、公共施設の総合的な管理のために平成28年度に策定をいたしました公共施設等総合管理計画につきまして、総務省の要請に基づき見直しを行うものであります。

第5目「財産管理費」は、旧小間生公民館の解体事業費を追加いたしました。

第8目「地方創生推進費」では、関係人口創出事業におきまして、新たに実証業務と副業人材活用促進事業を追加いたしました。

第9目「地域振興費」では、地域振興総務費におきまして、地域おこし協力隊員の定住を促進するため、隊員の起業や事業継承の支援を行うほか、定住促進事業では、のと未来会議の開催と関係人口の人材登録制度構築に係る所要経費について定住促進協議会へ補助をするものでございます。

第13目「地域安全推進費」は、能登自動車学校の照明設備等の改修に係る経費の補助を追加いたしました。

第17目「諸費」は、町内会等に対する小型除雪機購入補助について、要望件数を踏まえて追加をするものであります。

第18目「新型コロナウイルス感染症対策費」は、行政庁舎における感染拡大防止のため、アクリル板購入費用を追加いたしました。

第2項「徴稅費」、第3目「賦課徴収費」では、町税や介護保険料、後期高齢者医療保険料をスマホ決済にて対応させるためのシステム改修費を追加いたしております。

第3項「戸籍住民基本台帳費」では、マイナンバーカードの普及促進と諸証明発行の利便性向上のため、コンビニ交付サービスの導入に係る所要経費を追加したほか、令和2年度「在留者住居地届出委託金」の確定に伴いまして国庫

返還金を追加いたしております。また、当初予算で計上しております戸籍とマイナンバーを連携するための業務が国庫補助対象となりましたので、財源の調整を行いました。

第3款「民生費」は、1,304万7,000円の追加でございます。

第1項「社会福祉費」、第1目「社会福祉総務費」では、旧内浦健康福祉センターの解体工事実施設計費とアスベスト分析調査費を追加しております。

第2項「児童福祉費」、第1目「児童福祉総務費」では、老朽化しております宇出津地区にある2か所の保育所を統合するための基本設計策定費を追加いたしました。そのほか、低所得の子育て世帯を支援する「子育て世帯生活支援特別給付金とその事務費」を追加しております。

第4款「衛生費」は、1億5,639万2,000円の追加であります。

第1項「保健衛生費」、第2目「予防費」では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る所要経費を追加いたしました。

第3目「母子保健費」では、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を行うため、スマホアプリの導入費を追加いたしました。

第4目「環境衛生費」では、斎場管理費におきまして、新型コロナウイルス感染症対策のため、アクリル板やサーモカメラなどの購入費を追加いたしました。

墓地公園管理費では、空き区画が残り4区画となっております墓地区画を増設するため、実施設計費と工事費を追加いたしました。

第5目「病院費」では、宇出津総合病院にPCR検査機器を導入するため、機器購入費を負担金として計上しております。

第3項「水道費」は、水道管路耐震化事業への出資金の追加でございます。

第6款「農林水産業費」は、1億1,434万1,000円の追加でございます。

第1項「農業費」、第2目「農業総務費」では、営農飲雜用水施設の設備改修や管理道の整備費を追加したほか、当初予算で計上いたしましたダム監視カメラ設備の移設工事が令和2年度の有線放送整備事業で対応できましたので、減額をするものでございます。

第3目「農業振興費」では、農林産物加工施設柏木センターの冷蔵庫修繕工事費を追加したほか、担い手育成農業機械整備支援事業と、大雪に伴うビニールハウス倒壊の復旧を支援する農業施設等雪害緊急復旧対策事業を追加いたしました。

第5目「農地費」では、県営老朽ため池整備事業において、新たに矢波地区ため池の事業計画を策定するための委託料を追加いたしました。

県営ほ場整備事業においては、大箱、十郎原、瑞穂第2地区の3地区のほか、

来年度に採択を予定しております藤ノ瀬地区の計画策定に係る負担金を追加いたしております。

農業基盤整備事業においては、宮崎地区パイプラインを更新する農業用施設石綿対策特別事業と、福光地区の老朽化した送水管を改修する農業用水路等長寿命化防災減災事業の負担金を追加いたしました。

第2項「林業費」は、山口地区におきましてイノシシ等の出没を抑制するための里山整備を行う緩衝帯整備事業の追加であります。

第3項「水産業費」は、白丸漁港海岸保全施設高潮対策と、鵜川漁港海岸の護岸補修工事について、国庫補助の内示を受けましたので、追加計上するものでございます。

第7款「商工費」は、2億253万6,000円の追加でございます。

第1項「商工費」、第2目「商工業振興費」では、地域資源を活用した特産品の販路開拓等を支援する地域資源等活用ビジネス支援事業を追加いたしました。

第3目「観光費」では、観光施設管理費におきまして、セミナーハウス山びこの空調改修工事費のほか、役場跡地の舗装復旧工事費を追加いたしました。役場跡地整備につきましては、展望デッキなどの整備案を再度検討いたしたく、今回は仮舗装復旧のみの計上としております。

公園管理費においては、真脇遺跡公園の利活用に必要なライフラインの機能復帰の整備費を追加いたしました。

第4目「新型コロナウイルス感染症対策費」では、感染症の拡大に伴い低迷しております地域経済の活性化を図るため、昨年度同様のプレミアム率で商品券、飲食券を発行することといたしました。また、感染防止に資する「非接触型」の決済サービスの普及のため、ポイント還元事業を実施し、町内事業者の販売機会の拡大を図ることとしております。

第8款「土木費」は、2億3,037万5,000円の追加であります。

第2項「道路橋りょう費」、第3目「道路橋りょう新設改良費」では、社会資本整備総合交付金事業の国庫内示によります事業費の調整のほか、地方創生道整備推進交付金事業におきまして11路線の改修費を追加いたしております。

第3項「河川費」、第1目「河川総務費」では、河川総務事務費におきまして、土砂災害ハザードマップの更新費を追加したほか、河川維持管理費では、普通河川の護岸改修及びしゅんせつ事業を追加いたしております。また、県営急傾斜地崩壊対策事業では、新規2地区の負担金を計上いたしたほか、急傾斜地崩壊対策事業において、県単事業2地区、町単事業1地区を追加いたしております。

第5項「都市計画費」は、今後の都市計画街路事業に向けた基礎調査費の追加でございます。

第6項「住宅費」では、梅ノ木団地1号棟の建設費を追加いたしております。

第9款「消防費」は、2,218万1,000円の追加であります。

第1項「消防費」、第1目「常備消防費」は、内浦分署の浴室改修工事の追加であります。

第2目「非常備消防費」では、車両の入替えに伴いまして装備品の修繕料を追加いたしております。

第4目「防災対策費」では、能都地区の指定避難所におきまして、テレビ視聴やWi-Fi環境の提供を可能とする機器の設置を行うこととしております。

第10款「教育費」は、1億2,563万7,000円の追加でございます。

第1項「教育総務費」、第2目「事務局費」では、事務局一般管理費におきまして、職員の育児休業取得に伴う代替職員の報酬等を追加いたし、教育財産管理費におきまして、旧鵜川小学校の解体に係る監理費及び工事費、そして旧瑞穂小中学校の令和4年度解体に向けての実施設計費とアスベスト調査費を追加いたしております。

第3目「学校教育費」は、学校保健特別対策事業として、国庫補助を受けまして各小中学校に消毒液やアクリル板などのコロナ対策用消耗品等の購入を行うものであります。この補助事業の採択によりまして、小学校管理費、中学校管理費、学校給食費において、当初予算で計上いたしておりましたコロナ対策に係る需用費を組替えしております。

第2項「小学校費」、第1目「小学校管理費」では、コロナ対策需用費の組替えのほか、松波小学校職員室の空調改修工事を追加いたしております。

第2目「小学校教育振興費」は、令和2年度末の寄附採納に伴いまして松波小学校の図書購入費を追加するものです。

第3項「中学校費」、第1目「中学校管理費」は、コロナ対策需用費の組替えでございます。

第2目「中学校教育振興費」は、令和2年度末の寄附採納に伴いまして松波中学校の図書購入費を追加いたしました。

第4項「社会教育費」、第4目「図書館費」では、令和2年度末の寄附採納に伴いまして松波図書館の図書購入費の追加でございます。

第6目「文化財保護費」では、町制20周年に向けまして「能登町の歴史・文化・自然」を紹介する記念誌の編さんに係る所要経費を追加するほか、町の指定文化財であります上町菅原神社の懸仏の修繕補助金を追加いたしました。

第5項「保健体育費」、第3目「学校給食費」は、コロナ対策需用費の組替えのほか、宇出津小学校と鵜川小学校の給食調理員の衛生環境の向上のため、手洗い場の改修等を実施いたします。

第12款「公債費」では、地方債残高の抑制を図るため、地方債繰上償還金

を追加いたしました。

以上、15億9,918万5,000円の財源といたしまして、歳入において、第10款「地方交付税」、第12款「分担金及び負担金」、第14款「国庫支出金」、第15款「県支出金」、第18款「繰入金」、第20款「諸収入」、第21款「町債」を追加し、収支の均衡を図りましたので、よろしくお願ひをいたします。

次に、議案第44号「令和3年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、保険事業勘定に54万3,000円を追加し、予算の総額を22億6,132万9,000円とするものでございます。

内容は、システム導入に伴う石川県国保連合会負担金への追加でございます。

次に、議案第45号「令和3年度能登町水道事業会計補正予算（第1号）」は、収益的支出を18万7,000円減額し、総額を6億8,336万7,000円にするほか、資本的収入において企業債と出資金の調整を行ったものでございます。

その内容は、収益的支出では、ダム監視カメラ設備移設工事の減額であります、資本的収入では、一般会計出資金の増額によるものであります。

次に、議案第46号「令和3年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）」は、収益的収入に153万円を追加し、総額を24億6,916万2,000円とし、収益的支出に124万円を追加し、総額を24億9,802万1,000円とするほか、資本的収入に2億2,567万円を追加し、総額を4億4,104万6,000円とし、資本的支出に2億2,569万1,000円を追加し、総額を5億2,154万8,000円とするものでございます。

その内容につきましては、収益的支出におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事務に係る備品を購入するほか、資本的支出では、PCR検査機器の購入と自家発電機の移設でございます。この移設費用につきましては、有利な起債が活用できることとなったため、設備改修計画の一部を前倒しして実施するものでございます。

次に、議案第47号「能登町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正のほか、デジタル庁設置法により、号ずれ及び主任大臣が変更されるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第48号「能登町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」は、総務省参考例の改正に伴いまして署名・押印を見直すため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第49号「職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」は、職員の服務の宣誓に関する政令の改正に伴いまして、署名及び

対面を不要とするよう所要の改正を行うものであります。

次に、議案第50号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正によりまして、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止されたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第51号「能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正によりまして、号ずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第52号「能登町手数料条例の一部を改正する条例について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正によりまして、個人番号カードの再交付手数料を地方公共団体システム機構の徴収と規定されたため、個人番号カードの再交付手数料を削除するほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第53号「請負契約の締結について」は、令和3年度道路メンテナンス事業町道1級鴨川上長尾1号線（孫三橋）上部架設工事におきまして、去る5月27日に制限付一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、1億6,170万円で、石川県金沢市の株式会社ピーエス三菱金沢営業所が落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号「字の区域及び名称の変更について」は、五十里地区及び黒川地区の県営ほ場整備事業（耕作放棄地防止型）による区画形状の変更に伴いまして、新たに小字の区域及び名称の変更が必要となりましたので、地方自治法第260条第1項の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについて」は、本年9月30日を持って任期満了となります能登町字小木の「中山満子」氏を再度、人権擁護委員候補者として推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。何とぞご審議の上、ご同意を賜りますようお願いをいたします。

以上、本会議に提出をいたしました議案等につきまして、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくお願いを申し上げます。

議長（酒元法子）

以上で提案理由の説明が終わりました。

日程の順序変更

議長（酒元法子）

お諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第15、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて」の1件を先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第15、諮問第1号の1件を先に審議することに決定しました。

諮問第1号

議長（酒元法子）

ただいま先議することに決定しました諮問第1号の1件を議題とします。

質疑、討論の省略

議長（酒元法子）

お諮りします。

諮問第1号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

議長（酒元法子）

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて」、能登町字小木、中山満子氏を適任とすることに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒元法子）

ありがとうございました。

着席ください。

起立全員であります。

よって、諮問第1号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

質 疑

議長（酒元法子）

次に、日程第3、議案第43号「令和3年度能登町一般会計補正予算（第1号）」から、日程第14、議案第54号「字の区域及び名称の変更について」までの12件についての質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

さきに説明していただきました説明資料ナンバー4のほうで質問させていただきたいと思います。

11ページをお願いいたします。

公共施設の統廃合・遊休施設の解体についてということで、宇出津地区統合保育所基本計画策定ということで481万8,000円計上されておりますが、

既存の2保育所とは別に新しく建設する予定のものか、それとも既存の2保育所のうち一つを改修する予定なのか。481万8,000円はどういったものに具体的にかかるのか。

続いて、役場跡地鋪装復旧工事855万6,000円。ここには見直すと書いてあります。展望デッキ案をなしとして、全く違うものを計画するということでしょうか。

続いて、公共施設等総合管理計画改定業務361万9,000円。この費用は具体的にどういったものに使われる予定でしょうか。

あと2点、お願いします。

30ページ。

能登町プレミアム付商品券事業について、30ページの購入場所についてですが、これは前回、プレミアム付商品券の購入場所についても質問いたしましたが、こちらには利便性のことを考えてと書いてあります。確かに能登町全域の郵便局、そして商工会の各支所、本所で販売がされておる予定ですけれども、利便性を考えるならば土日でも購入できる窓口を用意するべきではないかというふうに思います。これについて、土日に購入できる場所がありませんので、それについてもお答えいただきたいなというふうに思います。

最後、33ページ。

スマートフォン決済によるポイント還元事業について。この事業費については、ポイント還元の費用であり、事業者に対する導入時の初期費用は対象ではないのか。これは確認ですけれども。

以上について、お答え願います。

議長（酒元法子）

西谷健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

それでは、私のほうからは、宇出津地区の保育所に関するご質問に対してご回答させていただきます。

今回の基本計画の策定につきましては、先ほどお話の中にありましたとおり、新しく建てるのか、片方どちらかを残してそれを直すのかというような話だったかと思いますけれども、それらも含めまして、どういった方法が一番現実的に進めていけるのかも含めまして、今回の計画の中で検討していきたいというふうに思っております。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

保育所の話なんですかけれども、私の思いは、新たに2保育所を統合し、新たに建設をしたい。今の状態では入らないでという想いであります。

それから、役場跡地の件ですかけれども、展望デッキという構造物を建てる事に対して、再度、私のほうが検討させていただきたいということをお話しして、今回、周辺の仮舗装の予算のみの計上とさせていただきました。

建設の是非について、展望デッキの是非について再度考えたい。私自身、考えたいという想いでのことです。

私からは以上です。

議長（酒元法子）

田代ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（田代信夫）

プレミアム付商品券の購入場所については、前回どおり商工会3か所、郵便局8か所の合計11か所にしております。

今ほどの土日の購入はないのかという質問ですかけれども、今のところ土日の購入は考えておりませんが、商工会において平日のいずれかの日に購入時間を延長しまして対応したいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、キャッシュレススマートフォン決済によるポイント還元事業で、事業者の初期投資につきましては特段、現在はその対象にはしておりません。

以上であります。

議長（酒元法子）

諸角企画財政課長。

企画財政課長（諸角勝則）

私のほうからは、公共施設等総合管理計画の改定業務の内容についてということで、こちらのほうで説明いたします。

こちらのほうの予算につきましては、公共施設の総合的な管理のために平成28年度に策定いたしました、先ほどから言っております公共施設等総合管理計画の改定業務を行う追加の費用となっております。

中身につきましては、今現在策定中であります公共施設個別施設計画がこちらの今改定業務の予算を持っております、その下位にある計画のほうとなつ

ております。そちらのほうとの整合性を図るための予算となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

分かりました。

あと、すみません。自分の委員会のほうの質問も少し入りました。後で、また委員会のほうで詳しく聞かせていただきます。

ありがとうございました。

議長（酒元法子）

よろしいですか。

1番（吉田義法）

はい。

議長（酒元法子）

質疑ありませんか。

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

一つずつ言います。

まずは、公園管理費、真脇遺跡公園の利活用に必要なライフライン。これは前回、全員協議会でも話が出た例のグランピングのためだと思うんですけれども、このグランピングなんですすけれども、経緯を見ていますと令和3年2月に民間事業者より候補地の依頼を受け、10月にもう開業というふうな感じにお聞きしておりますけれども、今、世の中コロナ禍で、そんなに10月に開業しても、コロナ禍において人間の流れとかそういうのがそんなにすんなり回復するとは思えない。しかも2月に依頼を受けてから10月ということ。何でこういうふうな急いでというか、こういう計画になったのか。何か理由があればお聞きしたいと思います。

続いて、公債費の繰上げで6億5,000万ほど出ていますね。一般財源になると思うんですけども、この一般財源は何を使われるのか。それをお聞きしたい。

それから、プレミアム商品券、今回また2回目、去年に続きやられるということで、前回の総括じゃないですけれども、幾らほど経済効果があったのか。そこら辺、少し前回の総括みたいのをもし話していただければお願ひしたい。

それともう一つ、病院事業において、自家発電ですね。有利な債権があるということで、どういうふうに有利なのか、その中身というか、それを教えていただきたい。

一応それだけです。お願ひいたします。

議長（酒元法子）

田代ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（田代信夫）

真脇遺跡公園整備事業の中で、全員協議会の中でご説明しましたので、若干おさらいもしながら、その説明をしたいと思います。

先ほど申されましたように、背景と経緯ですが、本年2月に町外の民間の事業者より町有地でのグランピング候補地の依頼を受けております。町からは柳田植物公園と九十九湾園地、真脇遺跡公園をこの時点で紹介しております。事業者からは、その3つの地区について、海の見える場所で実施したいということで、4月に真脇遺跡公園と真脇ポーレポーレと連携したグランピング導入計画を示しながら現地を視察しております。それ以降は、オンラインで町と指定管理者の株式会社能登町ふれあい公社と、そして民間の事業者の三者で協議を進めてきたという経緯であります。

グランピングの配置計画につきましては、公園内の旧縄文真脇温泉浴場の跡地、そこに5棟と、それから公園内に3か所の駐車場があります。その1つ、けやき駐車場に3棟。計8棟の計画であります。

民間事業者がグランピングの整備を行う。8棟の整備を行う。そしてトイレを設置する。利用者の集客も行うということであります。町は、公園内のグランピング8棟の土地の賃借料を徴収する。そして公園内のライフルラインの再整備を行うということです。指定管理者のふれあい公社は、指定管理業務の自主事業として運営業務、これは受付、食事の提供、清掃を行う。こういうふうな事業スキームをオンラインを通じて、あるいは資料を通じて進めております。

民間事業者は、その事業に対して、投資家よりその事業費を集めまして執り行うということであります。グランピングにつきましては、全協で説明をしましたが、キャンプ、屋外で行うということで、3密の回避もできるだろうということでありますので、現在の感染症の状況を見ながら進めていくわけですけ

れども、一応スケジュールとして10月に開業をしたいという事業者からの要望でありましたので、それに合わせて町あるいは公社もその事業の整備、準備にかかるということあります。

それから、プレミアム付商品券の昨年の実績。これは経済効果の額だけでよろしいですか。

まず商品券ですけれども、販売数が4万2,077冊です。この販売額はプレミアム分も含めまして5億492万4,000円であります。飲食券が2万6,272冊で、販売額にしますと2億6,272万円。合計が7億6,764万4,000円の販売額がありました。

この全ての商品券を換金したわけではありません。若干残りましたので、未換金額がこのうちの248万円が未換金として処理をしております。

経済効果、販売額については以上であります。

議長（酒元法子）

諸角企画財政課長。

企画財政課長（諸角勝則）

私のほうからは、公債費の財源のものは何かというご質問だったかと思うんですが、こちらのほうにつきましては、あくまでも一般財源ということなもので、これというものにはならないかも知れないですが、ある程度のもののほうになりますと、地方交付税や、また財源調整基金の繰入金などが主なものになるかと思います。

議長（酒元法子）

上野宇出津病院事務局長。

宇出津総合病院事務局長（上野英明）

それでは、馬場議員のご質問にお答えしたいと思います。

ご指摘の起債でございますけれども、こちらは今年の4月1日に発表になりました新しい病院事業債でございます。何が有利かと申しますと、過疎債と同じ起債の額の70%、こちらが地方交付税の算定に繰入れできるということでございます。詳細につきましては、委員会のほうでまたご説明したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

ありがとうございました。

まず、グランピングですけれども、事業者のほうからというか、その期日を10月からということで切ってきたと言われるんですけれども、全員協議会でもいろいろなお話が出ましたから、またこれは委員会付託になると思うんですけれども、あまりにそういう短期間で、今こんなコロナ禍で、10月が適正なのかどうか、そこら辺もまたちょっと委員会のほうで協議していただきたいと思います。

それと、プレミアム商品券の件なんですけれども、どうしても町民が使うところというのは大きなお店が上位で、何件かでほとんどかなと思うものですから、町の人から小さいところでも使えるような、そういう工夫も必要かなと思います。そういうこともまた考えていただければなと思います。

以上です。ありがとうございました。

議長（酒元法子）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

11番 向峠議員。

11番（向峠茂人）

全協でもお話ししたけれども、7款商工費、第3目観光費の中で、今問題になっている真脇公園の利活用ですね。全協で聞いたけれども、どうも私はちょっと理解できん。

まず、この事業を進めるに当たっての事業者ですね。普通、土木、いろいろ建築でもいい、入札とか一般公募とかインターネット発信とかいろいろしますけれども、そういうことをやったのか。私は、どうもこれありきの業者かなと。大変失礼ですけれども。一般公募したなら、もっと多くの会社が手を挙げてもいいと思うし、大変課長には失礼ですけれども私的な付き合いの中の指名なんか。はっきりひとつここでご説明いただきたい。

それと、投資家ですね。これも、もう投資家は決まっているんじゃないかな。私は投資家になれないですけれども。何か先に事実があって、それに肉付けしているような、そういう私は穿った質問になりますけれども、これは大変将来的に能登町においても有望な事業かと、私はそう捉えている。そうするときは、誰が聞いてもすっきりとした事業でなければならない。私が不審に思うんだから、町民もみんな、議員の中にも何人かそういう議員がおいでると思う。

もう少し、課長、全町民に分かりやすく説明してほしいと思います。

議長（酒元法子）

田代ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（田代信夫）

グランピングの計画につきましては、町の事業計画には載っておりません。先ほど申しましたように、本年の2月に町外の事業者からグランピングのできる場所がないかどうかの依頼があったものですから、町では町有地を紹介しております。一般公募も町では行っておりませんし、グランピングに対して、今後、一般公募でグランピングの事業者を決定して進めていくということも、今の段階では考えておりません。

ただ、能登町の観光マスタープランで少し引用しますと、能登町の旅行者、宿泊の形態は、夫婦、カップルが41%と高く、また若者、女性グループの宿泊は約10.3%。これは石川県は女性グループの宿泊が21%、約半分ぐらい。そういうことも考えると、今後、能登町の宿泊形態からいきますと、若者あるいは女性のグループ、そういう人たちが旅行の形態のニーズに合わせてグランピングの計画も今後必要になってくるのかなと思いますし、できれば民間の事業者でグランピングの事業をしていただければ、観光にも反映するのかなというふうな思いであります。

それと、投資家の話でありますと、まず今議会にて議会の承認をいただいた上で、町もこの事業に対して理解を示されて事業を進めていく。そういうふうなことが投資家の方々にも、町でもそういうふうに進めておるよということで、この事業を進められればなということであります。

以上です。

議長（酒元法子）

11番 向峠議員。

11番（向峠茂人）

私の質問に何も頭から答えておらんね。一般公募したのかせんのか、私、知らんと言えばよかつたけれども、私が言いたいのは、先ほど3番議員も申したとおり、コロナ禍の中において、そういう早急に急ぐ事業では私はないと思うし、先ほど町長が旧庁舎跡の眺望デッキをチャラにして今後見直すという、そういう英断をしているんですよ。

私はなぜしつこくこういうことを言うかというと、観光業者、課長は長々と

観光客の年齢層とかいろいろなスタイルを言ったけれども、私は、自前の、地元に金が落ちるようなことをしてほしいんですよ。この冷え切った社会において。東京の事業に言って、儲けたものは向こうで税金を納める。能登町に税金が落ちるのなら地元でする方法を考えなならん。それを言っているんです。この事業が悪いとは言っておらん。いいですよ。

だからもう一回、先ほど、大変失礼だけれども、町長がそういう庁舎跡の英断をしたように、課長、もう一回、水道とか電気の工事をしていいですよ。だから、もう少し町内にも手を挙げる人がおるかもしれんし、またJVを組んで何人かの人たちがファンドをつくってやると。もっと町が積極的にアピールとか話をせな駄目ですよ。

田代課長は、そういう計画的には頭が聰明なのかも知らんけれども、何か独り走りしている。今までやっている事業を見ると。もう少し議会にも町民にも、もっと説明しなきゃ駄目ですよ。

これ出した。議会を通せ。頼むぞと。そんなだらなことでは駄目ですよ。

もう一回、何回もくどく言いますけれども、水道、電気の工事はしてよろしいです。だけど町内にもう一回そういう人がおらんか、もう一回アナウンスしてください。おらんというのなら、また話は別です。そういうことをせんと、いつまでたっても能登町が浮上せん。もうかつた金を人のところへ持っていくのなら愚の骨頂、初めからせんほうがいい。ちょっと言葉を荒らげたけれども。

新しい町長ができた。何とかして今までと違う町をつくろうという、そういうところ。いいアイデアですよ。だけど中身が悪い。

そういうことで、大変言葉を荒らげて失礼ですけれども、私の言いたいことは、能登町の有志の方にアナウンスして話を進めていただきたいと思います。

議長、以上です。

議長（酒元法子）

答弁よろしいですか、11番議員。

11番（向峠茂人）

こんだけ言えば分かっておるやろ。

議長（酒元法子）

よろしいですか。

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

私のほうからは、1点についてお願いをいたします。

ふるさと振興課長に大変質問が集中しておりますが、私は、議案第43号、プレミアム商品券事業についてお聞かせを願いたいと思います。

昨年の事業は大変好評だったというふうな発言もありまして、しかし、私こうして見ておりますと、有効期限についてお尋ねをしたいと思います。

なぜ8月2日から11月30日なのか、お答え願えればありがたいなど。

議長（酒元法子）

田代ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（田代信夫）

プレミアム付商品券の事業につきましては、全協のほうにもご説明をしましたので、前年度と同様な仕組みでこの事業を行うというのは、ご理解はされておるかなと思います。ただ、利用期間が今言わされましたように8月2日から11月30日の4か月間としております。

なぜ4か月間とするのかということであります。この事業は、コロナ禍で影響を受けた地域経済の回復と町民の消費喚起、そして町民の生活支援を短期的、長期的でなくて短期的に促進することを目的としております。この目的はご理解しておられると承知しております。

今回、利用期間を4か月とする理由ですが、2つあります。

一つは、春から夏にかけての地区の祭礼が中止になっていること。また、中止でなくとも今年は祭礼のよばれなどが控えられると予想されます。その関係で、特に小売業や飲食関係に大きな打撃となりますので、この夏から秋にかけての祭礼シーズン中に実施すべきではないかというふうに考えました。

それからもう一つの理由ですが、利用期間を6か月としますと、年末年始もこの期間の中に入ります。そうなりますと買い控えが生じるおそれがあると予想します。年末年始まで使わないのでおこうという買い控えが予想されますので、今回、この事業の趣旨、目的に沿った事業を展開していきたいというふうに考えております。

ただ、期間中の感染拡大の状況によりましては、また期間延長の検討もしてまいりたい。そのように考えております。

以上です。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

ありがとうございます。大体理解できましたが、私ちょっと意見を述べさせてもらうと、お中元とかお歳暮とかというときにも活用できるような範囲があればなと思います。そういう思いです。

どうもありがとうございました。

議長（酒元法子）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

14番 鍛治谷議員。

14番（鍛治谷眞一）

まず議長にお願いしたいんですが、私は2件のことをお尋ねしたい。2件について、それぞれ何点かお聞きしたい。一遍に提示するんじゃなくて一問ずつやりたいと思うんですが、どうかお許し願います。

それでは、まず補正予算の14ページ、2款総務費の8目地方創生推進費、これで国の支出金、主たる財源として、関係人口創出事業という名前で委託料が375万2,000円、補助金175万円が計上されております。別冊の説明資料、ナンバー4の16ページを見ると、起業講座及び実証業務の委託料というふうになっております。

こういう事業の場合、その委託料というのは、どこに、どんな会社に、もししくはどんなグループに支払われるのか。極めてこういう事業のときに、何とか集団みたいな形で出ることが多いんですが、私にはどこへ行ったんだろうというふうによく思います。

それから、私の理解力が低いのかもしれません、どんな事業内容なのか、なかなかこの文面と資料だけでは私は理解できません。そういうことについても少し説明してもらえばありがたい。

それから、もしも説明が難しいのであれば、町民の皆さんに知ってもらうために、広報のと等に具体的なものを出したり、もしくは町の放送を使って説明するとかという方法もいいかもしれません、この内容だけでは、予算書ではちょっと理解できません。

さらに、この事業で地域外副業人材活用促進事業というのがあるんですが、これは町内の事業者に補助金として計上されているんですね。これが私、何か分からるのは、対象事業者とか募集方法についてもどんなふうになるのか、ある程度分からないと、こういうことって誰かが知っていて誰かが知らないということがよくありますもので、特に補助金等でしたらそういう形で答える

らえるとありがたい。

それだけです。これについて、まずお答え願いたいと思います。

議長（酒元法子）

鵜垣ふるさと振興課担当課長。

ふるさと振興課長担当課長（鵜垣厚夫）

鍛治谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、2款1項8目関係人口創出事業、委託料についてでございますが、これについては目的を移住事業の創出等を促進することを目標とする。そして関係人口創出を目標とする。そして町内の人材育成を目標とするといったことを目標としまして、業務内容については起業講座を開催することとしております。これについては、開催数を全10回、うち3回はこれに参加する人たちを集めるプレ講座としまして、本講座を6回開催するというものでございます。

この講座に参加する定員を20名というふうにして目標にしております。この20名については、都市部の企業の若手の方を集めるといったことを目標にして挙げております。二、三、地元の方を入れながら、地元の人材も育成することを兼ねて行いますが、多くは都市部の若手の企業の人を充てる予定にしております。

その方々を集めるには、能登町に魅力を持ってもらわなくてはならない。関心を持ってもらわなくてはならない。能登町の取組方針を知ってもらわなくてはならないといった業務がございますので、それを仲介してくださる企業のほうに、募集を図っていただく企業のほうに事例がございまして、その会社のほうに相談をかけているところでございます。

業務内容と企業内容については、その方向になります。

続いて、副業人材の活用事例ということで、これは町内の方に助成をするという事業でございますが、町内の方については、副業人材の活用という事例が余りにも少ないというようなことを聞き及んでおります。当町についても、副業人材の活用が今後の関係人口創出に大変効果があるというふうに期待をしておりますので、副業人材を活用する事例をつくることを目標しております。

その事例をつくるに当たって、一部の金融機関のほうから事業者の方々に調査といいますか、聞き及んできたところによれば、数社どうしても活用したいけれども事例や方法が分からぬといったことがございます。そこで、現在全国で取り組んでおります仲介業者を通して、副業人材を活用する事例に、さらにそのつなぎ役を設けまして、地元の企業の方々が副業人材を活用しやすい方法を考えていくものでございます。

その事例をつくるに当たり、一部を助成し、実証事例として今後能登町の事業者の方々にPRしていきたいというふうに考えたものでございます。

以上です。

議長（酒元法子）

14番 鍛治谷議員。

14番（鍛治谷眞一）

大変、課長は前向きに捉えてやっておられるんですが、少し嫌なことを申し上げておきます。

こういう事業というのは、これに関わるコンサル事業者やそんな方が稼いで、講座を終えた時点で、もしくは終えない時点でも、中途の経過報告であるとか終わった後の事業報告とかそういうことがあまりないので、かけたお金に対してちゃんととした効果が見られないことが多いから、実はこういう質問をしました。

財政支出の3大ブラックボックスというのは、委託料と補助金と負担金です。近頃は大変委託料が多く発生しています。そういう点でも、恐らく今の話は、情報としては町のホームページで上げて募集者を募るというような方法でしょうけれども、より実務レベルで分かるようにお願いしたいということをご提案申し上げて、この質問を終わります。

次に、20ページ。3款の観光費で、観光施設管理費976万6,000円が計上されております。この予算は、先ほどの町長のお話にもあったように、一旦は見直すところを見直してもう一度やってみたいというような話で、町民にとっては、もしかしたら私にとっては関心の高い事業でして、今回は旧庁舎の周りの舗装工事というふうに捉えました。

まず、もともとこのことに関しては、私はしつこくしつこく2度も一般質問して、常設する観覧席をやめてほしいということを言ってきたんですが、今回は大森町長の英断かもしれませんし、新たにもう一度、仕切り直して頑張るという意思の表れと思って、大変ありがとうございます。

まず、ふるさと課長にお願いしたいのは、今あと残っている事業は事後調査と、そして今の事業に対しての計画をこの先どうするかということだろうと思います。たしか前に出た資料によりますと、前にもらいました資料では、ここをうまく使うということができるは令和4年というふうになっておりました。これにはまだ大変時間があります。でも町民の皆さん非常に関心が高い。そういうときに、しっかり町民の求めるものをどこかでちゃんと調べて動きたいし、また、新しい町長の意思も見せてもらえばありがたい。

1点だけ苦言を申し上げておきます。プロポーザルではないんですが、パブリックコメントの募集というのがありますが、かつて7月号だったと思いますが、出たときは、ページ後ろのほうの23ページにちっちゃく、跡地の利用についてご意見ありませんか、お知らせはここまでみたいなことがあって、よほどのマニアじゃないとホームページからあの項を見ることは難しいです。それが募集期間が7日から17日だったかな。10日ほどで。やっぱりもっと実効性のある募集をかけてほしい。人の声を聞くときは、もうちょっと積極的に進めてほしいというふうに思うんですが、いかがなものでしょうか。

振興課長、あの仕事は事後調査というだけでよろしいのでしょうか。

議長（酒元法子）

田代ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（田代信夫）

役場跡地の整備計画ですが、現在、解体工事を繰越事業として、今月中頃には全て解体の工事が完了となります。今後は、当初予算に承認をいただきました用地の測量と、それから工事をする前に建物の事前調査をしております。これは周辺36棟の建物と工作物3か所の事後調査を今後進めていきたいと考えております。これは7月以降をめどに、測量と調査を執行していきたいというふうにも考えております。

それから、基本計画につきましては、今ほど町長からありましたように、展望デッキ案を含めて全体計画の見直しを慎重に。その慎重に行うことにおきましては、平成31年3月11日に跡地利用計画について検討委員会より答申を町に受けておりますので、この答申内容をさらに吟味しながら進めていければなというふうに思っております。

以上です。

議長（酒元法子）

14番 鍛治谷議員。

14番（鍛治谷眞一）

長くなつて申し訳ないです。

町民の関心は非常に高い。中日新聞で、見直すという案が出たときに、これで常設の観覧席はなくなるんですねという声が何人も入ってきました。

町長に申し上げておきます。恐らく毎朝もしくは毎夕あそこを通っておられて、町長もそれなりの関心、それなりどころか大変な関心をお持ちだと思いま

すので、どうか町民が喜ぶ、能登町が全体が喜ぶような港湾の風景をつくってくださることをお願いして、質問を終わりたいと思います。

議長（酒元法子）

ほかに質疑ありませんか。

2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

補正予算書の17ページ。

4目環境衛生費の墓地公園管理費とありますが、58区画増設するということですが、その58区画も埋まつてしまったら、まだまだ山なので開発していくというような思いでおられるのか、お聞きしたいと思います。

議長（酒元法子）

内糸住民課長。

住民課長（内糸英和）

堂前議員のご質問にお答えいたします。

今回の58区画の増設につきましては、令和元年度のほうに基本計画を策定いたしまして、その中でこちらのほうの増設を計画しております。今後につきましては、こちらの区画の利用実績を考慮しながら、また新たに増設できる場所の選定をしていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

議長（酒元法子）

2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

お墓をだんだん町外に持っていくという傾向が見られるのかもしれません、それをとどめておくには、こういうような事業は欠かせんがかなというふうに思うんですけども、これをどんどん進めていくと、お寺の周りの墓地があるのにそこへ持っていくこともだんだん出てくるのかなというふうに思いますし、今後また増設されるのも、慎重に考えていただければいいのかなというふうに思います。

以上です。

議長（酒元法子）

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（酒元法子）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（酒元法子）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第43号から議案第54号までの12件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第54号までの12件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

休会決議

議長（酒元法子）

日程第16、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、明日から13日までの6日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、明日から 13 日までの 6 日間を休会とすることに決定いたしました。

次会は、6 月 14 日午前 10 時から会議を開きます。

散 会

議長（酒元法子）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会（午前 11 時 27 分）

開 議（午前10時00分）

開 議

議長（酒元法子）

ただいまの出席議員数は14人で、定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりあります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（酒元法子）

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とし、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず30分以内となっておりますので、よろしくお願ひいたします。また、質問の回数は質疑と同様に原則として1つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されますようお願ひいたします。なお、関連質問についても申合せ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

13番 宮田議員。

13番（宮田勝三）

おはようございます。

質問の前に、一、二、お話をさせていただきたいなと思います。

大変見苦しい格好で、まずは申し訳ないと思っております。

せんだって、能登航空学園ですか、コロナ感染ということでクラスター、皆さん驚かれたんじゃないかな。私もそうであります。まさかと思いましたけれども、今やまさかという言葉は通じないご時世でございます。この感染によって大変な目に遭っている生徒さんははじめ関係の方々に心からお見舞いを申し上げたい、そんなふうに思っておりますし、一日も早く元の学園の姿に戻られるよう皆さんと一緒に願いたいな、そんなふうに思っております。

そしてまた、全国津々浦々、感染予防接種が行われておりますけれども、まとめて言いますならば、非常に弾力性を持って取り組まれている自治体がかなり多くなってきております。せんだっての新聞に、知事さんのほうからも、例えば学校の生徒さんは住所も分かるし、お名前は当然保護者も分かる。そういう

ったことで、はがきなんか要らないんじゃないかな。そんなこともおっしゃっていましたけれども、まさしくそうかなと。そういったことで、能登町におきましても一日も早い接種完了を目指して取り組んでいただきたいな、そんなふうに思います。

しかしながら、一つ余計なことを言いますが、急ぐばかりに過ち、ミスがないように。小さなミスが大きく報道されて能登町の名が全国津々浦々に変な意味で売れてしまうこともありますので、その辺りを考慮しながら、全職員、全課挙げて取り組んでいただければいいのかな。そんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、私のほうから2点についてお話を聞かせ願いたいと思うわけですけれども、保育所の統合であります。

町民の方々はもうご存じでございました。統合いいんじゃないの、そんな言葉をたくさんいただきました。この統合に当たって、私は思ったんですが、町長は出馬において、この心、この町、そしてまた公約の一つに保育所統合ということをいち早く掲げられておりました。その公約の一つが就任2か月余りで統合計画の予算を計上された。かなりの思い入れがあったことだと思います。

当然、町長は、皆さんご存じのとおり所管であります担当課に長く在籍され、課長職を経て今日に至っているわけですが、多くのその時代に得たもの、見たもの、聞いたものがある中で、避けては通れない道という思いの中で今日に至ったのだろう、そんなふうに思います。その辺りをまとめてお話をいただければいいのかな。

それと、建設の場所、それともう一つは開所に向けての年度をいかように思っておられるのか。計画書立案これからというときにお聞きして、大変答弁に苦しいかなという思いもしましたが、あくまでも公約に掲げられた一つでありますし、あなたご自身の今時点の視点の中で私案を述べられてもいいんじゃないかな。大変きつい質問になることも考えられますけれども、そういったことを含めて、今後、保護者等々地域の人たちに説明会等も開く予定になっておられようと思いますが、あくまでも今時点の私案というものを聞かせていただければありがたい、そんなふうに思っております。よろしくお願ひします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、宮田議員の質問にお答えをいたします。

現在、宇出津地区にございます、ひばり、しらさぎの2つの保育所は、いず

れも建設から45年以上が経過しております、両保育所ともに建物本体や配管設備、屋根の防水など老朽化が進んでおりまして、突発的な修繕も多く、修繕費用がかさんでいるという状況でございます。

保育環境につきましては、未満児室の増室や間仕切りなどを行いまして現状の施設で工夫をいたしておりますけれども、未満児専用の衛生設備が整備されていない等、その機能につきましては十分なものとは言えず、保育環境として改善すべき点が数多いという状況でございます。

安全面においては、両保育所ともに送迎時における車両の混雑もございます。しらさぎ保育所に関しましては、敷地は川沿いにございまして、土砂災害警戒区域でもございます。

そして、今後の園児数の推移を考慮しますと、両保育所の統合によりまして保育機能を集約し、保育環境を一新することによって、職員には施設の心配をすることなく保育に集中してもらい、保育の質を高めたいというふうな思いがあります。

老朽化、保育環境の安全といった面から、早急な統合保育所建設の実現に向けて保護者等への説明を行い、建設を進めていきたいというふうに思っております。

ご質問の完成年度につきましては、令和6年度の開所を目指しております。

建設位置につきましては、現時点での私の思いでございますけれども、現在のひばり保育所を解体し、建て替えすることを検討しております。

のことから、規模や工程、概算費用などの基本計画を策定いたしまして、令和6年度の開所に向けて進めていく考えでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（酒元法子）

13番 宮田議員。

13番（宮田勝三）

統合に至って、なぜかというところは、私自身も感ずることがありました。町長のご答弁で、おおよそのことは分かりました。

確かに、特にひばり保育所なんかは、実は私も3度ばかり孫を送迎しました。あの狭い町道の中で左右に車が朝かなり止まっております。送られてきた方、迎えにきた方、とにかく周囲の人たちに非常に配慮しながら、通行の妨げにならないように大変急ぎ早に送っている姿を見ました。大変危険なことも伴うな、そんなふうに思いましたので、そういうこと以外にもたくさんあったように聞きましたけれども、とにかく統合に向けては私も大賛成だなど、そんなふう

に思っております。

そしてまた、建設位置でございますけれども、私自身、崎山台地の中央公園などを思ったこともあります。その辺りを私なりにちょっと調べてみましたところ、大変処理するといいますかクリアする問題が幾つかあるやに聞いておりますし、難しいのかなと思っておりますが、一つだけ最後に。

実は3日ほど前ですけれども、保育所の統合、私のほうからあえて問い合わせしなかったんですが、町民の方にこんなことを言われました。それは大事かなと。私も一時思ったことがあるんですが、建設場所なんですが、これは学校の先生方にもお聞きしたり、いろいろ調査をしなきゃならない。建設費等々、できるかできないかを含めて。

その位置は、宇出津小学校を指さされた方がおりました。そうか、幾つかはいいものになる要素もあるなど。しかしながら、精査しないと、できるかできないか、建設費はどうなのか、学校の今の生徒さんに対してどういうことをしなければならないのか。増築、改築含めて、一応計画書をつくり上げる前に、一応精査してみて、そんな方がおいでましたので、説明ができるようにしていただくことも大事かなと。そんなふうに思っておりますので検討願いたい、そんなふうに思います。

それでは引き続き、町道路線のことで質問をさせていただきます。

町道藤ノ瀬7号線、質問事項にも書ききましたけれども、数年前に一度、要望書を出されて、そのときは全路線じゃなくて一部のように聞きました。その後、いろいろ相談した結果、一つの路線ということでお願いをすることがいいのかなと。一部改良の後に、もう一度こちらをというような話じゃ、作業もしにくいでありますし、予算の計上も単費では大変であろうから、一つの事業名でもって進めていくのがいいのかなということで、改めた要望書が提出されたと聞きます。

ご存じのとおり、あの道路に関しては、走ってみると分かりますが、総延長800余りですけれども、約半分くらいかな、その距離が農道と併用されています。どなたがあの現場へ行かれても、「町道？　えっ、これ農道じゃないの」と言われるような雰囲気のところであります。

そういうことで、頂上には大変前方が一時見えなくなる箇所等々がある。そんな中で、より有利な事業を探しておられるのかなという推測はしておりますけれども、地元の強い要望でありますので、どのような計画をされておるのか、予定等々をしっかりとお聞かせ願えればありがたいな。

そしてまた、先ほども言いましたけれども、半分の距離ぐらいは農道として併用されている。機械も大型化で積み下ろし、特に刈り取りの時期になりますと今ではコンバインから穀を直接ダイレクトに積み込みしておりますね。積み

替えをしております。そういったときに非常に交差ができない。緊急事態には遅延を要する条件も出てきます。

そういうことで、ぜひとも早く取り組んでいただきたいし、圃場整備等にかかっているのは御存じだと思います。圃場整備等々に遅延を生じないのか。その辺りも地元の人たちが大変危惧されておりますので、併せてご答弁を願えればと思います。

よろしくお願いします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、町道7号線の今後の計画ということでございまして、それとプラス藤ノ瀬地区の圃場整備の絡みで、県道に関してちょっとお話しさせていただいてもよろしいですか。

それでは、町道藤ノ瀬7号線は、平成30年の4月及び令和2年1月に地元の地区より改良に係る要望書が提出されております。町といたしましては、火宮神社や姫瀧神社の周辺を通る生活道路で、幅員が狭く住民の交通や除雪時等に危険な箇所があることを確認いたしまして、改良するという方向で令和2年3月に回答をさせていただいておるところでございます。現在は、新規事業採択に向けまして石川県と調整を図っているというところでございます。

そして、藤ノ瀬地区の圃場整備事業につきましては、令和4年度の事業採択に向けまして現在法手続を進めている段階で、面積も広うございますので、令和9年度の整備完了を目指しておるというところでございます。

そして、関係する事業といたしまして、令和2年6月に石川県への要望書を提出いたしております一般県道鈴ヶ嶺矢波線の下藤ノ瀬地内の道路改良事業がございますけれども、石川県に確認いたしたところ、圃場整備事業に係る県道の用地境界の復元作業によりまして、関係する皆様の同意を得て圃場整備事業は進捗されるということになっているということでございます。

議員ご指摘の町道、農道の併用区間につきましては、町の道路改良計画の概要が判明する段階において、圃場整備事業の計画変更が必要になった際には、地元の圃場整備事業推進協議会と石川県、そして町が連携、協議いたしまして、事業執行に遅延が生じないように努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

13番 宮田議員。

13番（宮田勝三）

ご答弁ありがとうございました。

町道7号線、大変地元の方が基盤整備等を併用して進めてもらわないと、ご存じのとおり今の基盤整備、圃場整備というのは、圃場整備後10年間はその土地は一切触れない。そういう条件をしいたげられておりますので、あわよくば圃場整備と同時に進めていただければいいのかな。圃場整備にかかるてからじや15年、20年の歳月を要しますので、そこら辺り、所管として鋭意ご努力を願いたい。そしてまた、住民の負託に応えてあげていただきたいということを申し上げて、大変見苦しい形でここにいるのもなんですので、今日はこの辺りで私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（酒元法子）

以上で、13番 宮田議員の一般質問を終わります。

それでは次に、5番 金七議員。

5番（金七祐太郎）

改めまして、おはようございます。

早速ですが、質問が多いので、議長のお許しが出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

大森町長、初めて的一般質問ということで、私も緊張しております。特に大森町長はラガーマンとのことで、タックルをもらう前に先に先制ジョブを二、三発、質問させていただきます。よろしくお願いします。

まず、新町長の政治姿勢についてお伺いします。

町長は、2月16日の出馬表明から選挙期間中と町をくまなく歩いてきたと思います。多分、人生であんなに歩いたことはないのではないかと思うぐらい歩いたかと思っております。私も一部、町長といろんなことを話しながら歩きました。

そこで、能登町の現状を見てどう感じられたか、感じた思いを素直な気持ちでお答えください。

また、出馬表明から選挙期間中、常々住民の声に耳を傾ける。町民の声を聴く。リーフレットには、真心を持って住民の声に耳を傾け、元気で笑顔あふれる町にしたい。みんなの思いが町政に反映されるよう粉骨碎身の思いで臨む覚悟でありますとありました。

町長になった今、どのようにして町民との対話を行っていくのか、お聞きします。

よろしくお願ひします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、議員のおっしゃるとおり、選挙期間中は町内を歩きまして、確かにおっしゃるとおり今までないだけ歩きました。たくさんのご意見や励ましをいただきました。そのときに改めて、能登町は広いなど。そしてその際、認識はしておりましたけれども、自分の町内もそうなんですけれども、比較的人口が密集しているところも含めて、空き家が多く、道を歩いている方が少ないなというふうに率直に感じました。

そういうことから、活力あるまちづくりに欠かせない若い世代のための子育て環境の整備や雇用の創出、移住定住の促進、また高齢者が安心して暮らせるまちづくりを引き続き地道に継続していくかなければならないというふうに再認識をいたしております。そのためには、一人でも多くの町民の声に耳を傾け、皆さんの思いが少しでも町政に反映されることが大切だと思っております。

私が言う住民主体というのは、集落や地域、各種団体の方がどうしたいか。そして、今どのような取組を行っていて、その取組を継続していくために足りない部分を町が支援するというような形で、皆様への活動に対することに重点を置いておるということでございます。

現在は、コロナ禍によりまして大きな集まりとかは難しい状況ではございますけれども、どのような形でもよいので、たくさんの方からお声かけをいただきまして、皆さんの思いをお聞かせくださればというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（酒元法子）

5番 金七議員。

5番（金七祐太郎）

これからも、また町をくまなく歩いて、いろんな町民の声を聞いて、また町政に反映させてほしいと思っております。よろしくお願ひします。

次に、今度は議会との関係について質問します。少し長くなるかと思いますが。

我が国の現行自治制度では、地方公共団体の統治機構として合議制の議事機関を置くこととともに、執行機関である首長、議事機関を構成する議員の双方ともに、町民の選挙により選ばれております。いわゆる二元代表制を採用しております。これは、憲法第93条に規定されている基本的な統治原理であり、議決機能を有する議会と執行機能を有する長との相互牽制と相互均衡を通じて、多種多様な町民の意見をより的確に地方公共団体の行政運営に反映させ、その公正と民主性を確保するための制度であります。

二元代表制下の地方議会の具体的な権能は、大きく3つあると言われております。まず1つ目は、条例、予算等の意思を決定する議決機能。2つ目は、住民の意思を反映させるため、自ら条例等を発案する政策の立案機能。3つ目は、執行機関に対し多様な視点に立って行政執行を監視し、適正な執行を確保するための監視機能等であります。

この監視機能については、当然のこととして、議会は執行部とある距離を置いて、批判、監視するのが基本的な役割だと思っております。それが相互に癒着、なれ合いの構造となり、本来有すべき緊張関係が失われるようになってはなりません。執行部の側から見れば、オール与党のほうがやりやすいとは思いますが、議会があることにより、行政側に絶えず緊張感を与える。もし議会がなかったとしたら、行政はマンネリ化し、楽な行政運営、事務処理に流されるおそれがあるのではないかと思います。議会の存在が執行部を含め行政側に緊張感を持たせる効果は大きく、また、議会が執行部側の独善性をチェックし、独走に牽制をかけている役割は大きいのであります。

さて、町長執行部と議会の関係は、よく車の両輪という言葉で例えられるかと思います。町長と議会の関係が車の両輪であるという言葉を私なりに少し考えてみました。

まず、きちんと距離感を持って議会と町長がつき合っていることが車の両輪であるのだと私は考えております。2つのタイヤを結ぶ軸とは何か。私は、町長と議会との信頼関係であり、また、今という時代の感覚であろうと思っております。立場は違えども、また離れていても、信頼感があり、同じ時代の今に生きているという時代感覚を共有していることが軸になるのではないかと考えております。この軸が壊れれば、外れた車のタイヤのように、能登町は誤った方向に向いていくのではないかと思います。この厳しい時代にこそ、距離感を保ち、信頼感という軸を共有した車の両輪が向かう方向は、能登町の未来であると考えるところです。

そこで、長くなりましたが、町長が考える議会との関係像とはいかがなものか、ご見解をお尋ねします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、議会との関係像ということでございますが、金七議員のおっしゃられたとおりだというふうに思っております。

議員が例えられました車の両輪では、議会も執行部も、よりよいまちづくりを目指すという目的地は同じだと私は思います。私も議員の皆様も直接選挙で選ばれ、その関係性といたしましては、条例や予算案に対して議会の承認が得られなければ政策として実行はされませんので、議会と執行部の信頼関係は重要であるというふうに考えております。

また、その信頼関係にひずみが生じるということは、町政の発展が滞ることにもつながる可能性がありますので、議員の皆様のご意見、そして町民目線を常に意識いたしまして、緊張感を持った行政運営を行っていかなければならぬと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（酒元法子）

5番 金七議員。

5番（金七祐太郎）

町長と議会の関係。以前、持木町長にも聞いた記憶があると思うんですけども、私の思い、考え、もう少し考えると、車のボディーとハンドルが町長で、アクセルとブレーキが議会とも考えられるな。適度に距離感を持って、信頼関係で、暴走したときはブレーキを踏む。また、今の時代の中で、能登町民にとって利益になることを提案したときは思い切りアクセルを踏む。今後も能登町民が安全な車に乗って目的地に着けるよう、アクセルとブレーキを上手に操作していきたいと思っております。

大森町長におかれましては、いつもボディーを磨き上げピカピカにしてもらって、かじ取り、ハンドルをお願いしたいと思いますが、町長、どう思しますか。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

金七議員の例えで申しますと、町の町政が道、道路であるということになろ

うかと思います。政策を道路で例えますと、平地もあれば坂道もあり、カーブも様々でございます。平地の直線道路ではスピード感を持って進み、坂道や急なカーブでは慎重に進んでいくことが大切であると思っておりますので、議員の皆様と連携しながら町勢の発展のため、かじ取りに全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（酒元法子）

5番 金七議員。

5番（金七祐太郎）

一本取られたような形になりましたけれども。個人的に話になりますけれども、町長は拓殖大学政経学部、私は国士館大学政経学部。大学時代は、拓大、国士館、大変犬猿の仲でございました。今後は距離感を保ちながら信頼関係の下、能登町の発展のため、お互いに頑張っていきましょう。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

これは去年の12月にもお聞きしたことありますが、公有地以外に設置されている防火水槽の土地所有者における固定資産税の減免手続と周知について改めて質問したいと思います。

まず、その後申請があったのか。なぜなら、固定資産税は毎年1月1日現在での課税基準日が設けられています。できるだけ土地所有者の負担が軽減されればと思い、再度お聞きします。

また、なかなか減免申請が進まないことについて、町からの回答は、あくまでも個人の判断に基づくものと前置きしつつも、町内会長や区長等を通じて申請手続の周知を図っていきたいとおっしゃっていましたが、何か案内や依頼を行ったのか、2点お聞きします。

議長（酒元法子）

蔭田総務課長。

総務課長（蔭田大介）

金七議員のご質問にお答えいたします。

令和2年12月定例会での説明させていただいておりますのは、今後設置する防火水槽についての減免申請につきまして、町会区長会を通じて周知を図るということでありました。12月以降、新たな防火水槽の設置はありません。しかし、町会長、区長会のほうの説明は、コロナ禍で全員集まる機会もございませんでした。ということで、まだ周知できていないというのが現状であります。

す。

しかしながら、既設の防火水槽の減免につきましては、制度の周知も含めまして町会区長会宛てに早急に文書等で周知をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（酒元法子）

5番 金七議員。

5番（金七祐太郎）

4月から町内会長、区長が新たに交代した地区も多いと思われる所以、早めに周知していただきたいと思うし、前回質問したとき、課税されている防火水槽は百六十数基とおっしゃられたので、これくらいなら個別に発送案内をしても、そう時間は取られないと私は思っております。そういうことがきめ細やかな行政サービスにつながると思われますので、またよろしくお願ひいたします。

次の質間に移ります。

一般質問一覧表には消防についてと書いてありますが、私のミスで、消防水利についてです。すみません。

災害発生時、特に火災など、消防活動を迅速に行うためには、消防水利等の位置を把握しておくことが何よりも重要です。消防水利には、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池、湖、沼、海などの自然水利があります。能登町の消防水利を今以上に有効活用し、現場で混乱が起きないようにするために、提案も含めて順次お伺いします。

まず、管内の消火栓及び防火水槽の数をお伺いします。

また、先ほど申し上げたとおり、これらの位置をしっかりと把握しておくことは、災害発生時に消火活動を迅速に行うために大変重要であると考えます。これだけの数の消防水利を各消防団はどのように把握されているのでしょうか。

たしか随分昔になりますが、各分団の管轄内の地図に消火栓の位置を記載したもののが配布された記憶はあります、それから更新はされているのかいないのか。更新された地図はあるのか、お聞きします。

議長（酒元法子）

蔭田総務課長。

総務課長（蔭田大介）

お答えいたします。

初めに、管内の消火栓及び防火水槽の設置基数についてであります、消火栓が全体で847基、内訳では能都地区に467基、柳田地区に234基、内浦地区に146基であります。

次に防火水槽ですが、耐震性貯水槽を合わせまして全体で283基。内訳では、能都地区に101基、柳田地区に124基、内浦地区に58基、設置されております。

また、水利の把握につきましては、基本的に各分団で水利調査を兼ねた点検の実施と巡回広報等による地理調査によりまして、その把握に努めていただいているものと承知しております。消火栓や防火水槽等、新たな増減があった場合や、明らかに水利付近の様子が変化している箇所におきましては、写真等により水利台帳の更新を行っております。

現在、消防水利の位置を記した地図等、水利台帳の配布は行っておりませんが、各分団より依頼があれば配布を行いたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（酒元法子）

5番 金七議員。

5番（金七祐太郎）

町の多分消防団の規則においては、消防団が消防施設台帳や消防設備及び消防水利要覧等の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならぬとなっています。また配布。よろしくお願ひいたします。

また、私の経験上、管轄内の消防水利は多少把握できいても、管轄外の消防水利は把握できていません。特に火災発生時は他地区への出動回数も増えます。他地区へ出動した際、様々な課題を町長はどうに捉えられているのか、お伺いします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

他地区への出動の際の課題ということでございますけれども、まず災害が発生したときには、一般的には第1出動といたしまして常備消防署及び地元分団の消防ポンプ自動車が出動いたし、次に、火災の規模や状況に応じまして隣接

する分団に出動指令が下されます。

その際、当然、区域外への出動もあり得るということでございまして、車載無線機等により、水利場所や火災現場への最短経路、車両の進入道路の誘導などの情報共有を行っているというところでございますけれども、区域内の自分が分かっている地域であれば、ふだんの訓練どおり防御活動が容易にできると思いますけれども、やはり区域外となれば、夜間の出動とかもありまして、また地理的条件や、おっしゃるとおり水利の位置確認に不慣れ、時間がかかったりということになりますので、事故やけがなど二次災害への注意が必要になってくるというふうに思っております。

議長（酒元法子）

5番 金七議員。

5番（金七祐太郎）

例えば、出動が予想される他地区の地図を配布すれば、消防水利を把握することは可能ですし、住宅地図などを活用することも今後有効であるとは思います。

しかし、住み慣れた地区ではない地区で地図で確認しながらの出動となると、すぐに到着できないことが考えられます。また、夜間の出動を考えると、さらに難しいと私は思います。

そこで、私から一つ提案があります。スマートフォンのG P S、位置情報を利用して、消火栓アプリや例えはグーグルマップで消火栓の位置が把握できるようにすることは可能か。また、現在使用している災害情報メールの地図上に消防水利の位置を表示することは可能なのか。ほかの自治体では、当然アプリ水利台帳やグーグルマップを使って利用していると聞いたこともあります。

この提案について、町長の所見をお願いします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

消火栓等のマップ等でございますけれども、アプリの利用に関しましては、検討させていただきたいというふうに思います。

プラス、現在、消防本部で運用しておりますシステムでは、水利の位置情報の表示はされておりません。このシステムでは、位置情報を表示させるための改修や更新は難しいということでございました。

議員ご提案の方法については、大変有効なものであるというふうに考えられますので、消防の現システムの更新時に合わせて水利の位置情報も表示できるよう消防本部に働きかけていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

5番 金七議員。

5番（金七祐太郎）

検討されるということなので、アプリ等の導入が実現すれば、火災の位置から一番近い水利を瞬時に把握でき、迅速な消火活動につながります。担当地区だけではなく、他地区への出動時にはさらに高い効果を発揮すると思われます。ぜひご検討をお願いいたします。

最後になりますけれども、地域の安全を守るのが消防団の大きな役割だと思っています。ですが昨今、団員の確保がなかなか難しい。団員は、各自、仕事に就きながら、災害時、消防活動や救助活動に大変ご尽力をいただいております。団員の負担を軽減し、安全に防災活動を行う意味においても、今後とも行政の支援、応援をお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（酒元法子）

以上で、5番 金七議員の一般質問を終わります。

休憩

議長（酒元法子）

ここでしばらく休憩いたします。再開は11時より行います。（午前10時48分）

再開

議長（酒元法子）

それでは再開いたします。（午前11時00分再開）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

おはようございます。

質問に入る前に、少しだけ話をさせていただきます。

大森町長は、学生時代にラグビーをされており、今はゴルフをされていると聞きました。私も子供の頃から体を動かすことが好きで、今でもスポーツを楽しんでおります。とはいっても今では思うように体は動きませんし、自分の限界も分かります。参加することに意義がある。今できることをベストを尽くそうと、そう思えるようになりました。

しかし学生の頃は、やはり勝ちたかったですし、いつも勝つつもりでプレーしていました。恐らく大森町長も同じではないでしょうか。力の差があるのは分かっていても、簡単に負ける気はさらさらなく、どうしたら勝てるだろうか、一矢報いたい、そう考えていました。戦略の一つに駆け引きや相手をだますプレーがありますが、だますといつてもルール上のことですが。

私は一般質問の答弁の中で嫌いな言葉があります。それは「検討する」という言葉です。ちゃんとした検討をする意味もあるかと思うんですけども、検討するとは、するともしないとも答えていない、その場しのぎの言葉だと思っています。今回の一般質問において、大森町長におかれましては、駆け引きなしで、スポーツマンらしくフェアプレーで、公明正大にお答えいただきたいと思います。

それでは、通告のとおり 2 点質問します。

最初に、新型コロナワクチンの接種状況について質問します。

石川県内で新型コロナウイルスの感染が初めて確認されたのが昨年の 2 月 21 日でした。今年の 5 月 15 日には、過去最大の約 650 人の方が治療中となりました。そして、5 月下旬から 6 月上旬にかけて県内最大のクラスターとなった航空石川関係では 121 人の感染者が出ました。現在、1 日の県内感染者数は 1 桁で推移しており、第 4 波は収まりつつありますが、それでも治療中の方は現在 118 人います。数日前までは第 2 波の治療中の人数が一番いた頃と同じくらいでした。

能登町においては、これまでに 25 人が感染し、数日前まで治療中の方がいました。

県内最初の感染者が確認されてから約 1 年 4 か月たちますが、いまだに収束には至っていません。休業要請や不要不急の外出を控えること、3 密を避けることなどだけでは限界があると考えます。やはり収束させるにはワクチン接種が急務であり、計画的に、安全に、広角的に行う必要があると考えます。

当町のワクチン接種状況、対象者数や接種済人数、接種率、接種しない人の割合などを示し、県内自治体と比較し、現状について説明をお願いします。

また、6 月後半の高齢者人口に対するワクチンの配分量、能登町の充足率は 116.5 % で、県内自治体では 9 番目となる予定ですが、6 月前半の充足率

は79.3%で、県内自治体17番目でありました。当初から充足率は低かったように思っております。その理由と今後の接種計画、早期接種完了のための課題は何か。

以上についてお答えください。

議長（酒元法子）

西谷健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

それでは、私の方から吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

ワクチン接種状況を県内自治体と比較して現状の説明ということですが、石川県から接種状況の比較について市町への通知等は行われておりませんので、町といたしましても新聞等の報道資料を参考としている状況であります。

6月4日に行われました石川県知事と各市長、町長とのウェブ会議の席上ですけれども、各首長からの接種状況についての発言をそばでお聞きしましたところ、一部の市町を除き大きな差はなかったと感じております。

また、ワクチンの充足率につきましては、石川県が主体で進められた医療関係者向け接種の遅れのため、制度上、住民向けワクチンの要求ができなかつたことが主な要因であります。

当町といたしましては、各医療機関での接種可能人数の積み上げから必要数量を要求しておりますので、充足率が一時低かったとしても接種自体に影響はありませんでしたので、そこはご理解をお願いいたします。

次に、接種の状況につきましては、能登町全体の4月1日現在の対象者は1万5,132人で、そのうち現在接種を進めております65歳以上の方へは接種券を郵送済みであります。対象者は8,153名であります。

5月10日から始まりました1回目の接種が終了された方は、6月8日までに3,195名で39.2%、2回目が終了された方は564人で6.9%であります。今までに接種を希望しないとご返事をいただいている方につきましては、102名で1.25%という状況であります。

現在、各医療機関には可能な限りの接種枠の拡大に取り組んでいただいており、今後、町内3か所に設ける集団特設会場と併せて7月末に高齢者への接種を完了することを目指しております。

今後の64歳以下の方々への接種につきましては、6月中には、まずは50歳から64歳、次いで16歳から49歳の2つのグループで発送時期をずらして接種券を郵送する予定です。従来のはがきによる予約と、新たにウェブを利用した予約方法を導入することとしております。

また、新たに対象者へ追加された12歳から15歳への発送時期につきましては、現在どのような形で発送すればよいのか検討を進めているところであります。

なお、接種時期につきましては、7月中は高齢者への2回目の接種と並行して基礎疾患保有者や福祉、教育関係者等の優先対象者への接種を行い、基礎疾患のない一般の方の接種は、おおむね8月から接種を開始し、各医療機関に加えて集団特設会場を設けるなどして、9月上旬頃には接種が完了することを目指して現在取り組んでおります。

今後の接種に当たっての課題といたしましては、国は、高齢者分につきましてはファイザー社のワクチンを確保していると発表しておりますが、一般向けには明言していないことから、今後は国からの配給がモデルナ社のワクチンへ移行していく可能性があり、その場合、2回接種は同じですが接種間隔が4週間となるなどの相違点があるため、接種時には細心の注意が必要となってきます。

また、石川県が産業展示館で設ける大規模ワクチン接種センターの設置について発表されましたが、さらに職域接種や大学での接種などに取り組む動きもあり、今後どう情報連携していくかなどが課題となってくると考えております。

以上です。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

今の説明によりますと、突出した自治体を抜かしては能登町は接種率はほぼほかの自治体と変わらないと。その差は、珠洲市の総合病院と能登町の宇出津総合病院、機能が違って地区の中心になる病院とそうでない病院というふうなことで、最初にワクチンをいただいて接種できるかできないか、その機能の違いによって差があるというようなことで私は理解したんですけども、差は一番最初に始めるか始めるいかの差であって、そこからは差がついていないというようなことでよろしいですかね。

次の質問に行きますね。

全国の自治体では、ワクチン接種予約日当日のキャンセルが出たために、廃棄や不適切な処理をしたことが問題視されていますが、当町の対応方法とキャンセルの件数はどのくらいあったのか。

また、急を要する対応があったと聞きますが、その状況と今後の対策について説明を求めます。

議長（酒元法子）

西谷健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

ただいまの吉田議員のご質問にお答えいたします。

当日のキャンセル分の対応方法と実件数ということであります。6月8日までに次の接種が見つからなかったキャンセルは、医療関係者分で10件、高齢者分で20件のキャンセルがありました。

議員がご指摘の状況は、町職員にキャンセルのあったワクチンを接種させたことであろうかというふうに思っております。当町では、当日キャンセル分の対応につきましては、キャンセルが出た各医療機関に予約しているほかの高齢者への連絡を行い、接種することを基本としておりますが、キャンセルの時間帯によっては、ワクチンの使用が希釈後6時間までという時間的制約の関係から、次の方を探し、かつ来院してもらう時間的余裕がない場合があります。そういう場合、今後設置する集団特設会場での勤務予定者へ接種を行い、貴重なワクチンの廃棄を防止しておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

急な対応はあったけれども、廃棄することなく何とか適切に処理できたというふうに理解いたしました。

当初のワクチン接種計画では、高齢者の次に高齢者施設従事者の接種とありますが、もう既に始まっているようなことを今おっしゃられましたけれども、ここで言う高齢者施設従事者とは、利用者に直接接する職員とありました。医療従事者と同様に、職種を限定せずに事務職員や調理員などにも接種を行うべきだというふうに考えます。

また、高齢者と同様に、子供たちも新型コロナウイルスから守らなければなりません。若者の重症化や死亡例も発生当時よりは増えてきております。これについては、従来株より感染力が強いことや重症化しやすい可能性がある変異株が増加したためと指摘されています。

能登町においては、米ファイザー製ワクチンをしており、16歳以上を対象としている。先ほど12歳からの対応も検討しているということでありましたけれども、全国的には各自治体に12歳から15歳の接種は、運用方法は判

断を委ねるということあります。12歳未満を対象としたワクチンは、現在ありませんね。

また、ワクチン接種による副反応が男性より女性のほうが多く見られるという報告がされております。特に若い女性ほどその割合が高いと。子供たちは感染しても症状が軽いのに、リスクを伴うワクチンを接種するべきかといったような問題もあるようあります。こういったことから、18歳以下で接種しないことを選択する方も出てくると考えます。

そのことを踏まえて、インフルエンザとは違い、新型コロナウイルスはどうも大人の方が持ち込んでいるように見受けられますので、安全に子供を預かるために、安心して子供を預けていただけるように、先ほど教育関係はできるだけ早くというような答弁もありましたけれども、今すぐにでも、6月中にでも認定こども園、放課後児童クラブ、小中高校の教職員などに対しても接種を行うべきだというふうに考えます。このことは、大きな感染防止策となりますし、町民の皆さんのが不安感を和らげ、安心して暮らしてもらうために重要なことだと考えます。

教育関係のほかに、警察官などにも早期の接種が必要だというふうに考えております。ぜひ早急に接種するべきだと考えます。

町長、答弁をお願いします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

優先接種者についてということでございますけれども、国が定める優先接種の順番では、高齢者の次に基礎疾患有する方、次いで高齢者施設等の従事者が接種を行うということでスタートしております。一定の要件の下、高齢者施設入所者の接種に併せて従事者にも同時に接種が行われており、当町におきましても、5月の中旬から各施設において嘱託医と調整をしながら従事者へも接種も進められております。

当町では、接種を受ける職種については制限をつけておらず、各施設が接種することが必要だと判断した方に接種をいたしております。その後、国が要件の緩和や見直しを行ったことから、高齢者入所施設以外の介護関係の従事者、それから障害者福祉施設関係の従事者、保育士等の児童福祉関係の従事者、そして町立小中学校の教職員等について、ご協力をいただいている町内の医療機関の接種枠との関係を見ながら、7月中には接種を行いたいというふうに考えておるところでございます。

なお、石川県の管轄下の県立高校の教員や警察官などにつきましては、県の判断といいますか、そういうふうな状況を踏まえてこれから対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

教育関係は7月ということでありましたけれども、ワクチンがあっても打つ作業もありますし、なかなか思うようにいかないのかも分かりませんが、先ほど充足率で説明させていただきましたが、116%でしたか。6月の後半にはそれぐらいのワクチンが町内にもたらされるということありますから、接種作業はともかくとして、ワクチンの数でいえば十分に教育関係の方にも打てるだけのものが6月中に入ってくるというふうに思っておりますので、できるだけ早く接種をしていただきたいなというふうに思います。

それと、先ほども少し申し上げましたけれども、実際に町民の皆さんや私たちは、能登町の接種状況というのは、ほかの自治体とそう変わらないというふうには感じておりません。なぜかといいますと、NHKのほうでテロップが流れておりますけれども、能登町の接種の方法の仕方が65歳以上を対象としておりますけれども、順に高齢者の方から10歳ずつぐらいの刻みで接種されておるため、現在85歳とか、現在75歳以上というようなことでテロップが流れます。ほかの自治体につきましては、一まとめで65歳以上の方を対象としておるので、もう既にほかの町は65歳までやっている。でも能登町はまだ75歳以上だというふうに感じておる方もいるんじゃないかなというふうに思います。

できることならば、あのテロップももう少し詳しく詳細に流していただければいいんじゃないかなというふうに思いますし、現在、告知機でも毎回同じ時間に音声が流れておりますけれども、第4波がはやり出した頃の音声じゃないかなというふうに思うんですが、状況をしっかりと把握して現状に合わせた内容のものをしっかりと町民の皆さんにお知らせするのが大事じゃないかというふうに思います。せっかくほかの町と同じぐらいのスピードでやっているならば、町民の方には、それをしっかりと知ってもらって安心していただくことが大事だというふうに思っております。

次の質問に移ります。

個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの交付状況、交付促進について質問します。

マイナンバーは、住民票を有する全ての人と企業に対してそれぞれに番号が与えられ、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人情報を確認するものです。

2015年10月以降にマイナンバーが通知され、個人番号が通知され、2016年1月よりマイナンバーカードの申請受付が始まりましたが、思うように申請数が伸びなかつたため、国は2019年3月、マイナンバーカード普及と消費税率引上げに伴う消費活性化策の方針を公表され、2020年9月よりマイナポイント事業が開始されました。マイナポイント事業は、プリペイドカードやクレジットカードなどキャッシュレス決済サービスとマイナンバーカードを紐づけし、プリペイドカードなどに入金もしくは支払いすることにより、その額の25%、最大で5,000円分のポイントが還元されるものです。

しかし、この事業の対象となるプリペイドカードやクレジットカードは、広く流通していないカードが多く、また、高齢者にはなじみが薄いため、なかなか交付促進にはつながっておりません。この事業は、2021年4月、今年4月末までにマイナンバーカード交付申請を行い、紐づけるカードの予約申込みを9月末までに行えば、5,000円分のポイント還元が受けられるとなっています。

では、マイナンバー制度導入の目的はというと、共通の社会基盤として番号を活用することにより公平、公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政業務の効率化を図ることを目的としています。マイナンバーカード利用可能なものは、顔写真つきの身分証明書となりますので、運転免許証など公的機関の発行する資格証を持たない高齢者や未成年者の方にとってはカードを所持することは好都合であると考えます。また、住民票の写し、印鑑証明書、戸籍謄抄本などの証明書をコンビニで取得が可能となることや、児童手当の現況届や確定申告などのオンラインでの手続が可能となります。また、令和3年9月から健康保険証としての利用ができる予定です。

ただし、これらは全国一斉スタートではなく、準備ができた施設や自治体から利用できるようになるというふうに私は理解しております。

それでは、能登町のマイナンバーカード交付状況を全国や県内自治体との比率と併せて示してください。現状の要因についても説明をお願いいたします。

議長（酒元法子）

内糸住民課長。

住民課長（内糸英和）

それでは、私のほうから吉田議員の質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの交付状況ですが、令和3年5月1日現在の総務省公表データによりますと、全国自治体の平均が30.0%、県内自治体の平均が30.1%、当町では24.4%となっております。

この現状の要因につきましては、一般的なものと能登町特有のものと考えられると思っております。一般的には、マイナンバーカードは個人の申請により交付されるもので、カードの所持自体、住民が日常生活を送る上で必要と迫られていないこと、支障となっていないことが一番の要因であると考えられます。また、当町特有の要因としては、高齢者が多く、カードの紛失や情報漏えいなどを恐れ、カードを持つこと自体に抵抗がある方も多いからであると思われます。

それに加え、国が実施している普及促進の施策であるマイナポイント事業に対しましても、マイナポイントに対応したクレジットカード、電子マネー、QRコードなどを所有していないことや、その種類の多さやポイントの付与方法がそれぞれ違っていることから、複雑な印象を与え、その手続が分からずと思っている方が多いのではないかと考えられます。

しかしながら、その利便性については徐々に拡大しており、健康保険証や運転免許証との紐づけや、当町が導入予定としておりますコンビニでの住民票等の交付など、利便性の向上、拡大が図られることにより交付率の増加につながっていくものと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

今、取得率の割合の説明がありましたけれども、石川県は30.1%、これは都道府県では14位、割と上のほうであります。能登町については24.4%、これは県内18位ですね。下から2番目。令和3年5月1日現在の取得率であります。

能登町においては、高齢者が多く、カードを持つこと自体に抵抗があるのでないか。また、カード交付促進事業のマイナポイントの事業の恩恵を受けにくい環境であるため交付率が低いのではないかとのことですが、今後は、カードを持つことにより利便性が向上すると考えられます。

町の交付促進のための事業であるマイナンバーカード出張申請サポートについて、この内容についてお示ししていただきたいというふうに思います。例えば、土日、祝日など、そして夜間も利用可能なのか。会場は自宅でもよいのか。

そういうことをお示ししていただいて、利用状況並びに問題点についてもお答えください。

議長（酒元法子）

内糸住民課長。

住民課長（内糸英和）

それでは、私のほうから吉田議員の質問にお答えいたします。

当町が実施している出張申請サポートにつきましては、マイナンバーカード申請手続の簡素化を図るため、企業や病院など生活に身近な場所に職員が出張してサポートする制度となっております。

当町が実施する内容につきましては、広報のとでもお知らせさせていただきましたが、当町で活動する団体や企業に対しまして、3名以上の希望者がおられれば、事前に名簿等を提出していただき、日程調整の上、職員が公民館や企業などに出向いて手続のサポートをさせていただくものであります。

また、5月から運用を開始したところでありますので、1件の申込みと、申請の意向を示されている企業が数社いるという状況でございます。運用開始直後ということもありまして、今後、問題点が出た場合には速やかに対応を図っていきたいと思っております。

また、土日、祝祭日や夜間も可能か、会場は自宅でもよいのかということであります。平日の9時から15時までを予定しております。個人宅への訪問については考えておりません。町内会単位で集会所などをご利用して申込みいただければと思っておりますので、ご理解願います。

また、個人の申込みに対しましては、既に役場及び各支所で申請サポートを実施しておりますので、そちらをご利用いただき、土日、祝祭日や夜間については、毎月第2土曜日にマイナンバーカード臨時窓口を役場で開設していることや、夜間では毎週木曜日に延長窓口を開設して対応をしておりますので、ご理解願います。

以上です。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

手續などで役所へ出向くことが煩わしく感じる方は、たくさんいると思いますし、複数人で申請することにより、不明点などを尋ねやすいのではないかと

いうふうに思います。出張申請サポートについては、よく周知していただき、利用拡大を図っていただきたいなというふうに思います。

最後の質問になります。

先ほど能登町全体の交付率を質問しましたが、町職員の取得率はどのくらいでしょうか。県内自治体と比較してお示ししていただき、現況をどのように考えるか。

また、マイナンバーカード交付の際、商品券をつけ交付促進とコロナ禍で落ち込んだ消費の活性化を図れないか。町長の見解をお聞かせください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、町の職員の取得率ということでございますけれども、直近の総務省公表資料といたしまして、令和2年9月末時点での当町の取得率を県内の自治体と比較しますと、当町が39.5%なのに対しまして、最も取得率が高い自治体は、かほく市で96.6%、最も低いのが白山市で37.1%、平均は67.5%で、当町は県内平均を大きく下回っている状況でございましたが、その後、10月以降、職員に取得を促しまして、3月末現在では62.2%ということでございます。

職員のマイナンバーカード取得に関しましては、国の施策として普及促進が図られているということで、町といたしましても町民の皆様に推進をしている立場でもございますので、職員に対しましても今後さらに取得するよう指示をいたしますので、ご理解をお願いいたします。

そして、マイナンバー交付の際の商品券をつけて交付促進とコロナ禍で落ち込んだ消費の活性化を図れないかということでございますけれども、議員のご質問にもございますように、商品券をつけた交付はマイナンバーカードの交付促進策の一つであるというふうに思っておりますし、消費活性化にも寄与するものであると思っております。

現在、マイナンバーカードの交付促進につきましては、5月より開始いたしました出張申請サポート制度により対応を図っていきたいと思っておりますし、また消費活性化につきましては、本議会に提案しておりますプレミアム商品券、飲食券の発行により対応を図っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

マイナンバーカードの交付については出張申請サポート事業で促進し、消費については6月補正予算案に計上されていますプレミアム商品券、飲食券事業で活性化を図ること、理解いたしました。

しかし、私が一番注目しているのは、町職員のマイナンバーカード取得率です。先ほど説明がありましたが、昨年9月の時点で能登町の職員の取得率は39.5%、県内自治体中18位。町全体と同じですね、18位で。それから申請が進み、今年3月には62.2%と上がっています。しかし、昨年の9月時点の県平均が67.5%ですから、それでもまだ低い割合です。恐らく順位としては18位前後で、そう変わっていないんじゃないかなというふうに推測できます。

マイナンバーカード申請受付が始まってから既に5年がたっています。そして、町は町民に取得を呼びかけている立場にもかかわらず、いまだに申請もしていない職員が約40%もいるのはいかがなものでしょうか。答弁にもありましたが、進めていくと。強制はできないんでしょうけれども、強制することではありませんし、強制しないとできないことでもありません。直接的な業務とは関係ないかもしれません、このことは人事評価の対象になり得るような事柄だと私は考えます。

このような状態であること、町長をはじめ幹部職員の皆さんのお責任は重大であると私は考えます。どんなにすばらしい庁舎が建っても、どんなに最新のシステムを導入しても、それを扱う者の知識や能力、常識が欠けていれば無意味であります。これからどんなに優秀な人材が入ったとしても、そのまま能力を発揮することなく埋もれてしまうのか、または輝くことができるのかは、これまた町長をはじめ幹部職員の皆さんのお肩にかかると思います。

マイナンバーカードの交付率もワクチン接種に取りかかるスピードも、全てがここにつながってくると考えます。来月中にでも、職員のマイナンバーカード申請率が100%になりました、また、ワクチンについても予定より早く希望者への接種ができるようにめどが立ちましたと報告いただけることを期待し、質問を終わります。

議長（酒元法子）

以上で、1番 吉田議員の一般質問を終わります。

それでは次に、2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

大森新町長になってからの初めて的一般質問であります。

3月21日の能登町長選挙において、59.24%という投票率の中で7,053票という立派な得票で初当選されました。町長には、選挙戦のときのことをもう一度ゆっくり思い出させていただきながら答弁していただきたいと思います。

大森新町長になってから、一番最初に町長の思いを見たのが、この北國新聞の4月30日の24面だったかなというふうに思います。町長には、一番最初に当選されたら質問するよというふうに宣言しておりましたが、大森候補者は、そんなのはまだまだ後の話、今はひたすら町民の皆さんにお願いするだけといって精力的に町内を回っていたのを思い出します。そして後で、難しい質問は困るよと言っていましたね。

コロナ禍の中で行われた選挙戦であり、今回、質問は蓋を開ければ4番目となりましたが、コロナ禍の中で行われた選挙戦であり、町民の皆さんに町長の思いを伝えることができなかつたのかなというふうに思います。

そこで、町長のテーマといいますかスローガンが先ほどの新聞に載っていました。「住民主体のまちづくり　皆さまの思いを　町政に」、これいいですね。本当にそのとおりだと思います。そしてそこには、「魅力的な農山漁村のために一次産業への積極的な支援を！」「定住・交流・関係人口の拡大」と見出しになっていました。

その横の写真は、町花の真っ赤に咲いた芦田家ののとキリシマツツジの写真であります。これまた最高にいい写真でした。のとキリシマツツジは、今、一番交流・関係人口の拡大に一役を担っているのではないでしょうか。幸せを運ぶ赤い花。さすが北國新聞であり、故宮本康一先生の遺志を酌んでいるなというふうに思います。

新聞や広報のとプラスの5月号にも紙面では町長の思いが記載されていましたが、町長の生の声で、町民に私の一般質問を通して訴えていただきたいと思います。

1つ目は「1万6,000人の明日をどう導く」です。この質問は格好をつけたきざな言い方ですが、私が町議選で訴えてきたテーマは、「みんなでつくるふるさとの未来」でした。そして、後援会長が「明日をつくる」に変えんかいや、同じ意味やしと言って変えていただきました。その「明日」を今回入れていただきました。

6月1日現在の能登町の人口は1万6,291人。その明日をどうつくるのか、分かりやすい言い方ですると、今後どんなリーダーシップを取って1万6,291人を引っ張っていくのか、将来をつくっていくのか、お聞きします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、お答えをしたいと思います。

思いといいますか、私は当時からリーフレット等にも記載してございますけれども、その内容には変わりはございません。

言うまでもなく、私たちの町は、先人たちが守り育ててきた豊かな環境に囲まれ、世界農業遺産にも認定されたように独自の文化を育んできたというふうに思っております。その受け継いだこの町を守り育てていくためには、リーフレットにも書いてありますけれども、いつも言うように真心を持って住民の方の声に耳を傾ける。そして、元気で笑顔のある町にしていきたい。そして、先ほども答弁しましたが、みんなの思いが町政に反映されるようにしていきたいというふうに思っております。

そのための重点的な取組といいますか、1次産業への積極的な支援ということでございます。また、子育て環境の充実。そして、住みやすい環境づくりと福祉サービスの確保というのが大前提としてございます。

そして、より安心して暮らせる躍動感あるまちづくりを推進していきたいというふうに考えておりますけれども、まずは、おっしゃられたとおり新型コロナウイルス感染症対策が最重要課題でございますので、ワクチン接種等の感染対策と地域の経済対策にまずは取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（酒元法子）

2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

今はコロナ感染対策、地域経済対策をしっかりとやっていくということで、その2点、しっかりやっていただきたいと思います。

そして2つ目の質問は、大森町長の具体的な三大政策は何か。中でも一つずつ具体的にお聞きしたいと思いますが、持木前町長のときは、防災、福祉、教育の三大政策だったかなというふうに思います。持木町長には、私がまだ議員になる前の柳田コミュニティセンターで聞いて、それ以上は聞けませんでしたが、大森町長には、その3つ。そして、その3つの中でも具体的なことをお聞かせ願えればというふうに思います。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、三大施策ということでございますけれども、当町というより奥能登全体の課題は同じでございます。少子・高齢化といいますか、過疎化が進んでいるということでございます。それから、教育、防災、福祉というのは、これは当然やっていかなければ、継続していかなければならないことあります。特効薬のようにすぐ解決できるものではないというふうに思っております。

そういうことでありますて、今、私は目の前の一つ一つの課題解決に向けて真摯に取り組んでいくことが今の私に与えられた責務であるというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、まずはワクチンのスムーズな接種が最重要課題と認識しております。また、町民の安心・安全を守るために、学校など公共施設の感染防止対策や、商品券発行事業などを実施して地域経済対策に取り組んでまいります。

また、公共施設の整理統合ということで、20年後の能登町の未来を見据えまして公共施設の整理統合を計画的に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

議長（酒元法子）

2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

奥能登の課題はみんな同じでということで、目の前の課題をしっかりとやつていってもらえると。力強いお言葉かなというふうに思います。しっかりとやっていっていただきたいというふうに思います。

そして、3番目の持木町政と違う施策は何かということで、持木前町長も言っておられましたが、「私と違う視点から町政運営をしていただきたい」。町民も何が違うのか、大森町長と持木前町長のどこが違うのか知りたいと思います。一言でもいいので、持木前町長とは違うというところをお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、前持木町長さんにおかれましては、市町村合併前の旧能都町から町長を務められておりまして、合併後は、統合庁舎の建設をはじめ、地域のバランスを考慮した町の基盤整備に取り組まれてきました。

私は、前町長が整備された多くの基盤をベースに、さきの答弁とも重複いたしますけれども、皆さんの思いが町政に反映されるような住民主体のまちづくりを実現したいというふうに思っております。

また、町長に求められる一つにリーダーシップ、決断力というのがあると思っております。様々な課題に対処するために、様々な場面で決断をし、時にはトップダウンということもあるかと思いますけれども、そういうふうなリーダーシップを発揮していきたいというふうに考えております。

町民の代表である議員の皆様とも意見を交換しながら町政に反映していきたいというふうに考えておりますので、皆さん、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

議長（酒元法子）

2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

大変よく分かりました。

その後の話は一番最後にしまして、次の投票率向上の取組を示せに移らせていただきます。

町長選では60%を下回り、今後どう投票率向上につなげるのか。さきの質問にも触れましたが、今回の町長選の投票率は59.24%と決して高いほうではありません。前回、62.44%でした。そして、平成30年の能登町議会議員選挙は76.45%であり、今回の町長選挙の投票率の低さは何が原因なのでしょうか。どうしたら投票率向上につながると思いますか。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

堂前議員の今のご質問でございますけれども、ご承知のとおり、町の選挙管理委員会は地方自治法第181条の規定により設置をされております。

この質問の内容につきましては、公平、中立な選挙を執行する機関である選

選挙管理委員会でご判断をされるものでありますので、選挙管理委員会の書記長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

議長（酒元法子）

蔭田選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（蔭田大介）

それでは、選挙管理委員会の書記長であります私のほうから説明させていただきます。

令和3年3月21日に執行いたしました能登町長選挙につきましては、選挙人に対する投票の呼びかけといたしまして、広報紙、ホームページ、有線テレビ、告知放送など各種媒体を活用いたしまして選挙や投票方法に関する周知を図ったほか、役場や各総合支所で懸垂幕や立て看板を設置するなど啓発活動を実施しております。

また、コロナ禍におきまして当町で初めて執行する選挙ということもありますし、新型コロナウイルス感染症への懸念による投票率の低下を最小限にし、選挙人が安心して投票できるよう、投票所での感染防止策といたしまして、使い捨て鉛筆の使用やアクリル板の設置、またマスクの着用などについて有線テレビやチラシで周知させていただいております。

ご質問にあります能登町長選挙における投票率は59.24%と、前回の町長選挙を3.2ポイント下回る数値でしたが、投票率につきましては、選挙への関心やコロナウイルスにかからないかという不安、また気象状況など様々な要因により投票率が左右されてくるものと思っております。

選挙管理委員会では、具体的な取組といたしまして、これからを担う若い世代に対し選挙の関心を高めるために、町内の中学3年生を対象に選挙の仕組みや大切さを紹介する出前講座「中学生有権者育成事業」を毎年実施しております。引き続き、出前講座のほか、選挙に関心を寄せてもらえますよう創意工夫をしながら投票率の向上を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（酒元法子）

2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

様々なことがあろうかと思いますが、まずは少しでも選挙に関心を持ってい

ただくように、投票率向上につなげていただければというふうに思います。

その中でも、高齢者や免許返納者が今後見込まれるが、「移動投票所の導入を急げ」であります。近い将来、免許返納問題、人口減少問題、様々な問題がまだ急速に押し寄せます。そうすると、投票所も統合しなければならないことや、こうしたことが投票率低下の原因の一つかと思いますが、財政が厳しくなってからではなく、今から計画的に、公用車購入時に既に移動投票所になることを想定して購入するとか、もう既に移動期日前投票所を導入している事例を紹介すると、小松市選挙管理委員会は、小松市長選挙でコミュニティバスを活用している。そして、お隣の輪島市でも次期衆議院選挙から公用車を活用する予定で、その公用車は福祉車両を使う予定にしています。少しでも早く計画をしたほうがよいのではないかと思い、質問します。

議長（酒元法子）

蔭田選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（蔭田大介）

続きまして、移動投票所の質問でございますが、まず現在の投票所数における経緯、経過についてご説明させていただきます。

近年における社会情勢や人口減少、事務従事者の確保などの問題から、選挙管理委員会では、平成28年に投票区、投票所の見直しを行い、24か所から17か所に、令和2年に17か所から16か所に整理統合しております。

投票区、投票所の見直しの際には、閉鎖される投票区の有権者に対する投票所までの移動支援について検討し、無料送迎バスの実施なども候補に挙がりましたが、選挙管理委員会で現地視察等も行い、議論したところ、投票率の向上の効果は低いと判断された経緯もございます。

ご質問の移動投票所につきましては、投票箱や選挙事務従事者などを乗せたワゴン車、バス等が施設等を巡回して車内で投票することができるものであります。県内ではこれまでに導入実績はありませんでしたが、先ほど議員ご紹介の他市において、今年3月に投票所の削減に伴い、対象となった地域での有権者の利便性を維持するため実施した事例がございます。

移動投票所の導入につきましては、社会情勢や人口減少、事務従事者の確保の問題などの動向に合わせまして、臨時期日前投票所を含め、今後の在り方の協議の一つとして選挙管理委員会の中で先行事例等を参考に効果や課題を議論してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（酒元法子）

2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

議論を本当に活発化させていただきたいと思います。私たちの住む旧柳田地区には、大変山間部のほうにも家があり、免許返納者もたくさん増えてきたなというふうに感じておるので、本当に活発化させていただきたいと思います。

そして、町長の任期は4年で、衆議院選挙、町議会選挙、県議会選挙、知事選挙、参議院選挙と実証実験できる機会は四、五回しかありません。6月7日の北國新聞の1面では人口減少の記事が載っていましたが、減少率は珠洲市に次いで能登町は第2位の10.67%でした。あとは穴水町、輪島市の順に奥能登の2市2町が占めています。同じ条件の奥能登であり、近隣自治体のよいところは、より早くまねをして、町民サービスの向上につなげていただきたいと思います。

そして最後に、今町民がどこへ行っても話題にしているのがコロナワイルスワクチンの接種のことだと思います。

ワクチン接種を問うということで、1番議員の質問提出がいつも早いため、今回は7日の日の朝5時過ぎに一般質問の通告メールをしましたが、やはり先を越されました。さすが1番であります。そして私の質問とかぶっていたため、吉田議員が細かく質問され、町長と理事者、課長の答弁も丁寧に分かりやすく答弁されましたので、似たような質問は省略させていただきます。

その中でも、奥能登2市2町での連携はないのか。

6月5日土曜日の、北國新聞ばかりですが、北國新聞の1面には、64歳以下の接種のため、7月上旬の金沢市の県産業展示館4号館で開設する県の大規模接種センターの開設を前倒しする記事が載っていましたが、あまりよく分からぬいため、金沢では、まず遠いなということと、奥能登2市2町で連携して接種センターをできないのか。そんな開設しなくとも能登町はこれまでにきっと終わるならそれでいいのですが、新聞紙上を含めて県との調整はどうなっているのか、お聞きします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、まず奥能登2市2町での連携した接種はないのかということでございますけれども、奥能登2市2町につきましては、8月から9月頃には全て

接種を希望された方への接種が終了する見込みということでありますので、石川県が金沢市で設けるような大規模接種センターに準じた接種会場を設けるよう県に対して働きかける動きは現在ございません。

おっしゃられた県の大規模接種センターについての情報を少しお伝えいたします。先日行われました担当者の会議におきまして、大規模接種センターの設置は7月からということでございました。そして、使用するワクチンはモデルナ製。対象年齢は19歳から22歳ということでございます。そして7月以降、毎日接種を行い、週に2,500人程度を接種するということで、市町が発行する接種券が必要という旨の方針が示されておるところでございます。

当町におきましても、住所を置いたまま金沢近郊の大学に進学や就職しているご子息も多くおられると思います。町内在住の方も利用可能となるということでございますけれども、センターの利用詳細について引き続き情報を収集していきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（酒元法子）

2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

先ほどの吉田議員との質問で、町長の生の声で答弁されて、今のワクチン接種の現状及び今後の計画、町民の方にもよく分かったのではないですか。

あと、町長はワクチン接種されましたか。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

今の堂前議員のご質問は、優先的に先に接種すればどうやというようなご質問かと思いますけれども、個人的には順番どおり、最後でもいいなというふうに、私個人はそういうふうに思っております。

以上です。

議長（酒元法子）

2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

なぜ早く接種をしないんですか。高齢者に配慮しているのは分かりますが、

町のかじ取り役をしていただく町長には、ワクチンのキャンセルが出たら即打つべきであり、1万6,291人の明日のことを考えていただかないといけません。そのためにも感染して何か月も入院することになると町政に支障が起きます。ワクチン接種を一日も早くしていただきて、町民のために働いていただきたいというふうに思います。

こうして今日は大森町長にはあまり迫った質問はしませんでしたが、「和を持って」という言葉がすごく印象的で、合併して16年がたちますが、まだまだこの町は一つになっておりません。大森町長の全員協議会での質疑に対する答弁を見る限り、先ほど言われたリーダーシップを發揮して町を一つにしてくれるのではないかというふうに私は感じました。持木町政から脱皮して、何もかも大森町政に変えていただくようご期待申し上げたいと思います。

町民の期待は大きいですよ。そして、山口県議としっかりホウレンソウ、報告、連絡、相談を密にして、町発展に力を合わせていただきたいと思います。

これで私の質問は終わりたいと思います。

議長（酒元法子）

以上で、2番 堂前議員の一般質問を終わります。

休憩

議長（酒元法子）

ここでしばらく休憩いたします。午後1時から開会いたします。（午後0時14分）

再開

議長（酒元法子）

それでは再開いたします。（午後1時00分再開）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

一般質問を行う前に、今話題のコロナワクチンではなく、東京オリンピック・パラリンピックについて少しの時間、私の考えを話させてください。

開催日まで残り40日を切りました。国民の意思は中止と延期で過半数を占めているのに、なぜ政府はそんな国民の声が聞こえないかのように開催に突き進むことができるのか疑問でした。開催の是非は置いておいて、私なりにその

理由を考えてみました。そして一つの結論に達しました。

政府が開催に突き進むことができる理由は、私の考えでは、日本人が問題の解決には議論よりも空気を読むことで決めると政府の判断があるのではと考えるに至りました。空気の存在です。

40年以上前に山本七平氏が書いた「空気」の研究」という本がありました。もう一遍読み返してみました。その本の中に、戦艦大和の沖縄突入作戦について書かれているところがあります。大和は、御存じのとおり敗色が濃厚だった昭和20年4月6日に特攻命令を受け出撃し、翌7日に米艦載機の猛攻撃を受け、鹿児島県坊ノ岬沖で沈没しました。乗組員3,332人のうち生還者は僅か276人だけでした。明らかに無謀な作戦だったとの生還者の証言があります。では、なぜ出撃したのか。その理由こそ空気です。山本七平さんはこう書いています。少し引用します。

「大和の出撃を無謀とする人びとにはすべて、それを無謀と断するに至る細かいデーター、すなわち明確な根拠がある。だが一方、当然とする方の主張はそういったデータ乃至根拠は全くなく、その正当性の根拠は専ら「空気」なのである。従ってここでも、あらゆる議論は最後には「空気」できめられる。」と書かれています。

少し強引ですが、今引用した文の大和の出撃を東京オリンピック・パラリンピックの開催に替えて読んでみます。

「東京オリンピック・パラリンピックの開催を無謀とする人びとにはすべて、それを無謀と断するに至る細かいデーター、すなわち明確な根拠がある。だが一方、東京オリンピック・パラリンピックの開催の当然とする方の主張はそういったデータ乃至根拠は全くなく、その正当性の根拠は専ら「空気」なのである。従ってここでも、あらゆる議論は最後には「空気」できめられる。」と読み替えることができます。

残念ながら今でもKYなどの言葉があるように、日本人の空気を読む性格は変わっていないように思います。つまり政府が東京オリンピック・パラリンピックの開催をするためには、開催の機運を上げるための、盛り上げるための空気を醸成すればいいことになります。例えば、「人類が新型コロナウイルスに勝ったあかしとして」とか、「スポーツの力を信じて」などで、決して明確な根拠を示す必要はありません。

空気で決められたことならば、大和の出撃が悲惨な結果に終わったときも「あのときはああするしかなかった」で終わり、結局は誰も責任を取らなくて済むからです。これらはあくまで私の考えです。ただ、東京オリンピック・パラリンピックの開催が最終的に空気で決まるとするならば大変残念なことです。

戦艦大和には、副砲射撃指揮官として沖縄突入作戦に参加し戦死された臼淵

磐大尉がおられました。父親の出身地が能登町當目地内で、旧家跡に臼淵大尉の顕彰碑が建てられています。顕彰碑には13行の言葉が刻まれています。その言葉の中で、特に私が心を打たれた言葉があります。「敗れて目覚める それ以外にどうして日本が救われるか」という言葉です。臼淵大尉には、大和の出撃が空気で決まった理不尽さが痛いほど分かっていました。それでも自分たちが捨て石となることによって新しい日本として生まれ変わってほしいとの強い思いが顕彰碑の13行の言葉から読み取れます。

しかし、現在の日本はどうでしょうか。今でも多くの議論が最後には空気で決められようとしている現状は、臼淵大尉が望んだ日本ではないと思います。東京オリンピック・パラリンピックの開催の是非は、何の根拠もない空気で決めるのではなく、客観的なデータを基に、専門部会との徹底した議論の上で、日本政府が責任を持って決断すべきだと思います。

すみません。長くなりました。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

今回も防災、減災に関するテーマで行いたいと思います。前回は、指定避難所での環境整備について主に尋ねました。今回は、もっと基本的なことを質問いたします。そもそも指定避難所は足りているのかということです。

内閣府の防災のページを見ると、「指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市町村が指定するもの」と書かれています。

能登町では、ここ10年ほどで指定避難所の数は51か所から42か所に減っています。そして、昨年2月からの新型コロナ感染症の拡大により、3密を回避することが常識となり、避難所においても1人が必要な空間は以前の倍必要になっています。すなわち、指定避難所の数が減り、収容可能人数が半分になってしまった現状で、大きな災害が起きたときに安心して避難生活のできる指定避難所が足りているのか。大変心配になり、確認しておくべきだと思いました。

現在の能登町指定避難所一覧を見ると、災害の対象ごとに対応できる指定避難所が分かるようになっています。まずお聞きしたいのは、指定避難所における収容可能人数と想定される避難人数についてです。災害が起こる前に、あらかじめ指定避難所の収容可能人数と避難人数を想定しておくのは、危機管理の観点からも自治体の役割だと思います。

それではお聞きします。地震、津波、洪水、土砂災害など災害の対象ごとの収容可能人数は、その災害で想定される避難人数を考慮し、確保されていますか、お答えください。

議長（酒元法子）

蔭田総務課長。

総務課長（蔭田大介）

馬場議員にお答えいたします。

現在、当町では42の施設の指定避難所を指定しております。その収容人数につきましては、災害対策基本法を踏まえた指定避難所等の指定基準の概要に基づきまして、避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平米として算出しております。

指定避難所全体の収容人数ですが2万354人、災害の種別ごとでは、地震災害における指定避難所が26施設の収容人数1万4,312人、津波災害における指定避難所が21施設の収容人数1万4,96人、洪水災害における指定避難所が32施設の収容人数1万4,642人、土砂災害における指定避難所が26施設の収容人数1万4,372人を想定しております。

また、災害で想定される避難人数につきましては、津波や洪水、土砂災害等のハザードマップにより、想定される最大規模の浸水及び危険なエリアを把握しておりますが、避難人数までは想定しておりません。

しかしながら、避難者の受入れにつきましては、全ての災害が同時に発生する可能性は誠に低いことから、現在の指定避難所でおおむね可能と判断しております。ただし、議員ご指摘のとおり、コロナ禍においての避難所の収容人数は通常時よりも少なくなりますので、感染症対策を踏まえた避難所の開設、運営に万全を期すことが重要であると認識しておりますので、ご了解お願ひいたします。

以上です。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

避難所の1人当たりの空間というか2平米での収容可能人数2万354人だと思うんですけども、コロナ禍で4平米になると、ちょうどこの半分になるかなと思います。

それと、危険なエリアなどはハザードマップで把握できるのであれば、避難人数はある程度想定できるはずです。それでも今のところ、町のほうでは避難者の受入れについては現在の指定避難所でおおむね可能と判断しているという

ことなものですから、それについての根拠をお聞きしたいと思います。

ただ、災害の対象別に一つずつ聞いていっても時間もかかることなものですから、能登町において一番被害が大きくなると思われる津波災害に限定してお聞きします。

ご存じのとおり、能登町の海岸線は48キロに及び、海岸沿いの人口は自分の計算では約1万1,000人、約7割に達すると思います。その中で津波の被害が最も大きくなると言われている能登半島東方沖の活断層が原因となる津波で、対象となる指定避難所の収容可能人数と、その津波による想定避難人数をどれぐらいと想定されているのか教えてください。また、その数字の算定根拠も何によるのかも一緒にお願いいたします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

津波を想定した収容人数と避難想定人数、また算定根拠ということでございましたけれども、先ほど総務課長がご説明いたしましたが、42の指定避難所のうち津波災害における対象避難所には21の施設を指定してございます。施設の合計収容人数は1万496人を想定しておるところでございます。

そして、実際の津波被害を想定した避難人数は推計はしておりませんけれども、能登町の津波ハザードマップによる想定浸水区域では、最大で2,000世帯、4,500人が対象区域内と見込んでおりますけれども、避難者数につきましては、発生する災害の場所や規模、時間帯などにより大きく左右されることが予想されます。

また、町では、防災備蓄計画で災害時に想定されている災害避難者、いわゆる備蓄物資支給対象者を推計しております。その算定根拠につきましては、平成23年度に石川県が海域における最新の活断層調査結果を基に4つの波源の津波シミュレーションを実施しております。この結果、当町におきましては能登半島東方沖の波源による津波の被害が最も大きく、最大津波高で5.1メートル、浸水面積3.46平方キロメートル、浸水区域内人口は8,400人と推計されております。

しかしながら、先ほども申しましたけれども、浸水の深さによっては建物被害の程度は異なりまして、浸水区域内の住民全てが避難生活を余儀なくされることではないというふうに思っております。町では、その浸水区域内人口の8,400人の半数に当たる4,200人を備蓄物資の支給対象者として想定をしておるところでございます。したがいまして、現在指定しております避難所で

一定の避難者収容は可能であるというふうに判断をしております。

今後も災害に強いまちづくりに向けて取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

津波に限定しての指定避難所のお話をしております。ただ、津波が起きるということは、その前に大きな地震が起きるということにもつながると思います。その場合、指定避難所は津波対象だけではなく、やっぱり地震対象じゃないと駄目だと思うんです。その場合に、地震、要するに耐震がかかっていない津波避難所が6か所ほどあります。そうすると、対象避難所は21ではなく15か所になるかなと思います。収容可能人数も8,900人。さらにコロナ感染症対応により、その半分の約4,450人となると思います。

町は今、町長がおっしゃられた4,200人の備蓄物資支給対象者と想定しているとのことですが、沿岸沿いに約1万1,000人いる町民人口に対して、町は4,200人、4割弱の住民しか避難しないとの想定は、東北の震災を見てのとおり、津波というのは家を跡形もなくなくしてしまう。1階がつかってしまうと、もうその家は使用ができない。もちろん電源などのインフラもなくなってしまうということを考えれば、1万1,000人いる住民の約4割弱というのは、これは適正なのかどうか。やっぱり自分は大変少ないと思いますし、端的に言って、地区によっても津波の避難所がないところもあるかなと思います。

そういう意味を込めて、避難所が不足していると思いますので、特にまたコロナ以降の時代は指定避難所の生活の質も問われていると思います。町として、何回も言いますけれども、指定避難所の数が減り、コロナ以降、収容可能人数も半分となっております。そういう意味で、新たに指定避難所を増やす予定はありますか、お聞きします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

指定避難所を増やすことは考えているかということでございますけれども、現在は新たな避難所の指定は考えてございません。しかしながら議員のおっし

やるとおり、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難者の収容人数を考慮して、地域外、能登町全体を使った避難所を開設するなどの対応をしていきたいというふうに考えております。

一方で、コロナウイルス感染症対策として、分散避難を図るため、町民の皆様に自宅での安全が確保できる場合は在宅避難、また、可能であれば親戚やご友人宅への避難を検討していただければというふうに思いますが、在宅避難が難しい場合には、ためらわずに近くの避難所への避難をお願いいたします。

そういうことで、よろしくお願ひいたします。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

指定避難所を新たに指定してほしい。指定避難所に適しているような、例えば国民宿舎とか、夜でも誰か人が必ずおられるということで、そういうところも町の管轄にも入るかなと思いますし、そういうところの新たな指定も考えてほしいと強く思います。

今この質問をしておりますけれども、前からちょっと疑問に思っていることがあります。能登町が行う政策及び計画には、どうも防災の観点があまり考慮されていないように思います。防災は、住民の安全・安心を担保するための自治体の大変な使命です。先ほど堂前議員の質問にもありました。町は福祉と防災と教育ということで力を入れているということなですから、特に防災は住民の安心・安全、何度も言いますけれども担保するための大変な自治体の使命だと思います。

それで、能登町の公共施設等総合計画があります。能登町の公共施設等の最適供給、最適配置を行うための基本的条件及び方針をまとめたものです。建築系公共施設の延べ床面積の総量を2026年までに総量の20%を削減することが主な目標の一つとなっています。財政状況の悪化により維持管理が難しくなること、人口減少により利用需要の減少等、公共施設等の削減は避けて通ることはできないと私も思います。

建築系公共施設の現況は、平成29年3月において床面積で見ると学校教育系施設が22%、スポーツ・レクリエーション施設が20.5%、町文化施設が9.2%と3つで半分以上を占めます。すなわち延べ床面積を削減する目標を達成するには、これらの施設を主に削減することになります。

ところが、これらの施設の多くは指定避難所となっております。やみくもに削減することは指定避難所を削減することにつながります。過去の事例から見

ても、能登町の防災の意識に疑問を感じことがあります。

では、お聞きします。能登町公共施設等総合管理計画、また令和3年度における公共施設個別施設計画策定において、防災の観点が考慮されているのか。また、計画にどのように反映されるのか、お答えください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、公共施設等総合管理計画につきましては、過去に建設された大量の公共施設が更新を迎えることになります。今後、老朽化する公共施設の改修費用が増加すること。また、人口減少等の要因によりまして利用需要が低下していくことなどが見込まれております。まずは管内の公共施設等の全体の状況を把握いたしまして、長期的な視点で更新、統廃合、または長寿命化などの基本的な方針を示す目的で平成29年3月に策定をいたしましたものであります。

また、個別施設計画は、総合管理計画の方針に基づきまして施設分類ごとに、より具体的な今後の施設の在り方をマネジメントするというものでございます。

総合管理計画や個別施設計画の目的は、施設の削減ありきではなく、10年後、20年後の将来を見据えて、必要な行政サービスをどう維持していくかということでございます。計画検討時におきましては、施設の安全性や避難所についての考慮は当然行いますが、計画検討時において避難所ありき、防災ありきで公共施設の統廃合や建て替え、長寿命化の改修等を行うものではないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

力強い言葉、ありがとうございます。

私が何で能登町の政策、計画において、防災の観点が意識が薄いんじゃないかなということを強く思っているかというと、過去の事例の一つとして、私の地元である鵜川小学校の事例があります。鵜川地区には、以前、鵜川小学校と鵜川中学校がありました。能登町では平成22年度に小中学校の適正配置の基本方針が策定され、平成24年度には真脇小学校が宇出津小学校に、鵜川中学校が能都中学校に統合されました。この統合に関しては、地域住民への説明会や広報紙を通じての住民への周知などもされていると聞いています。

私が防災の観点が考慮されていないと思ったのは、平成26年3月の本会議で、突然、高台にある鵜川小学校を下の中学校の廃校施設に移転としたことです。議事録によれば、当時の教育民生常任委員会でも議論されておりません。東日本大震災以降、国は、公共の建物に関してはできるだけ高台への指導がありました。子供たちが通う学校ならなおさらのことです。しかも中学校の建物が建っていた裏山の一部は現在でも土砂災害特別区域になっています。高台から移転した現在の鵜川小学校は、指定避難所になっているものの、大雨や台風などで土砂災害のおそれのあるときは避難できません。津波の避難訓練では、子供たちは高台の旧鵜川小学校に逃げています。町に防災の観点があつたなら、東日本大震災の後、小学校を安全な高台から低い場所にある危険な中学校の建物には移さなかつたと思います。

さらに言わせていただければ、今年度に高台の旧鵜川小学校が解体、撤去が決まっております。公共施設等総合計画によるものだと思います。耐震が不十分で使っていない施設を削減することには反対いたしません。ですが防災の観点から言わせていただければ、この高台の旧鵜川小学校の体育館は準広域の避難所であり、体育館に耐震さえかければどんな災害にも対応できます。実際、令和元年6月18日の夜の津波注意報に伴い、住民が避難したのは、現在の鵜川小学校に7人、高台の旧鵜川小学校に50人です。なくなることによって、鵜川地区では防災の大本拠点がなくなります。特に津波のような大きな災害が起きたとき、住民が安全・安心に避難生活を送れる大事な避難所がなくなることになります。

旧鵜川小学校が解体、撤去された場合の跡地利用に関しては、何年も前から鵜川地区として町に対し、利用計画を盛り込んだ要望書も何度も提出しております。いまだ前向きな回答をいただいていません。

そこで、この場を借りまして改めてお聞きします。少し私の思いが入っています。聞いてください。旧鵜川小学校の高台には、防災の大本拠点としての消防小屋や指定避難所の役割を持つ、将来的には支所、公民館、保育所なども入る複合化、多機能化した地域の交流センターが必要だと思います。将来の人口構成を考え、できるだけコンパクトなものにすれば、結果的には床面積の削減になると思います。町の考えをお聞かせください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

旧鵜川小学校の跡地につきましては、現在のところ具体的な施設建設等の計

画はございません。現在の旧校舎及び体育館につきましては、未耐震でありますし、利用者の安全部を考慮し、本年度中に解体を完了する予定となっております。

防災の拠点としてというお話をございましたが、現在も旧鵜川小学校の場所は緊急の避難場所に指定しております。緊急時には、直ちに高台であるこの場所に避難をしていただきたいというふうに思います。

また、災害の種別によって避難所や避難場所の指定は異なりますけれども、鵜川地区においては、その他にも地元の集会所、保育所、公民館、小学校、なごみ等の施設がございますので、地域の皆様には、いざというときのためには、まずは近くの避難所や避難場所の位置を確認をしていただければというふうに思います。

前段に申しましたけれども、旧小学校跡地には、地域の交流センターを含めた建物の建設ということにつきましては今考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

ほかの避難所があると、今、町長のほうから言わされましたけれども、鵜川地区は、例えば津波とか洪水の場合、下にほとんど公共施設があります。ほかの避難所は、いざ津波とか川の氾濫とかあった場合には避難しにくい、避難できないという場合が多くあると思います。そういう意味では、やはり22メートル高台にある旧鵜川小学校が一番の適した避難場所だと思います。

先ほど言われた旧鵜川小学校が避難場所として使われているということなんですけれども、避難場所と避難所とは違います。避難所、要するに施設の中で。前回も津波注意報のときに12時近くに雨が降ってきました。やはり外に避難するというよりも、そのときは、多分体育館だと思うんですけれども、施設内に避難できるところがないと、いざというときに町民の安心とか安全を保てないと思います。ぜひもう一度、再考していただくことをお願いいたします。

最後の質問になります。

今度は個別施設の防災の観点についてお聞きします。これも去年の6月か9月にお聞きしたと思うんですけども。昨年の6月ですか。

旧能都庁舎跡地に建設予定の展望デッキのことです。これにおいても一般質問で指摘したときに、やはり防災の観点が考慮されていませんでした。町長でしたか総務課長でしたか、先ほど能登半島東方沖で発生する地震の説明をされ

ました。津波は能登町では最大津波高5.1メートル。大事なのは、東日本大震災のときには津波は地震から約40分から50分かかりました。ところが能登町の東方沖の場合は約10分から20分で津波が到達します。海岸沿いに住んでいるお年寄りや体の不自由な方はもちろん、時間帯によっては逃げ遅れる住民も増えます。能登町では現在、緊急避難ビル、建物の指定もほとんどありません。

そういう意味で、もう一度確認します。旧能都庁舎跡地に建物を建てるならば、跡地利活用検討委員会、4回ございました。答申にもあったように、逃げ遅れた人が緊急避難できるような津波避難タワーの機能を併せ持ったものを建設すべきだと思いますが、お答えください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、旧能登町役場跡地につきましては、跡地利活用検討委員会より平成31年3月11目に跡地利活用計画についての答申を受けまして、新庁舎への移転後は迅速に除却手続を進めることができるとのご意見をいただきまして、解体工事を進めて6月に、今はもう建物はございません。近隣周辺の皆様には、ご迷惑をおかけしましたが、ご理解とご協力を賜りましたことに感謝を申し上げます。

また、跡地整備計画につきましては、全協でも私、申し上げましたが、展望デッキ案を見直すということでございまして、全体計画について再度検討させていただきたいということをお伝えいたしました。

役場跡地でありますこの場所は、県が公表しております浸水想定区域図によりますと最大1メートルから3メートルの浸水深ということになってございます。想定外の津波や、あるいは津波による構造物の破壊や漂流物などからの2次災害も懸念されております。また、津波からの避難は、宇出津小学校あるいは崎山台地などの高台への避難がより安全で望ましいということもございますので、一番最初に津波が押し寄せてくる場所に住民に避難を指示するという考えはございませんので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

時間もないようですから。

今の町長のお答えに対して自分が思ったのは、海沿いに面しているところに津波の避難ができる、そういう建物をということはどうかなということだと思うんですけども、何回も言いますけれども、津波が来るとすれば10分から20分で来るということになると、逃げ遅れた人とか、どうしても小学校なり崎山台地なりいろんなところに行けない人が緊急的に避難する高台。要するに避難ビルと同じような感じになるかと思うんです。そういうところは、やはり避難ビルの指定もすべきであるし、もしその跡地に建物的なものを建てるのならば、本当に命のぎりぎりのところで助かる、そういう高い建物の、そういう津波避難タワーの機能を併せ持ったものがいいんじゃないかなということで、それだけを述べておきます。

最後の新統合保育所に関しては、1番目に宮田議員が質問されましたので、質問はしませんけれども、自分の気持ち、考えだけを述べて終わりにします。

能登町のような財源が少なく人口減少も激しいところは、新たな公共施設を建てるならば、専用施設であっても、要するに学校なり保育所なり公民館なりであっても、複合化、多機能化を前提とすることがこれからは必要だと思います。新保育所施設は、子供たちにとって最もよい環境を提供するとともに、万が一災害のときには地区の住民が安心して避難できる指定避難所の機能も併せ持つ施設であるべきだと思います。

宮田議員のときの質問に対して、ひばり保育所でしたか、高台のほうということで、一つ安心しましたし、小学校という話もあったということを聞けば、これは複合化ということで、これがすなわち床面積を削減できる財源のない自治体の方策かなと思います。そういう面で、行政のほうで動いてほしいと思います。

コロナ以降の世界は、自治体のトップの実力が問われる世界です。大変厳しかり取りとなると思いますが、大森町長のリーダーシップと柔軟な発想、そして前例にとらわれることなく若い職員の考えも積極的に採用して、住んでよかったと町民が思える、そんな能登町になることを期待して、私の質問を終わりります。

議長（酒元法子）

以上で、3番 馬場議員の一般質問を終わります。

それでは次に、10番 河田議員。

10番（河田信彰）

それでは、発言の機会をいただきましたので、通告に従い質問したいと思い

ます。

このたび2代目能登町長に就任されました大森町長の初の定例議会となります。今後の大森町政に期待とエールを込めて、私の好きな言葉を贈りたいと思います。古くは芭蕉の言葉に由来する「不易と流行」という言葉です。改めて言うまでもありませんが、いつの世であっても変わることのない中にも、その時代時代で新しいものを取り入れていくことあります。今の能登町に当ては言葉ならば、これまで先人が守り育ててきた文化や歴史、必要不可欠な事業や施策を引き続き実施していく一方で、そのときそのときの大切にすべき物事を的確に判断し、時には思い切った事業を展開していくながら、これから社会を生き抜いていかなければなりません。今後の能登町のかじ取りをしっかりとお願いいたしますと、質問に移らせていただきます。

最初の質問は、所有者不明の土地についてであります。

相続時に遺族が登記手続などをせず、登記上、誰が持っているかを確認できない所有者不明の土地の面積は、日本全体の2割以上と言われ、民間の調査によると日本全体で約410万ヘクタール。これは九州の土地面積を上回る数値となっています。こうした所有者不明の土地は、不動産売買ができず、経済活動や公共事業の妨げになるため、これまで問題視されてきました。

この問題を解決するため、政府は民法や不動産登記法の改正、所有者不明土地法の成立などにより、令和6年度をめどに土地や建物の相続を知った日から3年以内に登記するよう相続登記の義務化や、これまで認められてこなかった相続を望まない、管理が難しい不要な土地を手放して国庫に納められることなどができることとなります。この制度化により、所有者が不明で休眠状態にあった不動産の流動性を高めることが期待されます。

その一方で、家族の死亡時には葬儀やその後の申請手続に追われ、相続登記手続を後回しにするケースも多く、誰に依頼すればよいのか、また手続に費用がどれだけかかるかなどが分からぬという方も少なくないと思われます。

さらに、過疎化が進む能登町では、子供世代が町外に出てしまっていることもあります、親が亡くなった後の土地や家屋について、そのまま放置されるというケースもよく見られます。

こういった課題に対するため、町として司法書士さんらと連携し、死亡時の手続一覧に司法書士の連絡先を記載するとか、役場内で司法書士の相談窓口を開設するとか、また手続費用の一部を町が補助するなど、相続登記手続への支援が行えないか、お聞きします。

まだ先の話にはなりますが、一部不要の土地が国庫へ帰属されたときには、町としても固定資産税が減ることも想定されますので、今のうちに管理されず放置された土地が減り、不動産の流動につながれば、町としても様々な計画が

立てやすいと考えられます。この件について、町としての方針や考えられる相続登記への支援策などがありましたら、お考えをお聞かせください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、河田議員の質問にお答えします。

所有者の不明土地問題につきましては、当町のみならず、国全体としても喫緊の課題として示されておるところでございます。

相続登記の申請は義務ではなくて、今現在、申請しなくとも不利益を被ることはないことや、都市部への人口移動や人口減少、高齢化の進展などによりまして、地方を中心に土地の所有意識が希薄になることで、土地を利用したいという需要も低下していくことにより、遺産分割をしないまま相続が繰り返されると、土地共有者がねずみ算式に増えていくなどの背景がございます。

このようなことから、国は民法等の一部を改正する法律並びに相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が本年4月28日に公布されまして、政令は未制定ではございますけれども、施行は原則として公布後2年以内の政令で定める日となっておりまして、相続登記義務化関係の改正につきましても、公布後3年以内の政令で定める日から施行されるという予定でございます。

また、住所変更登記義務化関係の改正につきましても、今後施行される予定となってございます。

それから、令和元年5月17日に成立いたしました表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に基づきまして、金沢地方法務局におきまして表題部所有者不明土地の所有者等の探索作業を行っております。当町におきましても、法務局からの依頼が届き次第、逐一、情報の提供を行っているところでございます。

また町では、不動産の所有者が亡くなった場合に、亡くなった人の代わりに固定資産税の納税通知書を受け取る人を指定いたします相続人代表者指定届を提出することになっておりますが、その際には、議員のご指摘のとおり現在も必要に応じて町の司法書士を紹介いたしております。

今後は、死亡届提出時に必要な手続のお知らせの項目に不動産登記の申請を追加いたしまして、死亡届提出者には、相続登記の必要性や登記手続の簡略化に関する周知や啓発を行っていくこととしますし、所有者不明土地解決に向けては、国に対して協力するほか、今後の動向等を注視していきたいと思ってお

りますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（酒元法子）

10番 河田議員。

10番（河田議員）

前向きな答弁をいただきいたことに対しまして、ありがとうございます。ぜひ今後そういった方向で進んでいただければと思います。

次の質間に移ります。

先ほどの質問にも関連ありますが、所有者不明の土地や未登記となっている土地を解消し、不動産流通を促進するためには、母屋である空き家がネックになるケースもあります。土地所有者と建物所有者が異なり、なかなか手続が進まないということも耳にします。

能登町は、人口が減少しているとはいえ、まだまだ若い人たちの中には家を新築したいという人たちも多くおられます。そして、祭り、文化が根強く残っている地区では、やはり自分の地区、町内に住みたいといった意見もよく聞きます。

このような地域への愛着を持つ気持ちはとても大切にしたいと私は思いますし、最近は、移住定住者の希望も多いと聞いています。しかし、移住できる住宅が少なく、解体されない空き家がいまだに数多く点在しています。このような状況が放置されると、景観や防犯上にも悪影響を及ぼし、ひいては地域への愛着、誇りも失われ、人口減少に拍車をかけることになると危惧しています。

こうした空き家問題を解決するため、町でも様々な取組をされていることは承知しております。その一つに、空き家等解体事業補助金の制度があり、空き家等の解体費用相当額の3分の1、上限額50万円を助成するものですが、特定空き家に認定されても危険な空き家と判断されない場合は町の補助金は対象とならないケースもあると伺っております。

解体費用については、建物の大きさや立地場所などにより異なりますが、費用負担が大きいことや町の助成がないことで決断の足かせとなっているケースもあるように思います。空き家特措法の対象である特定空き家の解体については、補助率3分の2までが国の特別交付税の対象であると伺っております。ぜひ今後、特定空家等の解消に向けて、補助金付与の対象範囲の見直しと補助率及び上限額の引上げについて検討していただきたいと思いますが、町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、過疎化が進む当町では、空き家問題は大変深刻な事態であると認識はしております。おっしゃるとおり、住宅として利用可能な空き家もある半面、老朽化が進み倒壊しかねない危険な空き家が増えているというふうに感じております。

空き家が増える要因といたしましては、住宅のストックや町外への転出、不動産価値への意識変化など様々な社会要因があると考えられます。また、空き家の解体や撤去が進まない理由といたしましては、相続の時点で責任の所在が曖昧になるケースや、危険な空き家としての認識が低いこと、そして空き家の解体に費用がかさむことなどが考えられます。さらには、建物がある土地のほうが更地よりも固定資産税が安くなっているということもございまして、結果として長い間放置されておるという状況でございます。

町では、その対策として、一方では、遠方に出られた方で空き家の管理がしにくい方には、所有者に代わり空き家の見回りや清掃を行う空き家等管理代行サービスの紹介や、利用可能な空き家にはふるさと空き家情報サービス制度の利用などを促進しております、管理不十分な空き家の抑制に努めているところでもございます。

さらに、危険な空き家に対する解体の費用を一部助成するなど特定空家等の解消にも努めております。

議員のおっしゃる解体補助事業の交付要件につきましては、申請のあった空き家の全てを補助の対象とすることも考えられますけれども、空き家を適正に管理するのは第一義的には所有者の責任でございまして、町の補助は公益上必要と判定された建物の解体に限るのが適当であるというふうに考えております。

また、補助率、上限額につきましては、他の市町の状況や空き家対策の先進的な取組事例を参考に今後検討させていただきたいというふうに思いますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

10番 河田議員。

10番（河田信彰）

予算の制約や制度改正等はあるかと思いますが、今後さらに検討していただければよいかと思います。

冒頭お話をした不易と流行という考え方で、これまでの地域の形成を維持しつ

つ、新たな風を送り込みながら安心して暮らせるまちづくりに向けて生活の基盤である衣食住の住居についてもしっかりと町で支えていくことをお願いいたしまして、今回の私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（酒元法子）

以上で、10番 河田議員の一般質問を終わります。

休憩

議長（酒元法子）

ここでしばらく休憩いたします。2時10分から再開いたします。（午後1時59分）

再開

議長（酒元法子）

それでは再開いたします。（午後2時10分再開）

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

公明党の田端雄市でございます。

町長の職に就かれて2か月がたちました。役職に就いた3か月がその人自身のイメージを与え、ベクトルを示す大事な時期と私は考えてきました。その意味で、町長は、まさにその渦中にあると考えております。この月日で、もう町長語録というものになってきているとも思います。改めて、その初心を忘れず、行動いただきたいと考えております。

町長に対しては、見識ある方々からのアドバイスなどをいただき、今までと一線を引く生活行動を誓われておられるところと考えております。私は、こうした見識のある方々と違う、町民の誰でも思っているであろう視点から、町長の決意を披瀝いただき、町民にご理解いただく機会としていただきたく、質問をいたします。

1点目は、その経歴から、公、私の公的立場は、職員時と比べはるかに高いということあります。いわゆる滅私奉公という古臭い言葉があります。私ごとをなくし公に奉仕することですが、当然に私ごとの時間は減り、公のための時間で一日の多くが費やされるということになるでしょう。そんな生活

に耐えられる人こそ町長になるのであろうと考えております。

私は置き換えてみると、とてもそうした生活に耐えられないと考えるがゆえに、町長の職に就く方には敬意を払うのであります。町のため町民に寄り添う町長との公に尽くす姿を見せてこそ、町を託した町民の心に応えるものと確信しております。任期が始まったばかりですが、一日一日がそうした評価につながる活動を積み重ねていただきたく、念願するものであります。

2点目は、公的立場の人には高い倫理観が要求されると考えております。いわゆる公平、公正ということになりますが、地域が狭ければ正しいということも、地域が広くなると必ずしも正しいとは限らない。いわゆる地域エゴという視点もあります。また、今現在は公平かもしれないが、時間の経過によりその尺度が変わる場合もある。町長職は様々な判断が要求されるものと思いますが、バランスの取れた決断をされることを期しておきたいと思います。

私が箴言としてそばに置く言葉に「民衆に学び続ければ行き詰まることはない」があります。ともかく、町民と語り町民に寄り添うという姿勢の持続は、信頼を生む源泉となると確信するものであります。

以上の2点を踏まえて、町長の決意と思いを聞かせていただきたいと思います。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは田端議員のご質問でございますけれども、非常に重いご質問でありまして、御存じのとおり2月までは役場の職員でございまして、町長選におきまして町民の皆様の信託をいただき、町長としての町政のかじ取りを担わせていただくこととなりました。その職責の重さ、また、町民の皆様の期待の大きさを考えますと、まさに身の引き締まる思いでありますし、私心を捨て公のために尽くす、まさに議員のおっしゃる減私奉公の気持ちで就任から取り組んでおります。取り組んでおるつもりであります。

先ほどから答弁してございますけれども、住民主体のまちづくりに向けまして、一日一日その瞬間を大切にいたしまして、現在、そして将来を問わず、公平、公正に町の発展のため使命と責任を果たすべく尽くしてまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

議長（酒元法子）

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

誠実な答弁であったと思います。今後もしっかりとお願ひしたいと思います。私は、公的な姿勢と、それから高い倫理観が最も政治家に求められるもの、このようにして考えておりますので、それぞれのそのときそのときの判断というのはたくさん出てくると思いますけれども、しっかりとその座標軸を搖るぎないものとして対応していただきたいと、このように考えております。

次に、さきの答弁とも関係すると思いますが、ほかの自治体では、町長の町政に取り組む姿勢によって職員の態度、対応が変わる、また変わったとの話もあるようでございます。過去に職員の研修についての質問も何回か取り上げられましたが、どちらかといえば法的なもの、また手続的なもの、いわゆるコンプライアンスなどの研修が問われていたようあります。

今回、私が提案するのは、町民目線で一番分かりやすい接遇の研修を提案したいと思います。当たり前のことですが、役場のどの部署であれ、窓口での対応いかんでほとんどの問題の解決の道筋がつくと、このように考えております。相談しやすいと思えば話は進みますが、相談しにくいと感じさせたら話は進みません。どなたであれ、窓口でしっかりと包み込むような接遇をお願いしたいと常々思っておりました。今できていないのかということではありません。より誰でも同じような、ほっとする対応をということあります。いわゆる接遇業務の平準化ということあります。

そこで、最近よく目にのる記事によると、コロナ禍の影響により、日航や全日空などの航空業界のCA、キャビンアテンダントの派遣活用で、会社の様々な業務にその能力を発揮されているようあります。金沢市が派遣受入れを決め、七尾市も声を上げているようあります。最高度の接遇訓練を受けたキャビンアテンダントの研修を受けていただき、窓口に花が咲いたようだと言われる様子が見たいと願っております。検討してみたらどうでしょうか。答弁をお願いします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、職員の接遇レベルということでございますけれども、私、就任したときの挨拶に、職員同士の気遣いをまずしてくれと。職員同士の気遣いができないのに、町民に対して気遣いはできないよというふうに職員にはお話をさせていただいております。また、さらに課長会議等の場で、身だしなみや利用

者への接遇について指示をしているところでございます。

新規採用の職員につきましては、石川県研修所主催の初任者研修に当然参加をさせまして、その研修は接遇について最も多くの時間を割いているということです。

他の職員につきましても、ご質問にありましたコンプライアンス研修なども実施しておりますけれども、町の主催の研修では、元CAやCAに教育、指導を行った経験を持つ講師を民間から派遣していただきまして、ホスピタリティ、おもてなしの研修や接遇研修などを実施いたしております。また、各課に配属しております接遇リーダーへの研修といたしまして、CAのチーフパートナーを務めておりました講師をお招きしての研修も行っておるところでございます。

町といたしましては、今後とも引き続き必要な研修を実施いたしまして、役場を利用される方がどこの部署でも気持ちよく過ごすことができるよう努めをしてまいりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

接遇の研修につきましては、私は存じ上げていなかったので、そういう形のものがされているということであれば、次の段階としては、どのような声が、要するに町民からの声が上がってくるのかというような話もしっかりと受け止めたいなと思います。

例えば、目安箱でしたっけ、箱が置いてありますよね、質問が。ああいうのもどんどん入れていただいて、それもしっかりと受け入れながら、先ほど私が言いましたとおり、どの窓口でもしっかりとこうした平準化がなされているのかどうかということもたまにチェックしながら進めていただきたいと思います。また、ご努力としての、いろんな形で、いろんな場で、いろんな機会で、そういった接遇の問題をお話しされているということは分かりましたので、実際に評価されるような、そういう窓口のほうを進めていただきたい、こういうふうに思います。

次の質問でございます。

先日、私の友人から、公衆トイレが非常に汚い。町からの依頼により清掃されているようであるが、なぜあのような状態なのかと問われました。

私が公衆トイレをもてなしの拠点として整備すべきとして提言したのは、平成28年9月議会でありました。当時の町長の答弁は、対策として、トイレ内

に連絡先の掲示や町内のトイレマップの作成など、町としての統一したおもてなしトイレの要件を検討するとのことでした。この答弁は、実際には実施されたのでしょうか、されなかつたのか。その経緯をご説明ください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、お答えをいたします。

質問のとおり、平成28年9月議会におきまして田端議員よりご提案をいただき、それに対して、2点に対して検討するという答弁をいたしておりましたが、実際といたしましては何も具体的な協議は行っておりませんでした。それで進展がない状態でございましたので、誠に申し訳ございませんでした。

そこで、速やかにその2項目を実施することといたします。

1つ目は、町の連絡先の掲示をいたします。掲載する内容といたしましては、施設を管理している担当課名、電話番号、清掃している頻度とするものでございまして、このようなものを各トイレに張り出します（資料提示）。この掲示によりまして、利用者に清掃状況を見える化するということで、利用者は少しでも安心感が持てると思いますし、また、利用者から連絡があった際には、すぐに委託先と連携を取りながらその都度対処をしていきたいというふうに思っております。

2つ目は、トイレマップの作成ですが、現在、奥能登ロードマップなどの紙のマップには町の公衆トイレの一部が掲載されております。それに加えまして、インターネット上のサイトを活用いたしまして公衆トイレの登録を行い、ネットと紙の両方を活用した利便性の向上を図ってまいりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

分かりました。できてなかつたということで、早速にまた手を打っていただければ、それでよろしいかなと思います。

私も苦情を言われたときに、町民にしてみれば、何とかきれいにしてほしいなと思っても、どこに言えばいいのか分からぬというのが一番のあれだと思うので、善意のある町民ですので、しっかり連絡してくだされば対応できると

いうふうに思いますので、今ほどのしっかりした看板をしていただければいいかなと思います。

また、だんだん高齢化てきて、トイレの場所が分からない。最近コンビニもたくさんできましたけれども、そういう意味では、トイレのマップもしっかり周知が行き届けば、安心して能登のほうの旅行もしていただける。このように思いますので、しっかり進めていただきたいと思います。

また、今ほどの話なんすけれども、いずれにしましても指摘されたときだけするとかそういったことじゃなくて、いつもきれいになっているなという形のものに評価されるような、そういう形にしていただきたいと思います。

トイレの清掃ということですが、人育てには、私は哲学が必要だと、こういうふうに思っています。これが私の持論です。トイレの清掃、そこに関係人口の増加、定住人口の定着につながる道筋もあると教えて、また幹部の方から指示を与えていくのが哲学であると、このように思います。しっかりとしたそういう指導性を持って職員を育成していただきたいと思います。

話がちょっと元に戻りますが、さきに挙げた平成28年の9月に質問した中では、私は金沢市の取組を紹介しまして、女性の専門チームをつくって、女性の視点でトイレを見直しするという形で金沢市は取り組んでいると、このようなお話をさせていただきました。

当時の能登町は、課別の管理によって指定管理者やシルバー人材センターに依頼しているということでございましたけれども、依頼はよいけれども、依頼する際には、町内のトイレ清掃がどこへ行っても同じという平準化となるような町の方針を明確にしていく。そういう基準を明確にしていくことが大事であると思います。

近年、町の施策として関係人口や定住人口に力を入れております。おもてなしやウエルカムの気持ちが感じられるトイレ管理をお願いしたい。改めて先ほどの対策、このようにやりますということをしっかりと実行していただきたいと思います。

答弁は要りませんので、最後に締めくくりでお話をさせていただきます。

以上で私の今回の一般質問を終えますが、さきの町長選挙で大森町長を支援した一人として町長の大成を願うものであります。なればこそ、しっかりと施策提言を行い、町長のビジョンをブラッシュアップし、後押ししていきたいと考えております。与党だから何でも賛成するではなく、与党内野党の立場が私の立ち位置と申し上げ、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

議長（酒元法子）

以上で、4番 田端議員の一般質問を終わります。

それでは次に、7番 市濱議員。

7番（市濱等）

町長の町に対する高い意識と熱い思いを皆さんの中から感じ取ることができました。初心は大切です。どうかその思いを大切に前進をしていただきたい、このように思います。

それでは初めに、重大交通事故多発と道路環境整備、交通マナー意識啓蒙に対してどう取り組むかということに対して、お尋ねをしたいと思います。

ちょうど1年前も同じことをお聞きしたと思いますが、今年は特に私も交通安全協会の役員にもなっておりますので、今回は特に交通安全マナー、啓蒙活動について、町は今後どのような思いで取組をなされるのかということをお聞きしたいと思います。

昨年度は、能登町で4件の交通死亡事故が発生しております。これは石川県内で金沢市に次ぐワーストな割合で発生をしております。珠洲署管内での昨年度の人身事故は25件。そのうち珠洲市が8件、能登町では2倍を超える17件も発生をしております。負傷者数においても2倍を超えております。このような現状を踏まえ、交通マナーに対する町民の意識を変えていかなければならぬと私は感じております。

今年度も今まで珠洲署管内で人身事故は9件発生しております。そのうちの8件が能登町管内で発生をしております。コロナ対策の真っただ中、行動も制限されている中で、実に昨年の割合を上回っております。この現状を見るに、早急に対策を打ち出さなくてはいけないという思いを切実に感じております。

最近は危機管理において防災の意識が大変上回り、交通災害の意識が少し薄れているような感じがしております。交通事故もれっきとした災害であります。

交通安全運動期間中は有線放送等で意識高揚を図っておりますが、運動期間から運動期間中はアピールが何もない状態ではないか。ふだんから常時、意識の向上を図るように有線放送、広報等を活用することを提案したいと思います。

また、石川県交通安全協会では年間の交通安全スローガンの募集を行っております。一般向けでも、子供たち学校向けでも、町が先導して、この町に合ったスローガン募集などを行い、意識向上につなげばと提案をいたします。

昨年の状況を重視されたのか、珠洲署は能登町において交通取締りを精力的に取り組んでおられます。大変ありがとうございます。どこの市町も同じだと思いますが、運転者は高齢化、危険な光景を見ることがよくあります。特に郡部ともなれば、セニアカーが多く見られるようになっております。メーカーも販売の折には詳しく説明をされていると思いますが、いま一度、県警と連

携して運転者、歩行者指導ができないか、これもお尋ねをしたいと思います。

お年寄りの自動車運転技術もさることながら、国道、県道、町道の路肩、側溝の環境が極めてよくない状態であります。年に一度か二度の除草作業では安全な道路環境は維持できないのではないか。土手がしゃらけて側溝の上に土が積もり、雑草が生い茂っております。周囲の雑草、竹などが垂れ下がっております。

町の道路全体を調査し、環境改善を図らなければ、事故の要因になると思います。側溝の上に堆積した土を取り除く。土手はコンクリートである程度まで腰上げをする。こんな工事を順次行うべきだと思うが、いかがでしょうか。これもお尋ねをしたいと思います。

周辺の町内会に予算をつけて協力を依頼されておるようですが、住民も大変高齢化が進み、思うように進捗しないのではないかというふうに思います。現在も町には作業班があると思いますが、もっと人員を確保するか、町の専門業者に委託して改善に注力すべきだと私は思います。

これと同時に、住民が自分たちの周辺の道路を愛する、大切にする意識づけも大変大事ではないかなと。それには自分たちの周辺道路に分かりやすいネーミング、愛称をつけることをご提案したいと思います。六、七年前にも提案はさせていただきましたが、検討するというお答えはいただいております。先ほど誰かがおっしゃっておられました。検討するというのは、やらんことかと。

例えば、今話題のイカモニュメント、越坂から上町までの町道にイカの道イカ街道、ブルーベリーをかぶせたブルーベリーロード等々、親しみが沸くことで道路を大切にしたいという意識、観念が生まれてくると思います。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

交通安全上、道路間のアクセス改善は待ったなしだと思います。先ほども申しましたが、町道越坂上町線、珠洲道路へのアクセス改良は交通安全上、大変重要だというふうに思います。早急に改善が望まれております。現在の状況は、私が言うまでもないですが、植物公園前に私たちのほうから行くと一旦停止、これも直角に右折。次に県道との接点、これも一旦停止で右折。次に長々と信号を待つてようやく珠洲道路に乗れます。産業道路の役目を果たしているのか大変疑問であります。つくモール真脇縄文観光産業に欠かせない。交通安全には交通のスムーズ感は欠かせないとと思います。町道のアクセス状況をいま一度調査検討できないか、お聞きをいたします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは市濱議員の、まず初めに交通マナーの取組及びシニアカーの運転者指導ということでございますけれども、まず交通事故のない安全で住みよいまちづくりは、私たち町民の心からの願いでございます。しかしながら、この願いと努力にもかかわらず、依然として交通事故は後を絶たないような状況が続いております。

昨年、管内で発生いたしました事故の原因は、速度の出し過ぎ、前方不注意によるものが多く、高齢者が第一当事者となるケースが多いと伺っております。

シニアカーの利用に関しましては、歩行者等の案内板の設置や路肩の段差解消など、事故の再発防止に向けて対策をしているところでもあります。

そして、シニアカーの安全利用につきましては、今年度、県が主催いたします、いきいきシニアドライブ相談会事業を活用いたしまして、シニアカーの正しい交通ルールや操作方法に関する内容でございまして、イベントの能登町開催に向けて、現在、県や関係機関と調整を図っているというところでございます。

また、交通安全への周知啓発につきましては、市濱さんからのご提案を踏まえまして、珠洲警察署や町交通安全協会など関係機関と連携して引き続き積極的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

次に、路肩除草などということでございますけれども、当町の主要幹線道路は、一般国道249号、そして珠洲道路がそれぞれ東西に横断して、これらに主要地方道6路線と一般県道9路線が接続し、さらに幹線町道が町内各地を連結しておるというところです。

道路環境整備につきましては、定期的なパトロール、大雨などによる災害対応パトロールによりまして、安全な通行を確保するため、舗装の欠損修理や除草、倒木処分などの維持管理を実施しております。町道等の除草につきましても、河川や道路愛護活動により町会区長会、そして町民の皆様のご協力をいただいていますことに感謝を申し上げます。

町といましても、町道の中でも交通量が多く通学路となる路線や、周辺に人家が連続的ないところ、そして愛護活動がない路線などを優先しまして、主要な13路線、55キロ、約5万5,000平方メートルの除草を委託しております。また、役場の任用職員による複数の路線の除草作業を実施いたしまして、委託と併せて100キロを超える道路の除草作業や堆積物の除去を順次行っているというところでございます。予算に限りもございますけれども、季節やイベント等に合わせて時期や回数を考慮し、安全な道路管理に努めてまいります。

また、土手のコンクリートにつきましては、道路改良事業を行う際に順次行

っておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

そして次に、道路愛護ということでございますけれども、以前にもご質問がありまして、地元町民の皆様が親しみを持って道路愛護などの活動や、そのほか観光等にも役立つと考えられるため、調査、検討を進めると答弁をいたしました。

全国的に見ますと、駅前通りなどの通称をはじめ、偉人や著名人、地域の名産にちなんだ愛称をつけるなど、地域おこしのアイテムとして活用している自治体もございますけれども、ご提案の路線につきましては、越坂から上町ということで距離もございますし、また地域をまたぐということから、今は愛称を募集する予定はありませんので、ご理解をお願いいたします。

そして、新規路線の設置ということでございますけれども、アクセス状況につきましては町独自の調査は実施しておりません。国土交通省により、道路計画の策定や維持管理及び修繕などに活用することを目的に、約5年に1度、全国にて交通情勢や交通量の調査が行われております。直近の調査は平成27年度に行われておりまして、日々調査が行われるものと思われます。

新たな調査を基に道路環境維持についても見直しを行い、現状に合わせて安全・安心な道路環境整備を行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議員ご提案の2路線に関しましては、事業規模も大きく、町での事業化は困難であるというふうに考えております。アクセスの向上につきましては、これからも状況を確認しながら関係機関と連携を取ってまいりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

愛称については、対応できないとのお話でございましたが、大変残念であります。とにかく特にこの道路の系統を話しても、大変説明が煩雑なんです。何とか分かりやすく説明できるようにお願いをしたいなというふうに思います。私ら、あそこから、そこへ出て、こうしてここへ通ってここへ来いよ、来てくれよということはなかなか難しい。ここでぱっと愛称があれば、すぐそこが分かるなというふうに私は考えておるんです。またどうかチャンスがあったら考えていただければありがたいなと。

交通安全意識の高揚については、私たちの地区では、昨年、道路の分かりやすいところに交通標識を記した大きな交通安全看板を管理者の許可を得て設置

いたしました。また今年度は、交通安全期間中、交通の要所に、6か所でございますが、町内会長をはじめ支部役員さんが街頭指導に積極的に取り組んでおられます。交通安全の意識づけは誠に大切だと実感をしております。能登町全体にこの機運が高まればということを期待したいと思います。

先日、町内の道路を走行しましたが、交通安全に対する看板らしきものは大変少のうございます。産業のPR看板、国政選挙候補者の看板は乱立しておりますが、産業看板も大切でございますが、道路の要所に交通安全を願う、このような看板を提案したいと思います（資料提示）。また、役場庁舎、両庁舎に交通安全を願う垂れ幕なども効果があるのではないかなど。この点についても、できたらご答弁いただきたいなと思います。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

交通安全に対する掲示ですよね。庁舎とか各庁舎に垂れ幕を常時設置すればどうかということでございますが、予算の関係もございますので、できれば、できるんだったらそれでやりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

今質問した中に、県道とか国道のことは出ていなかったなというふうに思うのですが、例えば、県道の管理はどんなふうになっておるのか。それから、国道の管理はどうなるのかということを少しお話ししていただければありがたいなと思います。最後でいいです。

例えば、県道の側溝の上をきれいにしたら、これは松峰トンネルかな、十八束の。こんなきれいになるんですね。道路が2倍になって見えるんですよ、入っていると。これは大変交通安全上も大切でないかなというふうに思っております。

この写真を見ていただければ分かるように、道路幅が倍になっております。災害時とか、それから災害が発生する場合、臨機応変に町と国、県が連携して、この道路環境をきれいにしていかれる……。

議長（酒元法子）

市濱議員。一般質問は通告方式を採用しておりますので、あらかじめ通告した範囲を超えないよう、ご協力をお願いいたします。

7番（市濱等）

議長、よろしいですか。お言葉ですが、私は、この中の内容についてお聞きしたいな。まだ3回言っていませんので。これ3回目ですから。答弁はお願いできますか。時間止めてください。よろしいですか。

議長（酒元法子）

いま一度だけ。

7番（市濱等）

ありがとうございます。それでは、答弁はひとつよろしくお願ひします。

議長（酒元法子）

兄後建設課長。

建設水道課長（兄後修一）

市濱議員のご質問にお答えできるかどうか自信はありませんけれども、ご説明ということでお話をさせていただきたいと思います。

国道については、国道249、路線名的には国道であります。この国道につきましても石川県が委託を受けて管理しておるところです。それと県道、先ほど町長のほうから答弁がありましたように、珠洲道路、それから主要地方道、一般県道という形で、県が管理する道路が幾つかございます。この道路の関係について、極めてよくないというお話をされたのかなというふうに存じます。県の維持管理につきましては、パトロール、黄色いパトロールカーが順次、業者、委託を受けて毎日パトロールしておるところです。あわせて、249、それから主要地方道、一般県道の順に、あわせて重要な路線を主に除雪であるとか、それから災害時の対応ということで、ランクづけをしながら管理をしているということを聞かせていただいております。

その中で、路肩の除草、それから調査、検討できるかどうかというご質問に對しては、除雪等についてはされておるということですが、調査はされるかどうかということは、私のほうから答えるのは適切ではないと思いますので、以上の説明でよろしいでしょうか。

以上です。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

ありがとうございます。交通事故、能登町における国道の道路事情、あの原因はどこにあるのかな。私のつぶやきとして聞いていただければありがたいな。この2線に共通する点は何か。よくよく考えてみれば、やはり地勢なのだな。警察署も能登庁舎になり、土木出張所は消えてなくなった。議員さんも今はおいでになりますが、以前は町に根づかなかった。

もう一つ申し上げると、県と職員さんも旧の村の方にある程度おいでになるが、海岸町のほうには数が少ない。いろいろな要因もあると思いますが、我々とともに関係者の方々にはご苦労であります。頑張って中央とのパイプを太くして道路事情をよくしていただきたいな、交通安全に注力していただきたいなと思うばかりです。

それでは次の質問に入りたいと思います。

縄文遺跡とグランピング誘致事業についてお尋ねをいたします。

先日も全員協議会においてご説明をいただきましたが、貸付年月について10年間との答弁でありましたが、土地インフラであっても指定管理と同じくらい5年間に止めておきべきではないかなというふうに思うのですが、どうでしょうか。

一度貸付けが成立すると、なかなか元に戻りません。そうでなくとも民法では住居貸付け等は30年覆らない。10年ひと昔といいますが、この時代といえども10年は長く感じております。短くしておいて更新していく。その時々の知恵も生まれると思いますが、いかがでしょうか。

もう一つ、この件について、相手方の社名と規模は先日お聞きいたしましたが、国籍等はどうなっているのか、調査はできているのか伺いたい。先日のIR問題、首相の子息が関連した東北新社等々、土地についても国外資本による日本の土地の占有が問題視をされております。この点について。

それともう一つ、確認ですが、貸付けする土地面積はこの部分のみの面積ですかね。決してこの事業に反対を唱えるものではありませんが、せっかく先人が築いた、開発整備した環境、住民の汗水かけた設備をもっと有効に、町民が利用しやすく活用する方法を検討すればどうかと考えるわけです。

この遺跡は、調査によると何千年前から住民が住み込んでおります。「三方」、北東、北、北西の北半球特有の風雪を遮り、南東が海に開ける絶好な自然の大本地。山海の恵みに人が住みやすく、近年では天領として栄えた歴史がある場所だとお聞きします。能登町では唯一の大地ではなかろうか。

ポーレポーレ裏山には小さいが滝もあります。少し上がると大きな堤もあります。私も10年くらい前にこの山の調査に入ったことがあります。ここを活用したアウトドア事業、大変面白い事業ではないかなというふうに思っています。全国に散らばる縄文遺跡群、これと連携したフランチャイズ、投資も少額で済みそうで、自前の設備を整備してもリスクは少なく済むと思います。町内事業者を育成する観点からも知恵を出すべきだと思いますが、どうでしょうか。

行政といえども収益を出すことにちゅうちょすることはないと思うんです。ふるさと振興事業、もうかる事業に変えていく知恵を出さなければいけない私は思います。現状を見ると、指定管理料で貴重な税金がむしばまれていくタコ足行政ではないかなと。町長が力を入れると言われる1次産業。1次産業といえば農業、漁業という思いは強いが、観光業も土地を利用し景観を拝借する。自然を利活用することにおいては全く同じではないかと私は思います。1次産業と同じく力を入れていただきたいなど。お考えをお聞きしたいと思います。

また今、全国的に縄文遺跡が脚光を浴びております。先日も北海道、東北地方の遺跡が世界遺産に登録される予定になったと報道がありました。長野県茅野市尖石遺跡の出土品、ビーナスの展示会は、鑑賞客でいっぱいと聞きます。縄文遺跡周辺事業、原点に立ち返るべきではないか。

今まで、この町は何千年前の遺跡調査を担当者一人に長年任せっきりで、発掘が盛んな時代の先人はさぞ嘆いていると感じております。ドブネなど近年の調査事業にうつつを抜かして、せっかくの大切な資源が放置されております。挙げ句は町外のこのような事業の誘致であります。全国有数な遺跡が笑っております。

私も真脇縄文遺跡に大変興味のある一人であります。この一級の遺跡をどのように世に出していくか。よいチャンスであると思っております。くしくも昨日、6月7日の北國新聞に「縄文遺跡が世界遺産 北陸の宝も見直す契機に」と躍っております。自前の事業に発展させるべきと思うが、考えをお聞きします。

ここを何とか能登町の一級観光資源にしなければならないと研究を重ね、出土品を研究し、ある思いに達しました。チカモリ遺跡、富山県小矢部市桜町遺跡、どの出土品にも私は今言われている環状木柱列の目的が見えてきませんでした。この思いをメモにして学芸員と協議をしました。結果、一度、國學院大學の小林達雄教授に相談しようということになり、大学まで訪問した。教授には大変な歓迎で受け入れていただいた。小林名誉教授は、縄文遺跡研究に当時大変な権威であります。をはじめ大学関係者3名、NHK解説委員、新潟県立歴史博物館学芸員、朝日カルチャーセンター講師と私と8名、また研究員6

名で協議を重ね、得た結論は私の思いに達しませんでしたが、配列は当時の人たちの思いを伝えるものと確信をいたしました。

このことを持ち帰り、学芸員に相談しますと、講演会を開こうということになりましたが、その後は10年、なしのつぶてであります。

しかし、遺跡は一級品であります。何とか町のために活用できればと考え、今回の提案に縄文の歴史をプラスした企画が地元から盛り上がるよう知恵を出し合う環境づくりができるか、お尋ねをいたしたいと思います。

答弁をお願いします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

まず、グランピングの貸付期間ということでございますけれども、真脇遺跡公園を利活用いたしましたグランピング事業につきましては、町が誘致したわけではありませんけれども、町外の民間事業者である株式会社ドットホームズから提案を受けまして、公園内にありますポーレポーレと連携し、観光集客の拡大と施設の売上げ拡大を目指しまして、グランピングを通じて地域経済の活性化に貢献することを目的としたご提案でございました。

公園内の2か所のエリアでドーム型テント8棟の整備と集客を行い、町は土地を貸し付けて貸付料を徴収いたします。そして、ポーレポーレの指定管理者がグランピングに係る運営業務を自主事業として行っていくという予定しております。

土地の貸付期間10年ということでございますけれども、今回のグランピングに係る事業費は、ドームテント8棟のほか、電気設備や給排水工事、そしてトイレを設置いたしまして、民間事業者の初期投資が多額であることを考慮いたしまして10年で締結する予定といたしましたので、ご理解をお願いいたします。

また、土地貸付契約の締結を予定しておりますドットホームズにつきましては、国内資本ということでございます。

現段階では、グランピング増設の土地貸付けは考えてございません。

次に、観光業についての考えでございますけれども、これまで、町は平成30年度に策定をいたしております能登町の観光マスタープランを観光における最上位計画と位置づけ、様々な施策に取り組んできております。

プランにあるとおり、当町の課題といたしましては、日帰り観光客が主体である。そして、宿泊する観光客の宿泊日数も1泊の割合が高く、連泊する観光

客が少ないこと。そして、女性グループの宿泊構成比の割合が県の平均より少ないということでございます。滞在交流型観光地の形成の一環といたしまして、来訪者の連泊を促す仕組みやリピーターの拡充に向けて、町の地域資源や観光資源を生かした取組を推進する必要があると認識をしております。

今回、民間事業者から提案のありましたグランピングにつきましては、ウイズコロナ時代の滞在型観光振興を図る上で極めて有効的であるというふうに認識をしております。

そのグランピング事業を予定している真脇遺跡公園内には、縄文真脇温泉浴場やポーレポーレがあること、そして日本で類を見ない4,000年間定住した縄文真脇遺跡も隣接しております、縄文時代をほうふつさせる体験型観光と組み合わせることで、通年の誘客も見込めると思っておるところでございます。

また、グランピングの利用者の多くは手ぶらでの観光が主流でありまして、隣接するポーレポーレからの料理提供サービスも期待できるところでもあります。

町といたしましては、利用者が風光明媚な景色や地元食材を使った郷土料理、温泉、祭り、まち歩き等を楽しみながら町の魅力に触れ、ゆったりと過ごせるような連泊促進を戦略的に推進いたしまして、町内の関連事業者と一体となって精力的に取り組んでいく必要があると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

そして、真脇遺跡の関係でございますけれども、真脇遺跡は、昭和57年、58年の発掘調査によりまして、環状木柱列や大量の土器や石器、イルカの骨などが発見されておりまして、縄文時代前期から晩期にかけての長期集落遺跡として全国から注目を集めることとなりまして、平成元年1月に国指定史跡となりました。

その後、史跡整備に伴う発掘調査を平成9年度から23年度にかけて実施するとともに、博物館の設置や縄文時代晩期の木柱列や、また板敷き土壙墓などの復元を行いました。最近では、環状木柱列と宇宙との神秘的な関連性を見出して、現地で天体観望を行うお客様や、テレビやマンガの舞台となったことから、当地を訪れるお客様が増えております。また、第2期史跡の整備計画も進めておりまして、中期の住居跡、晩期の建物や環状大溝などの復元も今後予定をしておるところでございます。

真脇遺跡は、チカラモリ遺跡や御経塚遺跡と並び北陸を代表する貴重な遺跡でございまして、その管理運営に際しては非常に誇り高く感じておるところでございます。

今回のグランピング整備や、青森県の三内丸山遺跡など17遺跡で構成する

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録を好機と捉えまして、引き続き真脇遺跡を核とした魅力ある空間の醸成に取り組んでいくとともに、多様化するレジャー形態に対応できるよう様々な企画立案に努めてまいります。

また、おっしゃられた地元の方々主体での真脇遺跡の利活用につきましては、過去においても地域団体のイベント事業への助成を実施いたした経緯もございまして、今後もそういう話があれば、町でできる限りご協力はしたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

大変しっかりした答弁、ありがとうございました。

しかし残念なことに、先日、あの辺りに熊の出没情報が出ました。アウトドア事業には全くの天敵でございます。これを最重要事項として捉えなければならないのですが、必要な対策を考慮して事業化ができれば活性化が図られると信じております。

先ほども申しましたが、能登町は人口減少が止まらない。しかし、この一級遺跡資源を利活用して交流人口の拡大、能登町の活性化を図ることができないか、思いを強くしております。

私も以前から注目していたのですが、先日も新聞に宝達志水町の記事を目にしました。記事の中には、宝達山にモーゼ伝説があると載っております。観光資源になるのではないかと注目されておりますが、余談でありますが、ユダヤ、モーゼの記述については、日本の神道によく似た記述が多くあります。

例えば神道でいう三種の神器は、ユダヤでも同じ三種の神器がございます。十戒の石の板、マナの入ったつぼ、アロンのつえ。また、おみこしを担いで山を登った、あれはアララト山脈ですか、ときに、おみこしを担いだ掛け声が「いやさか、いやさか、えんやらや」という全く日本のお祭りの掛け声と同じらしいです。

縄文遺跡に戻りますが、この遺跡からうかがえることは、地球上の営みを五感と六感を働かせ事前に察知して、住む人々に安寧をもたらす。その伝播を目的とした意思伝達の今でいうところのアイテムだと私は確信をしております。詳細は後にお話しするとしても、この環状木柱列の配列のように、配列の変換によって時々の情報を発信できる。観光の目玉になることを期待したいと思います。

例えば、当時、私は、いざなぎ景気の真っただ中、平成17年、能登に航空

機がやってまいりました。私はこれに目をつけて、上空から見える大きなアートでクイズをつくり、乗客に回答してもらい、正解者には能登の産物を進呈する。贈呈する。能登の土産話にしてもらう。縄文真脇に来ていただく。最近では、ドローンという天かける天空船が出現いたしました。これも大いに活用できるでしょう。その他多くの企画が用意できるでしょう。真脇縄文遺跡活用研究会、協議会を開くことをお勧めして、この質問を終わりたいと思います。

イルカに乗った「加夢加夢くん」、脚光を浴びるときが再びやってくるでしょうか。期待したいものあります。この遺跡に対しての思いを傾注された先の町のリーダーも、先日お亡くなりになりました。この事業が再び脚光を浴び、この遺跡に光が当たれば供養にでもなるのかなというふうなことを思い、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（酒元法子）

以上で、7番 市濱議員の一般質問を終わります。

休憩

議長（酒元法子）

ここでしばらく休憩いたします。25分から始めたいと思います。（午後3時13分）

再開

議長（酒元法子）

それでは再開いたします。（午後3時25分再開）

12番 志幸議員。

12番（志幸松栄）

皆さん、ご苦労さまでございます。

12番、志幸、許可が出ましたので一般質問をさせていただきます。

今回は2点の質問をしたいと思います。

質問の前に当たり、今回は、新町長で若い希望にあふれておる大森新町長のお答えをいただきたいと思います。

本日、皆さんのコロナ、コロナで、私もあり皆さんとのところへ町会議員としての役目はあまり果たしていないんです。だから、コロナで皆さんのお宅訪

問もできないものですから。だけど、今日の一般質問を聞いておると、本当に勉強させていただきました。1番議員、2番議員、それと特に4番議員、同じ質問でございます。そういうことで、今日は時間を見ながらやらせていただきます。

何しろ私、大森町政をしっかりと私も見極めながら、議員として、ファイトあふれる大森新町長さんに遅れることなく頑張っていきたいと思いますので、よろしく引っ張っていってください。そういうときには、またいろいろと喝も入れたりなんどりしてやっていきたいと。

今日は本当に私の質問、1点、2点、4番議員、それから2番議員と、それから参考に一番させていただいた、マイナンバーカードの勉強をさせていただいた職員の姿勢についての問題で1番議員の問題がありましたけれども、答え。また最後に入れていいきたいと思います。

それでは1点目、新町長の政策について。

1つ、町民にとって真に必要な政策については何かということでございます。それから2つ目、町民の期待に応える組織と職員の意識改革について。これも町長、何番議員のときに答えておられましたけれども、私の答えもひとつ聞きたいなと思っております。それから3つ目、行政には信頼、住民生活には安心・安全を提供するための課題について。

3つの答えをいただきたいと思います。よろしく、町長、お願ひいたします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、志幸議員のご質問でございますけれども、町民にとって真に必要な政策ということでございますが、私、先ほどから申し上げているとおり住民主体のまちづくりというのを重点的に置いておりますので、先ほど答弁いたしましたが、皆さんがどうしたいかということが大切でありますので、そういうことで考えております。

そして、活力あるまちづくりには若い世代が欠かせないということでございまして、子育て環境の整備、雇用の創出、移住定住の促進や伝統文化の継承という施策が必要でありして、また、1次産業の活性化には農林水産物のブランド化と安定供給の仕組みを構築する必要があります。ただ、これは一律にはならず、地道な活動が必要であるというふうに考えております。

これらの政策を実現するためにも、議会、町民の皆様と連携を取りながら手助けができればというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

そして次に、町民の期待に応える組織ということでございますけれども、役所というところは漢字で書いたとおり役に立つところであるというふうに言わせておりまして、住民が快適に暮らしていけるように適切なサービスを行うところでございまして、様々な部署が住民の生活に必要なサービスを提供しているということでございます。

この役所という組織が町民の期待に応えるためには、先ほども申しましたけれども、私だけではなく職員一人一人が真摯に町民の声に耳を傾けて応対していく必要がございます。現在、各課に接遇リーダーを置いて、町民から寄せられたご意見について迅速に対応できるよう努めておりますけれども、意見箱には大変厳しいご指摘も投書されておりますので、研修などを通じて意識改革を進めてまいりたいというふうに思っております。

そして、3つ目の信頼と安全・安心ということでございますけれども、全ての町民の皆様が健やかに安心して暮らせるまちづくりを進めるには、これまでの町政の継続すべき部分はしっかりと引き継ぎまして、必要なところは積極的に投資し、創意工夫をしながら時代に対応した新しい町をつくっていかなければなりません。そのためには、第2次の総合計画や創生総合戦略を柱といたしまして、次の世代に負担を残さない財政運営を目指していくこととしております。

何回も繰り返しになりますけれども、喫緊の課題はコロナウイルス対策でありまして、速やかにワクチン接種ができるように町内の医療機関と連携をしながら進めてまいります。

そして、1次産業の活性化であります。定置網漁などの漁業や、米やブルーベリーなどの農業、奥能登シイタケなどの林業、能登牛などの畜産業といった全国的にも高い評価を得ているこの1次産業の活性化は、当町にとって大変重要であるというふうに考えております。

そして何より大切なことは、町民が健康で子育てがしやすいまちづくりであります。皆さんのが健康で過ごせるように健康づくりを支援するとともに、子育て環境の充実にも取り組んでまいりたいというふうに思います。

これらのまちづくりの実現には健全な財政運営も必要でありまして、先ほど申しました公共施設の整理統合にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（酒元法子）

12番 志幸議員。

12番（志幸松栄）

今、3点、答えをいただきましたけれども、皆さん、2番議員、4番議員の答えと同様、最高の答えでございました、私にとっては。町民にとっても最高だと思います。

この町はなぜ最高だというと、この大森町長は、特に1次産業に力を傾け、この町は、私は思っているんですけれども、今まで何でもってきたかというと、やっぱり私たち労働者、1次産業の漁業、農業でもってきた町だと思うんです。それをこれから実践していくということは、原点に戻って、また新しい町をつくっていく。それから、財政を豊かにするというような希望を持った答えをいただきまして。それから、若い世代を、子供を育てるというようなこと。最高の答えだと私は思います。それに突っ走ってください。

1点目の答えは、私は満足しています。私も極力後押しできれば、老体にむち打ちながら頑張って後押ししていきたいなと思って頑張っていきますので、よろしく突っ走っていってください。

ましてや今、小木船団、出航しました。だけど本当に波高しだと思います。それについても、より一層行政も手助けをして、皆さん無事、大漁で笑顔で帰ってくることを望んで、大森町長、手助けしてやっていただきたいなと思います。

それでは2点目に移ります。

2点目、年功序列制度についてでございます。

2つの答えをいただきたいなと。能力主義、実力主義が必要と思う。その問題に今、大森新町長は取り入れるつもりがあるのか。これから今までどおりの職員の体制で行くのか。やはりせっかく若い町長ですので、日本にあつと言わせるような人事もしたりすればいいんじゃないかなと。町民に対してのプラスになるような人事も必要だと思うんですけども、そのお答え一つと、それからもう一つ、職員の方は町民に対しての接遇が公務員としての緊張感が生まれ、基本的に役場と町民の方々との一体感が生まれて、よいまちづくりを考えているのかということでございます。

今、私たちと、公務員とは何かというと、私の立派な公務員は何かというと、町民が役場へ来ても笑顔で入ってきて笑顔で帰らせるという接遇が一番立派な公務員だと思います。東大を出ても、高学歴でも、腹立てて帰らせれば公務員失格だと私は思います。

そういうことで、大森町長のお答えを、年功序列制度と公務員の接遇についてお答えいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、役場の年功序列制度ということでございますけれども、現在、当町での職員の昇格につきましては、規則で一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則第20条に基づきまして行っておるところでございます。条文の中で、「その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定する」と明記してございます。管理職、管理職以外を問わずに、この規則に基づいて昇格を行っておるということでございます。

町では、この規則に基づき、職員それぞれの職種の在職期間と勤務成績によって昇格試験を実施しております、決して年功序列ではないということで、ご理解をお願いいたします。

そして、職員の接遇ということでございますけれども、先ほどもご説明させていただきましたが、役場は住民が快適に暮らしていくように適切なサービスを行うところでありますので、職員一人一人が真摯に町民に接しなければならないというふうに思っております。

さっきも申しましたけれども、住民から寄せられた意見の中には大変厳しいご指摘もありまして、公務員としての資質向上が必要と感じております。そのためにも、接遇の研修実施や、先ほどお答えいたしました勤務成績の反映を適正に行いまして、勤務年数、年齢に関係なく日頃から緊張感を持って業務を行うよう指導してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

12番 志幸議員。

12番（志幸松栄）

年功序列制度、試験をされておると。だけど取り入れるのもやぶさかでないというような理解をしました。そういうことで、やはり時たま民放のテレビを見ていると、町長、市長、知事さんたちはすごい変わったことをして、そして自分の名前を全国に売ろうということで、変わった行政の運営をされる方もおります。あまり私は好ましくないと思う。あの名前の売り方。

だけど、この大森町長はファイトマンですので、さっきも言ったとおりラガーマン、スポーツマンですので、そういう売り方はしないと思います。だから年功序列制度でも職員を見ながら、先ほど言った公平、公正。住民主体のまちづくり。それから、今日皆さんのがんの答え、最高の言葉だなど。公平、公正ということで、役場を利用される方には笑顔で帰っていただこうと。

それからもう一つ、先ほどの1番の何で1番のあれかと。公務員とはという

ことで、私ちょっとあれして、公務員とは何かなと思って考えておった。公務員、ちょっと私調べてみたら社会をつくる人らしいですね。いろんなまた辞典を繰ればあるんだろうけれども。

私も、こここの行政、町役場、それから県庁、それから国家公務員、水産庁ということで、二、三十年、職員と関わってきましたけれども、はっきり言うて、県の職員、それから国家公務員、全然接遇が違います。私みたいなこういうがさつな男でも、初め県庁の、私、漁業関係で県庁の知事の諮問機関に委員として出たときに、何でこうやって県庁の職員は全然私たちを腹立たせんと接遇するんだろうと思いました。やはり学歴を見れば、すごい高学歴ですね。

それからまた水産庁も何年行ったのかな。20年ぐらい。それも諮問機関です。委員の中で石川県のあれとして。国家公務員、それこそ東大、京大、この頃はちょっとまた水産大学とか九州の水産とかそういう人がおられますけれども、やはり全然高学歴の人はすごい。腹立たせるんじゃなくて、ずっと私たちには吸い込まれるような。

だけど、この能登町の役場に私も二十数年、役場の方々と接しさせていただきました。だんだんよくはなってきましたけれども、まだまだだと。今この機会に、新町長が今日1番議員並びに2番議員、4番議員に言われたことを真摯に受け止めて、町長、指導していってやってほしいなと思っております。

それから、本当に今日は皆さん的一般質問を聞いておって勉強させていただき、やはりこういうコロナ時期ですので、なかなか皆さん、思うように議員活動もできんながら、皆さん、よく何でもテレビか本読みで勉強されておるんだなと思っております。

何しろいろんな中で、過去を忘れず、頑張っていくことを理解しました。また頑張ってください。

今日は、いろいろと、議長、これで今日の一般質問を終わります。答えは要りません。耐えて頑張ることを期待しまして、職員も頑張ることを期待しまして、皆さん、町民に先ほど言った笑顔で接遇して笑顔で帰らせてください。それが一番立派な公務員だと思います。

以上です。終わりります。

議長（酒元法子）

以上で、12番 志幸議員の一般質問を終わります。

それでは次に、14番 鍛治谷議員。

14番（鍛治谷眞一）

大森新町長が誕生されてから初めての定例会議、初めての一般質問。大変、

私は感動しながら聞いておりました。ペーパーを読む。そこにもちゃんと心がありました。自分の言葉を一生懸命発して、自分の思いを伝えたい。そんなふうに伝わってきて、私は本当に感動いたしました。この姿勢がずっと続いてくれればなというふうに思います。

私も新町長を前にして、少し緊張しているかもしれません。ただ、地方自治法の第1条の2に、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図る。この言葉で、町長と議員といえども持っている理念は一緒だというふうに思っていますので、適度な緊張関係を持ちながら対峙したいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

質問に入る前に、議長に了解をいただきたいと思います。私が提出した通告書には1項目の質問となっておりますが、1点目は町長に、2点目は副町長に質問いたしますので、分けて質問いたしますので、どうかご理解をお願いいたします。

それでは1点目、町長にお尋ねいたします。

公共サービスの歳出事業が多様化し、本来町が直営でやってきた事業であっても、事業の効率化を図り、よりよいサービスを提供するため、事業を委託、そして民営化することが大変多くなりました。また、地域振興と雇用の増大を目的として出発した三セク事業ですが、これも指定管理制度によって契約を交わし展開することも増えてきました。

そんな中で、出資もしているが委託料を支払って公共事業を委託している法人、いわゆる会社ですね。ここと町長は町のトップとして、このような会社とのように関わり、対処すべきと考えられておられるか。

投票に行けないお年寄りや町外に学ぶ子供たちがなかなか投票にも行けないものだから、先ほど来から問題になっていた投票率も低いかもしれません。そんな中で7,053票の信頼を勝ち取った気鋭の町長のご意思、思いを尋ねたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、町が出資している法人等との関わりということでございますが、私は、町が半分以上出資していても、その会社の代表には、おののの会社の中から適正な方に代表に就いていただき、よりよいサービスの提供につなげていただきたいというふうに考えております。

町が出資している会社ですから、取締役という立場で意見を言わせていただ

き、関わるようにしていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひいたします。

議長（酒元法子）

14番 鍛治谷議員。

14番（鍛治谷眞一）

大変期待したとおりのお答えがありました。釈迦に説法かもしれません、地方自治法144条で長の兼業の禁止をうたっております。でありながら、地方自治法施行令の122条で、役員に就いてもいい。それは50%以上の出資をしていればということですが、この2つの相反するような法律の言うところは、町が出資している以上は、町長も役員として、もしくは代表として入ってもいいから、経営に深く関わってやってほしいという意味で、今ほど町長は、代表には就かない。それは役員の方からしっかり選んでもらう。自分はそこの役員として経営に助言もしくはリードをしたいという思いが伝わってきました。

これからも差し迫った公共交通の問題とか福祉サービスの多様化、そなところで委託料を払って委託サービスすることが多くなると思います。どうか慎重な、適正な委託料、適正な委託事業として監視されていかれることを切に願って、1問目を終わりたいと思います。ありがとうございました。

次に、2点目、副町長にお尋ねいたします。

私は、3月の一般質問において、町が50%以上出資して、公共事業のごみ収集、し尿収集を業務とする会社から、持木一茂前町長が年俸150万、同じく下野副町長が監査役として年俸18万、この役員報酬を受け取っていたことが分かりました。

私は大変驚きましたが、質問の通告は、持木町長の4月9日、町長を退任される、それに合わせて進退をどうされますかという質問でしたから。そしてもう一つは、この問題をこの議場でやることにちゅうちょがありました。でも、その場ではそれ以上の追及はしませんでしたが、内心じくじたる想いで、発言の最後に、「私は道義的にはあまり納得できるものではありませんが、今日はここまでにしておきましょう」と結んで、再度の質問することを通告いたしておりました。

私は、今日のこの日まで、3月に質問してから、何らかのアプローチがないかな、どこかで理解し合う点をつくって話ができないかな、そんなふうに思つておりました。私から行こうかな、そんなことも思つておりました。しかし、今日の今日まで何もありませんでした。

そこで、改めて質問いたします。町が出資し、毎年委託料を払って公共事業

を委託している会社から前町長、そして副町長が役員報酬をもらっていたことについて、その当時、その会社の監査役を務めておられた副町長の見解を確認したいものです。

もう一度言います。高額な町長給与、副町長給与をもらっているお2人が町が委託金を払っている会社から役員報酬を受け取っていたんですよ。そのお金は血税、町の金なんです。副町長の説明責任を求めます。

議長（酒元法子）

下野副町長。

副町長（下野信行）

それでは、鍛治谷議員のご質問に対して答弁をさせていただきます。

町が出資した法人から役員報酬を受け取っていたことについての質問であると思います。

まず初めに、私は、町の出資法人、有限会社のとクリーンサービスの監査役に平成30年5月28日から本年5月21日までの間、前副町長の後任という形で就任をしておりましたことを報告申し上げます。

就任につきましては、先ほど鍛治谷議員のほうから地方自治法の関連でご説明があったので、ここでは省略をさせていただきます。

そこで役員報酬を受け取ったということは、同社の定款第19条で、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は株主総会の決議をもって定めるという規定がございます。これにより、従前より、すなわち私の就任以前より全役員にも支払われておりましたことや、私の場合は地方公務員法第3条並びに第4条の規定によります一般職の適用を受けないということから、受け取らせていただいておりました。

遅れましたけれども、これまで鍛治谷議員との話し合う云々ということがなかったことについては、おわびを申し上げたいと思います。

以上申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

議長（酒元法子）

14番 鍛治谷議員。

14番（鍛治谷眞一）

私の質問が抜けていたのかもしれませんね。監査役として、前町長に150万払っていた件について、監査役としてどう考えていたか。それを聞いたつもりでしたが、それは返ってきませんでした。

それから、地方公務員法の第3条をもって、たしか今お話しになりましたね。でも、副町長は議会が認定する特別職の地方公務員だと思います。38条をご存じでしょうか。地方公務員法第38条。ここでは、営利企業の従事の制限というものが挙がっております。職員は、任命権者の許可を受けなければ、その団体の役員になれないとしており、いいですか、なおかつ、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。遵法、そして説明責任、今はコンプライアンスとかいろいろ言うそうですが。

私は、副町長、ここまで行ったら、自分が正しいということもあるかもしれません。それは、その会社の規約の中にあったかもしれません。私はその規約を知りません。でも規約にそうあったとしても、あなたは議事録の中でこんなふうにおっしゃっていますよ。「人口の減少、世帯の減少、合併浄化槽の進行が年々顕著になっており、ごみ収集、し尿収集の取扱量が減少する予想で、一方、収集エリアは縮小はされないので、今後の運営は厳しくなっていくと推測される」。これは、前町長の持木さんも同じことをおっしゃっていました。

であるならば、高額な町長給与をもらっていたり、町長ほど高額じゃないかもしれませんのが公務員としては大変大きな給与をもらっている副町長が、150万や18万の年俸で恥かくなよ。返却すべきでしょう。私は司法ではありませんから、あなたに返却しろとかそんなことは申し上げません。でも、せつかく、こんなところで並べて言うのは失敬ですが、町長はきれいな思いで代表にも就かない。でも役員としてちゃんと経営監視したい。なぜならば50%以上の出資をしているから。76%しておりますよ。だから経営責任はあるんです。それでも、そこで報酬をもらったらアウトだということを町長は知っているんです。

これ以上、私に物を言わせても決して町のためにならない。

先ほど町長にも申し上げました。これから先、逼迫する公共事業の問題や福祉サービスの多様化で、ますます委託事業が増えています。財務の支出の中で3大ブラックボックス、こんなふうに言われているのは委託料と負担金と補助金です。委託料をもう一度精査しましたか。しっかり精査して仕事に忠実に進まれることを期待申し上げて、質問を終わります。

議長（酒元法子）

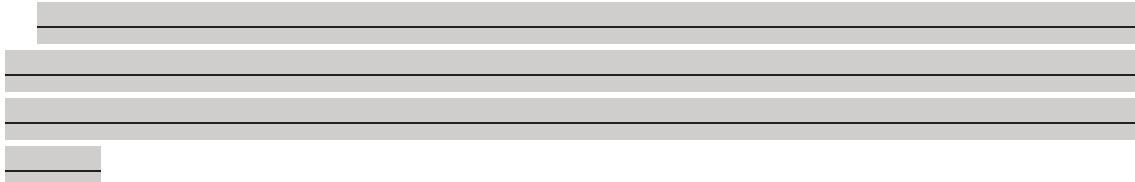
以上で、14番 鍛治谷議員の一般質問を終わります。

続きまして、11番 向峠議員。

11番（向峠茂人）

本定例会は、新しい大森町長の誕生の初議会です。今までにない、私を含め

て11人の議員がここに立っています。私が町長としても2人や3人の一般質問じゃ、ちょっとうなだれるかなと思ったけれども、この間、町長は控室で、お手柔らかにとしたけれども、先ほどの同僚議員の質問にありました。きちんとした答弁をいただいて、私も感心しております。



それでは、通告に従って質問したいと思います。

10人までは新しい町長に質問をしましたけれども、当議会の紅一点、新任の教育長に誰も質問せん。これはおかしいがじゃないかと思ったけれども、はて何をしていいのか分かりませんでした。だけど、6月定例会の就任の挨拶に、新教育長は「一步先の教育を」と。それだけ私は頭にあったので、私は教育論者でもありませんし高学歴の人間でもありません。ただ興味半分といえば大変失礼ですけれども、今までにない言葉を耳にしたので、今日は通告しました。

話はちょっと余談になりますけれども、全国市町村1,810自治体に女性の教育長はその5%。計算すると95の自治体で女性教育長が生まれております。このデータは3年ほど前のデータなので、今、眞智教育長が就任されたからもうちょっとパーセンテージが上がっているかもしれません。そういうわけで、昨今、男女参画とか女性の進出を促す議会においても会社においてもそういう世の中になっております。その点、新しい町長が英断されて女性教育長を登用したということは、私はすばらしいことだと思います。

それで、4月議会に、随時会議に提案され、議会全員で眞智教育長を信任したわけです。そういう経緯があります。

だけど、教育長というのは知つてのとおり、私がちゃべちゃべ言うまでもなく、町の教育を一手に預かる責任重き職であります。そこで、あなたも話に聞くと校長就任間もなく教育長になったというような話を聞いています。それが本当かうそか分かりませんけれども。何しろずっと立派な学歴を擁して現在に至っているわけですけれども、教育長になろうと思って教職に立ったわけでもないと思いますけれども、大森町長から教育長になってくれと、そういう話があったとき、恐らく私ならちょっと足踏みするかなと思ったけれども、正々堂々と、いろいろ心の葛藤はあったと思いますけれども、真摯に、正直に、その胸の内をここに語っていただきたい。

何でというと、能登町民も大変注目されていますので、当議会の議長も、事務局長も、教育長も、3人女性でございます。これは一議員として大変喜ばしいことです。そういう意味で含めて、正直に教育長に任命されたときの心の内

をお言葉にしていただければと思います。私も立っています。

議長（酒元法子）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

それでは、向峠議員のご質問にお答えしたいと思います。

私は、30年間、学校現場に奉職しておりました。学校のことはよく分かっておりますが、町の行政については全くの1年生です。このたび教育長という大役をお任せいただき、これまでの経験を生かすとともに、本当に謙虚に学んで、能登町全体の教育発展のために前を向いて頑張っていかなければならないというふうに思いました。

以上でございます。

議長（酒元法子）

11番 向峠議員。

11番（向峠茂人）

にこやかな笑顔で、爽やかな声で、ご答弁ありがとうございます。

やはり私は生意気なことを言うけれども、能登町に限らず日本全国の自治体津々浦々、教育に関しては少子・高齢化でもありますし、ましてコロナ禍の中の教育というのは大変難しいものがあろうかと思います。

その中で、大森町長も、まずコロナワクチン対策ということを前面に致されております。これは当然であります。

そこで、教育にも家庭教育、学校教育、社会教育と、言うなれば3つのジャンルがあろうかと思います。どれを取っても、あれがいけない、これがいけない、みんな大事な教育です。私の考えからすれば、家庭教育が一番かなと思うときもあるし、また、あるときは学校教育かなと。その時々の状態によって右往左往することがたくさんあります。

一々、家庭教育、学校教育、社会教育、一応したためてあるけれども、あらかじめここで言うほどのこともないかと思います。

そこで、教育長においては、甲乙つけ難い3つの教育かと思いますが、強いて挙げるならばどの教育に当たるのか、現在の所信のほどをお答えいただきたいと思います。

議長（酒元法子）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

向峠議員がおっしゃるように、家庭教育、学校教育、社会教育、全て重要なことですが、私は、特に学校教育を核としていきたいと考えています。子供たちは地域の宝です。子供たちの存在は、地域を明るくしてくれます。その子供たちが健全に育っていくには、学校と家庭、地域社会の協力、これらの関わりが子供たちの成長による影響を与えます。そこで、学校教育を核にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（酒元法子）

11番 向峠議員。

11番（向峠茂人）

さらさらとやられると、何を質問していいか。

確かに今、眞智教育長が申されたとおり、学校教育に携わっておって社会教育というわけにもいかんとは言わんけれども、学校教育は大事です。

だけど、私たち団塊の世代は、もちろん学校もありましたし、私は自慢じゃないけれども一回も休んだことはありません。小学校、中学校、高校、もう一つ。

だけど、これはちょっと手前みそで若干の時間をいただきたい。というのは、私は学校教育、特に私は旧黒川小学校、全校生徒、全部で教職員を入れて88ぐらいいましたかね。そして私が1年のときは複式で、1年、2年、3年、4年、5年、6年でした。見たとおりで、私は今はこうしてでかい声でしゃべっていますけれども、小さいときは女の子の前では下向いて、のの字を書いていたような男でした。そして学校の成績もよかつたものじやないです。あのときは5点法です。私は6年間通じて、5だったのは図工と体育でした。あとは見たとおり、うちのおふくろに通知簿を持っていくと、茂人、おまえの通知簿はラジオ体操やな。何でやねと言ったら、1、2、1、2ばかりだと。うまいこと言うな、そうかと思ったけれども、確かに。3はたまにありましたけれども。

そういうわけで、学校教育というのはあまり私はなじめませんでした。だけど、こうして中学校、人並みに高校も、もう一つ上の大学とまではいかんけれども行きました。

だけど、学校教育の中で、最近の学校教育を見ていると、私の偏見に映るか

もしませんけれども、ややもすると知識を優先するというか、知識の習得に偏りがちな教育が目立って、自ら学び自ら考える力を教えているのかな、生きる力を教えているのかなというのが時たまニュースに聞きます。今の子供は、話に聞くとマッチも擦れないようです。全部じゃないと思うけれども。うちらのときは、昔、これぐらいの小刀というか、ナイフとのこぎりのついたものをお常にポケットに入れていきました。だけど、それで人を刺すような、そんなことも考えもせんけれども、今はそんなのを持つと危ないとか、いろんな昨今の社会情勢を見ると持てるはずもありません。

だけど、学校教育の中に知識に偏った、私の思い違いならそれでいいんですけれども、もう一度、教育長が学校教育が大切というのは、現に今まで教壇に立って、どうということを子供たちに教えていたのか。生きる力などと私の申した、そういうことも含めて教育されていたのか。ちょっとまたご答弁いただきたいと思います。

議長（酒元法子）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

今ほどのご質問ですが、私、30年間、学校現場に関わる仕事をさせていただきましたけれども、学校では今、新学習指導要領が小学校、中学校でも実施され、その中には社会に求められる力を育成していくということが掲げられています。どの小中学校でもそこを目指して頑張っておりますので、今ほど議員がおっしゃいましたような知識偏重になっているということはございません。各学校、その地域の実情に応じた子供たちの実態や家庭からのご要望に応じた教育を進めるよう毎日努力しております。

以上です。

議長（酒元法子）

11番 向峠議員。

11番（向峠茂人）

私も頭の片隅にあった世界に羽ばたくというか、教育長の答えられたその答弁に私は深く感銘したし、そういうことを教えているのかと大変私も心強く思います。

教育長も知っていると思うけれども、イギリスの哲学者でホワイトヘッドという人は、「あまりに多くのことを教えることなかれ。しかし、教えるべき

ことは徹底的に教えるべし」。要するに、教育長が申されたとおり国際性の感覚を持った生徒が大事だと思うなら、このホワイトヘッドの言葉が当てはまるんじゃないいか。教えるべきことは徹底的に教える。これからの教育は、そうした人間が独り立ちしていくのに、どんな状況においても独り立ちできるような生き方の教育が私は大事かなと思います。

せっかく書いたから読んでみるね。

今教育長が申された中においては、かいづまんで言いますけれども、学校は学問を教えるところではない。本質的には生きていくために必要最小限のことを教えるところである。ところが学校を卒業しても、満足に生きていくことができない、生活ができない若者が増えているのも現実の一端であると。

微分積分の計算ができないからといって、生きていく上に支障があるわけではないんです。しかし一番大事なのは、学校教育の中にも家庭教育の中にもやっぱり挨拶ですよ。朝起きて寝るまで挨拶の連続だと思います。恐らく町長をはじめ、ここにおいでる職員、議員の方も、家族同士の挨拶はやっておいでると思います。挨拶は人間の基本でありますから、これは一番大事。

先ほど議員で、高学歴でも挨拶のできない職員がいる。また、これは大変役場職員に失礼ですけれども、接遇リーダー制を取って対人関係のそういうことも言っていました。やっぱり挨拶が私は一番大事だと思います。

その中で、教育長は、「一歩先を行く教育」とはどういうことなのか、途切れ途切れの質問でご理解賜るか分かりませんけれども、教育長の申す「一歩先の教育」とはどういう教育なのか。

議長（酒元法子）

11番 向峠議員。3回までとなっておりますので。

しゃべっておったら分からんがになったんかもしれんね。

11番（向峠茂人）

最後の質問に入っておる。

議長（酒元法子）

じゃ、もう一回だけ。

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

私の言う「一歩先の教育」とは、能登町教育基本計画の基本理念の中にある「一歩前へ進む人づくり」です。私たちが変化の激しいこの時代を生きていく

ためには、学校教育をはじめ、生涯にわたって自ら学習し、様々な課題解決のために活動していくことが一層必要となっています。

今年度は、G I G Aスクール構想元年と言われ、昨年度、当町が整備した学校における高速W i – F i 環境や1人1台端末は、1月より本格的に授業でも活用し、県内でも能登町はかなり進んできています。このような技術を上手に活用し、学びの質を高めていくことが大切です。

加えて、人づくりで最も大切なのは人との関わりです。相手のことを考えて行動する思いやり、予想不可能な問題を解決するために話し合う力、ふるさと能登町を愛する心など、社会全体で育てていくことが大切です。

そして、「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来へつなぐ」能登町で育ったことを誇っていける「一步前へ進む人づくり」を進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（酒元法子）

11番 向峠議員。

11番（向峠茂人）

私が想像していた以上なご答弁をいただきました。さすが若い教育長であつて、女性でもある。そういう感性から、今申されたことは、これからの中大変大事なことだと私も認識しております。

だけど先ほど申したとおり、人間の根本は挨拶。それがどんな優秀な人でも挨拶もできない。これは本人にとって大変マイナスです。そういうことを家庭でも学校教育でも社会教育でもしていくべきだと。今日に至ってまでそういうことが問題にされていることは非常に悲しいことかなと思います。

そういうわけで、教育長が爽やかな答弁をいただいた。その初心を新生大森町政の中に二人三脚で自信を持って進めていってほしいと思います。

そこで、新しい教育長に、はなむけの五七五を贈ります。

「里山に 韶きわたれと まちカッコウ」。

カッコウというのは本当のところを言うとホトトギスなんです。だけど5月から8月に鳴く鳥だから季語として取り入れました。

「里山に 韶きわたれと まちカッコウ」。

どうぞ自信を持って能登町教育に邁進していただきたいと思います。

議長（酒元法子）

以上で、11番 向峠議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

お諮りします。

一般質問が本日で全部終了いたしましたので、明日、6月15日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とする
ことに決定いたしました。

休会決議について

議長（酒元法子）

追加日程第1「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

明日6月15日を休会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

したがって、明日6月15日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月16日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（酒元法子）

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

散会（午後4時30分）

開会（午前10時00分）

開 議

議長（酒元法子）

ただいまの出席議員数は14人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

日程に入る前に、11番 向峠茂人議員より発言を求められておりますので、これを許します。

11番（向峠茂人）

去る6月14日の私が行った一般質問において、一部不適切な発言がありましたので、この場をお借りし、おわび申し上げますとともに、発言の取消しの許可をいただきますようお願い申し上げます。

議長（酒元法子）

ただいま向峠議員から、6月14日の一般質問における発言について、能登町議会会議規則第60条の規定によって発言を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可し、発言を取り消すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

したがって、向峠議員からの発言取消しの申出を許可し、発言を取り消すことに決定いたしました。

議案上程

議長（酒元法子）

日程第1、議案第43号「令和3年度能登町一般会計補正予算（第1号）」から、日程第12、議案第54号「字の区域及び名称の変更について」までの町

長提出議案 12 件を一括議題といたします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件のうち、ただいま議題となっております案件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（酒元法子）

総務産業建設常任委員会 小路委員長。

総務産業建設常任委員長（小路政敏）

改めて、おはようございます。

それでは、総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第 43 号 令和 3 年度能登町一般会計補正予算（第 1 号）歳入及び所管歳出

議案第 45 号 令和 3 年度能登町水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 47 号 能登町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第 48 号 能登町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議案第 49 号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 50 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 51 号 能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 53 号 請負契約の締結について

議案第 54 号 字の区域及び名称の変更について

以上 9 件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（酒元法子）

次に、教育厚生常任委員会 市濱委員長。

教育厚生常任委員長（市濱等）

それでは、教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第43号 令和3年度能登町一般会計補正予算（第1号）所管歳出

議案第44号 令和3年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第46号 令和3年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）

議案第52号 能登町手数料条例の一部を改正する条例について

以上4件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（酒元法子）

以上をもって、ただいま議題となっております付託議案の各常任委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（酒元法子）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

質疑なしと認めます。

討 論

議長（酒元法子）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

討論なしと認めます。

採 決

議長（酒元法子）

これから、採決を行います。
採決は起立によって行います。
お諮りします。
議案第43号「令和3年度能登町一般会計補正予算（第1号）」
の1件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒元法子）

起立全員であります。
したがって、議案第43号の1件は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第44号から議案第46号までの3件を一括して採決します。
お諮りします。
議案第44号「令和3年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」
議案第45号「令和3年度能登町水道事業会計補正予算（第1号）」
議案第46号「令和3年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）」
以上3件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒元法子）

起立全員であります。
したがって、議案第44号から議案第46号までの以上3件は、委員長報告
のとおり可決されました。
次に、議案第47号から議案第52号までの6件を一括して採決します。
お諮りします。
議案第47号「能登町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」
議案第48号「能登町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例に
ついて」
議案第49号「職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例につい
て」

議案第50号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第51号「能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第52号「能登町手数料条例の一部を改正する条例について」

以上6件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（酒元法子）

起立全員であります。

したがって、議案第47号から議案第52号までの以上6件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号の1件を採決します。

お諮りします。

議案第53号「請負契約の締結について」
の1件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（酒元法子）

起立全員であります。

したがって、議案第53号の1件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号の1件を採決します。

お諮りします。

議案第54号「字の区域及び名称の変更について」
の1件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（酒元法子）

起立全員であります。

したがって、議案第54号の1件は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（酒元法子）

続いて、本日、議会提出議案として、議会運営委員会、國盛委員長より、発委第1号「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」の1件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加議案上程

発委第1号

議長（酒元法子）

追加日程第1、発委第1号「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」の1件を議題とします。

提案理由の説明

議長（酒元法子）

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会 國盛委員長。

議会運営委員長（國盛孝昭）

それでは、発委第1号「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」の提案理由を申し上げます。

全国町村議会議長会が標準町村議会会議規則の一部を改正したことを受け、能登町議会会議規則の一部を改正するものであります。

主な改正理由は、近年、町村議会においては、議員の成り手不足が喫緊の課題であります。その解消に向け、議会の機能強化を図るとともに、女性や若者

をはじめ多様な層の住民が議員に立候補し活躍できる環境を早急に整備するものであります。

また、現在、政府においては、規制改革実施計画等に基づき、全ての行政手続における押印義務を廃止する方向で検討が行われていることを踏まえ、当議会への請願手続についても、請願者の利便性の向上を図るため、規則の一部を改正するものであります。

その他、用語の一部についても、日常使われる用語に改正いたします。

以上、本趣旨をご理解いただき、賛同いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長（酒元法子）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（酒元法子）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（酒元法子）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

討論なしと認めます。

採 決

議長（酒元法子）

これから、採決を行います。
お諮りします。
発委第1号「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」の1件を採決します。

この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒元法子）

ありがとうございました。
起立全員であります。
よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

休 憇

議長（酒元法子）

ここで、しばらく休憩いたします。再開は10時半といたします。（午前10時20分）

再 開

議長（酒元法子）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前10時30分再開）
ただいま休憩中に、向嶋茂人議員から、一身上の事情により議会運営委員を辞したい旨の届出が提出されました。

議長（酒元法子）

お諮りします。
「能登町議会運営委員の辞任」を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、「能登町議会運営委員の辞任」を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

追加議案上程

許可第1号

議長（酒元法子）

追加日程第2、許可第1号「能登町議会運営委員の辞任」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、向峠茂人議員の退場を求めます。

(11番 向峠茂人君退場)

議長（酒元法子）

職員に辞職願を朗読させます。

事務局長（打合いすみ）

それでは、辞任願を代読いたします。

辞任願。このたび、一身上の都合により能登町議会運営委員会委員を辞任したいので、許可されるよう願い出ます。

令和3年6月16日。能登町議会議長殿、能登町議会運営委員会委員 向峠茂人。

以上でございます。

議長（酒元法子）

お諮りします。

向峠茂人議員の能登町議会運営委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、向峠茂人議員の能登町議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

ここで、向峠茂人議員の入場を許可します。

(11番 向峠茂人君入場)

議長（酒元法子）

ただいま議会運営委員が1名欠けました。

お諮りします。

「能登町議会運営委員の選任」を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更して直ちに選任したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、「能登町議会運営委員の選任」を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更して直ちに選任することに決定いたしました。

**追加議案上程
選任第1号**

議長（酒元法子）

追加日程第3、選任第1号「能登町議会運営委員の選任」を議題といたします。

お諮りします。

能登町議会運営委員の選任については、能登町議会委員会条例第8条第4項の規定により、宮田勝三議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました宮田勝三議員を能登町議会運営委員に選

任することに決定いたしました。

休会決議について

議長（酒元法子）

日程第13「休会決議」を議題とします。
お諮りします。
明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。
したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定いたしました。
以上で、令和3年第4回能登町議会6月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

閉会の挨拶

議長（酒元法子）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、令和3年第4回能登町議会6月定例会議を閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

7日より開会されましたこのたびの定例会議におきましては、一般会計補正予算をはじめ多数の案件につきまして慎重なるご審議を賜り、いずれも原案のとおり可決いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

会期中に議員各位から賜りましたご意見につきましては、厳正に受け止めまして、現状と課題の所在を十分に認識し、できることから対処してまいりますので、議員の皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

話は変わりますけれども、来月の下旬から北信越地区を会場に全国高等学校

総合体育大会が開催されます。石川県内では、剣道、なぎなた、バレーボール、ソフトテニスの4つの競技が行われまして、当町においてはソフトテニスの男子の部が開催されます。そのソフトテニスには、先日の県大会で見事に優勝をいたしました能登高等学校が男女とも団体、個人で出場いたしますので、その活躍を大いに期待しているところであります。新型コロナウイルスの感染状況によっては、選手、関係者をはじめ大会運営に様々な影響が考えられますけれども、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図ってきた高校生たちにとってすばらしい大会となるよう、しっかりと準備をしてまいります。

また、ワクチンの接種が始まってから1か月あまりたちましたけれども、感染力が強いと言われている変異株ウイルスの広がりも心配されているところでありますので、皆様には、一人一人ができる対策を継続して行い、感染拡大に努めていただければというふうに思います。

このコロナ禍によりまして観光業、飲食業などの疲弊は地域経済に大きな影を落としておりますけれども、町をいたしましても様々な支援を行い、それぞれの事業において真摯に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をさらにお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶いたします。

ありがとうございました。

散 会

議長（酒元法子）

以上で本日は散会いたします。

一同起立、礼。

皆さん、ご苦労さまでした。

散 会（午前10時39分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和3年6月16日

能登町議会議長 酒元法子

会議録署名議員 市濱等

会議録署名議員 小路政敏